

令和 6 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書

令和 7 (2025) 年 3 月
武蔵野音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	40
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	68
基準 6. 内部質保証	79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 演奏活動	85
基準 B. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアム	89
V. 特記事項	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神「〈和〉のこころ」、教育方針「音楽芸術の研鑽」「人間形成」

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、建学の精神を「〈和〉のこころ」と定め、教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げている。

本学の前身である武蔵野音楽学校（以下「本校」という）は、昭和 4(1929)年、当時の東京府北豊島郡練馬町南羽澤（現在の東京都練馬区羽沢）で各種学校として呱呱の声をあげた。その後、昭和 7(1932)年に専門学校として認可され、昭和 18(1943)年には教員無試験検定取扱い許可学校に指定された。そして昭和 24(1949)年、新制大学としては我が国で初めての音楽大学として設置が認可され、昭和 26(1951)年、学校法人への組織変更を経て、現在に至っている。

創立者の福井直秋は西洋音楽の美に深く感動し、この音楽美の探究には、西洋の歴史、文化そして思想を含む「音楽」そのものに対する正しい理解が不可欠であると確信した。それまで、すでに師範学校等で音楽教育に携わっていた創立者は、「音楽芸術の研鑽」と教養に裏付けられた「人間形成」とは、互いに相高めあうものであるとの強い信念を持ったが、当時はそのような理想的な音楽教育を実践する場は、極めて稀であった。

本校の開設は、音楽教育に優れた実績を持ち、また、音楽に関わる著作も多かった創立者に、本校の設立を強く懇請した音楽を志望する生徒たち、創立者の教育に寄せる情熱に共感する教職員、さらには、計画の具現化を願い開設資金や物資の準備等、物心両面におたり無私の協力を惜しまなかった親類縁者や善意ある人々の、強い「〈和〉のこころ」により極めて短期間のうちに現実のものとなった。

創立時には、生徒たちが率先して、校地の選定から校名や校章の決定、さらには校舎建設用地の整地に至るまで深く関わり、協力を惜しまなかったと記録されており、創立者は「〈和〉のこころ」こそが、この困難な計画達成への原動力であるとの信念から、これを建学の精神と定めた。

この建学の精神は、学生同士、教員同士、職員同士のみならず、学生、教員、職員相互の強い信頼関係の内に根付き、本学が折々に直面した艱難辛苦を克服し、発展し続けてきた基礎となり、90 余年に及ぶ校史の中で現在に至るまで脈々と受継がれている。多様性や個性が尊重され、重視される現代の社会では、自分の人生を貫く考え方、生き方、すなわち個性、アイデンティティーが何であるか、どうあるべきかについて、しっかりと考え、かつ実践して、自分の中に培い確立していくことが大切であり、同時に、他人の個性や価値観をも尊重し、これを受入れる努力や包容力、また、そこから学ぶ謙虚な心も兼ね備わる必要がある。この協調性、協働性こそが、建学の精神「〈和〉のこころ」に直に通じるものであり、この精神は、「個々人の自立」と表裏一体となって捉えられるべきものである。本学の学生には、他者を尊重し、協調しながらも、自立して問題提起や解決ができる、ここある「音楽人」になってもらいたいと考えている。

また、創立者は、本学に勤務する者全員が、等しく、直接・間接に教育の充実・向上に携わるべきであるとの強い思いを抱き続け、その思いは現在もなお教職協働の精神として学内に広く深く定着している。このことは、「武蔵野音楽学園就業規則」にも表れており、例えば、第 3 条に、「職員」という一つの呼称のもとで、教育職員、事務職員、技術職員、労務職員（現在は採用していない）に分類している。さらに、第 16 条に、勤務に関する一

般心得として、「職員は、法令に基づき、法人の定める規則、規程及び経営、教育方針を遵守し、同僚相助け、上司の命令に従い、職務の遂行に専念しなければならない。」と規定している。

本自己点検評価書においては、便宜上、教育職員を「教員」、事務職員及び技術職員を「職員」と記述する。

本学の教育方針は、上述のとおり「音楽芸術の研鑽」「人間形成」を掲げているが、詳しくは、「3. 個性・特色」の項で後述することとする。

2. 使命・目的

学校法人武蔵野音楽学園は、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「〈和〉のこころ」並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行ない、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与すること」を目的としている。（「武蔵野音楽学園寄附行為」第3条）

これに則り、本学は、「建学の精神「〈和〉のこころ」を尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及びその応用的能力を発展させ、併せて本大学の学園生活の規範として「3P 主義：礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)」を実践することにより、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与すること」を使命・目的とする旨を冒頭に謳っている。（「武蔵野音楽大学学則」第1条）

また、武蔵野音楽大学大学院（以下「大学院」という）は、「本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化芸術の進展に寄与すること」を目的とする旨、同様に謳っている。（「武蔵野音楽大学大学院学則」第1条）

3. 個性・特色

A. 音楽芸術の研鑽

「音楽芸術の研鑽」には、音楽の技術的修練のみならず、知性と感性を共に練磨し、真の芸術としての音楽美を探究することが必須である。

このような視点から、学生の音楽的創造力、思考力、表現力を育成すること、さらには、音楽の研鑽の厳しさをよく理解し、それぞれの道を目指して真摯に音楽に取り組む学修意欲を十分に引き出すこと等が必要とされ、そのためには、大学として編成する教育課程での学修のみならず、オーディション、コンクールへの挑戦や、コンサートへの出演等の実践活動への積極的な取り組みを奨励し、加えて、校外学修等の音楽活動の実体験を積ませることも不可欠である。

本学では、演奏家を志す者はもとより、作曲家、教育者、研究者、文化芸術活動等の企画・運営を志す学生たちが、互いに切磋琢磨しながら、真の芸術としての音楽美の探究に取り組んでいる。そして、これらの学生たちが実社会へ巣立ち、さまざまな分野において周囲と互いに協力・協調することにより、我が国の「音楽文化の質の向上」、及びこれを支え

る「強い基盤と広い土壌の形成」に大きく寄与することを、強く期待している。

B. 人間形成

多くの先人や識者が述べているように、芸術の探究は高潔な人格と結びつくものである。すなわち、「人間形成」と「音楽芸術の研鑽」は、表裏一体の関係にあると考える。

本学では、個人レッスンやアンサンブル指導等を、知識・技術の教授のみならず、人間形成の重要な場として位置付けている。楽曲の分析・解釈・演奏・創作を通じた学生と教員との、あるいは学生同士での有形・無形のコミュニケーションやディスカッションは、他者を理解・尊重し、協調する心を育み、個々人の人格の陶冶につながっている。

もとより、人間形成は教育課程のみで完結するものではなく、学校行事や部・同好会等における課外活動、地域社会や他大学との交流、学生寮生活、学生の自主的活動等、平素の大学生活の端々からも、学ぶべきものは非常に多い。本学では、これらの活動を積極的に支援・振興し、指導する側と学生が信頼を基礎に一体となり、幅広い知識と教養そして豊かな感性と品性を備えた人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することを目指している。

C. 3P 主義（礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)）

本学では、前述した建学の精神に基づく教育方針に即した教育を進めるにあたり、他者への理解と尊重とを重視するとともに、礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)の三つに基づく生活の規範を「3P 主義」と呼び、平素の生活において、学生のみならず、教職員にも実践することを求めている。

「礼儀」とは、挨拶から始まる日々の生活マナーを徹底することであり、「清潔」とは、環境面だけでなく、精神面での清潔を求めるものであり、「時間厳守」とは、日常の集団生活での約束事を守る基本であると、それぞれを位置付けている。創立者は、「3P 主義」について、「比較的容易な実践面より入って、これを習慣とし、品性化することが、やがて音楽するものの人間完成への第一歩であると信じている」と述べており、本学では、その信念を受継ぎ、現在でも日々の実践に努力を傾けている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 4(1929)年 2月	武蔵野音楽学校（各種学校）設立認可
昭和 7(1932)年 5月	財団法人及び専門学校令による武蔵野音楽学校設立認可
昭和18(1943)年1月	教員無試験検定取扱い許可学校に指定
昭和19(1944)年 3月	私立専門学校整備に関する文部省専門教育局長通達により「武蔵野女子音楽学校」に校名変更
昭和21(1946)年 4月	男子生徒入学再開し、校名を「武蔵野音楽学校」に戻す
昭和24(1949)年 2月	武蔵野音楽大学音楽学部（器楽・声楽・作曲の3学科）開設
昭和25(1950)年 4月	短期大学部第2部開設
昭和26(1951)年 2月	財団法人武蔵野音楽学校から学校法人武蔵野音楽学園へ組織変更
4月	大学別科開設
昭和27(1952)年 4月	短期大学部第1部開設
昭和28(1953)年 4月	大学及び短期大学部に専攻科開設

武蔵野音楽大学

昭和29(1954)年11月	教育職員免許法に定める課程開設
昭和33(1958)年 4月	音楽学部第2部開設
昭和35(1960)年10月	「ベートーヴェンホール」落成
昭和39(1964)年 4月	大学院音楽研究科修士課程（現博士前期課程）（器楽・声楽・作曲の3専攻）開設
昭和40(1965)年 4月	音楽学部に音楽学学科、音楽教育学科開設
昭和42(1967)年 3月	「モーツァルトホール」落成
10月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」開設
昭和44(1969)年 4月	大学院音楽研究科修士課程（現博士前期課程）に音楽学専攻、音楽教育専攻開設
昭和46(1971)年 7月	入間キャンパス開設（埼玉県入間市）
昭和51(1976)年 4月	音楽学部第1部1年次生入間キャンパスにおいて授業開始
昭和54(1979)年10月	入間キャンパスに「バッハザール」落成
昭和58(1983)年 3月	短期大学部第2部廃止
昭和61(1986)年 3月	短期大学部第1部廃止
平成元(1989)年 3月	音楽学部第2部廃止
平成 2(1990)年 3月	教育職員免許法に定める課程「再課程認定」
平成 5(1993)年 1月	パルナソス多摩（音楽研究施設）開設（東京都多摩市）、「シューベルトホール」落成
平成12(2000)年 2月	教育職員免許法に定める課程「再課程認定」
平成16(2004)年 4月	大学院音楽研究科博士後期課程音楽専攻開設
平成18(2006)年 4月	音楽学部ヴィルトゥオーソ学科開設
4月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設に指定
平成19(2007)年 4月	音楽学部音楽環境運営学科開設、学芸員課程開設
平成22(2010)年 4月	大学院音楽研究科博士前期課程器楽専攻・声楽専攻にヴィルトゥオーソコース開設
平成23(2011)年 4月	大学別科募集再開
平成24(2012)年 9月	「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」の進行に伴い「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設の指定を解除
平成27(2015)年 4月	江古田キャンパスの「ベートーヴェンホール」を除く全ての校舎建替えのため、大学の教育研究機能を入間キャンパスに移転
平成28(2016)年 11月	教育職員免許法に定める課程「課程認定」
平成29(2017)年 1月	江古田キャンパスの新校舎竣工、「ブラームスホール」落成
平成29(2017)年 4月	音楽学部演奏学科（器楽・声楽・ヴィルトゥオーゾの3コース）、音楽総合学科（作曲・音楽学・音楽教育・アートマネジメントの4コース）の2学科制に再編
	器楽学科、声楽学科、作曲学科、音楽学学科、音楽教育学科、ヴィルトゥオーソ学科、音楽環境運営学科募集停止
	大学の教育研究機能（体育実技授業・体育施設を除く）を江古田キャンパスに統合

武蔵野音楽大学

- 平成30(2018)年 4月 大学院音楽研究科博士前期課程器楽専攻にピアノコラボレイティヴアーツコース開設
- 平成31(2019)年 1月 教育職員免許法に定める課程「再課程認定」
- 令和2(2020)年 4月 大学院音楽研究科博士後期課程音楽専攻器楽領域にピアノコラボレイティヴアーツ増設
- 令和3(2021)年 12月 江古田・入間両キャンパスの楽器博物館を統合し、「武蔵野音楽大学楽器ミュージアム」と改称して、江古田キャンパスでリニューアルオープン
- 令和6(2024)年 1月 学生レジデンス「Flügel」竣工

2. 本学の現況

- ・ **大学名**：武蔵野音楽大学
- ・ **所在地**：江古田キャンパス 〒176-8521 東京都練馬区羽沢 1-13-1
入間キャンパス 〒358-8521 埼玉県入間市中神 728
- ・ **学部構成**：音楽学部
 - 演奏学科
 - 器楽コース・声楽コース・ヴィルトゥオーゾコース
 - 音楽総合学科
 - 作曲コース・音楽学コース・
 - 音楽教育コース・アートマネジメントコース

研究科構成：大学院音楽研究科博士課程

博士前期課程（修士課程）

器楽専攻

器楽コース・ヴィルトゥオーゾコース・
ピアノコラボレイティヴアーツコース

声楽専攻

声楽コース・ヴィルトゥオーゾコース

作曲専攻

音楽学専攻

音楽教育専攻

博士後期課程

音楽専攻

器楽領域・声楽領域・作曲領域・音楽学領域・音楽教育領域

別科構成：別科

器楽コース・声楽コース・作曲コース・指揮コース

- ・ **学生数**：学生数（1,192人）
大学（913人）、大学院（204人）、別科（75人）
- ・ **教員数**：教員数（270人）
専任教員（58人）
教授（26人）、准教授（17人）、講師（15人）
兼任教員（212人）

武蔵野音楽大学

特別招聘教授（1 人）

特任教授（13 人）、客員教授（2 人）講師（196 人）

・職員数 : 職員数（86 人）

専任職員（76 人）※法人職員 2 人を含む

嘱託職員（6 人）、パート職員（4 人）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人武蔵野音楽学園（以下「本法人」という）は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で記述したとおり、「武蔵野音楽学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）第3条において、その設置の目的を定めており、これに基づき、武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という）第1条には、本学の使命・目的を、また、「武蔵野音楽大学大学院学則」（以下「大学院学則」という）第1条には、武蔵野音楽大学大学院（以下「大学院」という）の目的をそれぞれ具体的かつ簡潔に明文化している。

また、これらの使命・目的に基づき、本学音楽学部（以下「学部」という）の教育研究目的については大学学則第5条第2項に、各学科・各コースにおける教育研究目的については第3項に、大学院音楽研究科（以下「研究科」という）博士前期課程（修士課程、以下「修士課程」という）及び博士後期課程の教育研究目的については大学院学則第4条第1項、第2項に、大学院各課程・各専攻の教育研究目的については第3項において、それぞれ定めており、加えてウェブサイト、シラバスに明記している。これらは、それぞれの教育水準の順次性、到達度を踏まえ、その意味・内容を具体的・明確かつ簡潔な文章で示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で記述したとおり、建学の精神「〈和〉のこころ」に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」及び「人間形成」並びに学生生活の規範である「3P主義」を本学の個性・特色として位置付けており、これらを本学の使命・目的及び大学院の目的に反映し、明示している。建学の精神、教育方針及び「3P主義」は、ウェブサイト、キャンパスガイド、学生便覧に掲載し、内外に公表している。

1-1-④ 変化への対応

本学は、昭和24(1949)年、音楽学部単一の大学として設置認可を受け、器楽学科、声楽学科、作曲学科の3学科の組織でスタートした。その後、時代の変化に応じ、学科の設置、大学院の設置など教育研究組織の設置・改編を行い、平成29(2017)年度に演奏学科と音楽総合学科の2学科に再編・統合し、現在の、学部・研究科構成に至っている。(学部・研究科構成、変遷についてはⅡ.沿革と現況を参照)

近年、学部については、演奏学科・音楽総合学科のカリキュラムの一部改正、科目の新設、第二副科の開設、研究科については、令和2(2020)年度に大学院音楽研究科博士後期課程音楽専攻器楽領域にピアノコラボレィティヴアーツを増設するなど、変化する社会的要請や多様化する学生の要望等に対応している。

教育研究組織の設置・改編に伴い、使命・目的、教育研究目的についての検討と見直しを重ねており、令和2(2020)年度をもって完成年度を迎えたのを機に、各学科・コースの教育研究目的の記述が、より実情に沿った適切な表現となるように、語句の修正等を行った。

また、令和5(2023)年度から学生便覧等で示していたものの規則化していなかった各学科・コースの目的を学則に修士課程の各専攻の目的を大学院学則に追加した。令和4(2022)年10月の大学設置基準の改正に伴い、学則、研究科規則等の対応が必要な規則の改正を行った。さらに令和7(2025)年4月の私立学校法の改正に併せ、寄附行為第3条(目的)の表現の見直しを行った。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、本法人の寄附行為で定める設置の目的を踏まえ、それに基づく大学の使命・目的、大学院の目的に従い、それぞれの教育研究活動を行っている。

時代の変化とともに、大学に対する社会からの要請や期待も高度化し、大学設置基準、私立学校法の改正など高等教育政策も絶えず変化しているため、今後においても引続き、その使命・目的を達成すべく、都度、十分な調査を尽くしながら改善を図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び学部・学科・コースの教育研究目的並びに大学院の目的及び研究科各課程・専攻の教育研究目的については、その設定や改訂の要否や内容等に関し、武蔵野音楽大学運営委員会(以下「大学運営委員会」という)及び教授会・研究科委員会での

審議を経て、武蔵野音楽学園運営協議委員会（以下「法人運営協議委員会」という）で審議し、最終的に理事会において審議決定する手続きを踏んでいる。したがって、これらの過程において、役員及び多くの教職員が、各別の職責のもと関与ないし参画し、審議を行っている。

以上のことから、使命・目的及び教育研究目的は、役員及び教職員の理解と支持を、十分に得ている。

1-2-② 学内外への周知

在学生に対しては、使命・目的、教育研究目的を、学則への規定やウェブサイトへの掲載に加え、シラバスや学生便覧においても適宜、周知している。かつ、建学の精神、教育方針については、入学式の学長式辞、必修科目である「キャリアデザイン（導入編）」の授業における説明に加え、学長メッセージをウェブサイトに掲載することで、周知している。

また、保護者、卒業生、その他の学外関係者に対しては、ウェブサイトへの掲載、各種印刷物の送付により、周知をしている。また、学生の保護者で構成される「武蔵野音楽大学後援会」の役員会においても説明を行っている。

なお、受験生に対しては、ウェブサイトや入学者選抜要項等の記載により周知するほか、オープンキャンパス等の学生募集イベントにおいて、各種資料を配付した上で、スライドを用いて建学の精神、教育方針及び「3P 主義」について解説し、周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本法人は、令和 11(2029)年の創立 100 周年を見据え、令和 5(2023)年度から令和 11(2029)年度の 7 年間を対象として、中期計画を策定している。その冒頭に「学校法人武蔵野音楽学園は、学園を取り巻く環境と今後予想されるさまざまな状況の変化に対応しつつ、学園の目的、建学の精神「〈和〉のこころ」及び教育方針「音楽芸術の研鑽」「人間形成」に基づき、教育研究の充実・振興を図るための計画を立て、これを着実に実現することにより、もって公的機関として安定的な学園運営の発展を図ることを目的として中期計画を策定する。本中期計画は 7 か年を対象として策定し、状況・環境の変化、計画の進捗状況、大学機関別認証評価結果等を踏まえ、毎年度見直し、必要に応じて修正・追加等を行うこととする。」と明示している。

さらに【表 1-2-1】のとおり法人の基本理念、ビジョン、重点目標を掲げ、法人運営、大学といった部門毎の計画項目を定めている。この計画項目に基づき、行動計画を策定し、年度毎に将来構想委員会を中心に進捗管理を行うことにより、使命・目的及び教育目的に基づいた中期計画の実行性を確保している。

表 1-2-1

武蔵野音楽学園の基本理念 建学の精神「〈和〉のこころ」及び教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、人間相互の理解と尊重を重視した教育を行い、「多様な社会の要請に応え、文化芸術活動の発展に貢献する人格豊かな人材」の育成を目指す。 ●西洋音楽を基盤とした専門分野における知識・技術を教授研究し、芸術的創造力と思考力を育む。 ●建学の精神「〈和〉のこころ」と同時に「個」を大切にし、教育課程、課外活動、学友会活動等を通して人格豊かな人材を育成する。 ●すべての教職員・学生が「3P主義：礼儀（Propriety）、清潔（Purity）、時間厳守（Punctuality）」を生活上の規範とする。	
学校法人武蔵野音楽学園ビジョン 学園創立100周年を見据えて、学園の更なる発展を目指し、「学校法人武蔵野音楽学園ビジョン」を掲げる。 ○経営に関するビジョン 1 学生、生徒、園児等を安定して確保するために必要な方策を講じ、定員充足を図る。 2 奨学金制度を含む学生支援を拡充させる。 3 ステークホルダーとの関係を強化し、真に信頼される学園を目指す。 4 将来の中核を担う教職員を育成する。 5 財務基盤を一層強化する。 ○教育研究に関するビジョン 1 教育研究目的を達成するため、より一層の教育の質の向上及び研究の充実を図る。 2 優秀な学生・生徒を確保するため、募集活動の充実を図る。 3 就職率向上のため、就職支援活動の充実を図る。 4 大学及び大学院への外国人留学生を受け入れるため、学修支援体制の充実を図る。 5 学生の積極的な音楽活動（コンクール、オーディション、海外留学等）を促し、顕著な成果を引き出す。 6 安心・安全に配慮した教育を推進するため、学修環境の充実を図る。	
第7期中期計画の「重点目標」 学園は、あらゆる方策を用いて、大学をはじめとする法人設置校の定員未充足を早期に改善する取り組みを進め、令和10年度までに入学定員を完全充足とする。このため、各設置校間の連携を強化する。また、大学と附属高等学校においては、本学園が求める資質を備え、在学中や卒業後に活躍の出来る学生・生徒を獲得していく。	
第7期中期計画 計画項目	
[大学] 教育の改善 演奏・研究活動の充実 学生募集活動の強化 広報活動の強化 入学者選抜改革 学生支援の強化 キャリア支援の強化 ステークホルダーとの関係構築 教育環境の整備	[幼稚園] 園児募集活動の強化 広報活動の強化 運営面の強化 [附属音楽教室] 生徒募集活動の強化 広報活動の強化 運営面の強化 [法人運営] ガバナンス・マネジメント強化 組織の再編と人事計画 学園創立 100 周年記念事業
[附属高等学校] 東京都への移設 教育改革 生徒募集活動の強化	

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与するという本学の使命・目的を達成するため、学部のディプロマ・ポリシーでは、その教育研究目的に基づき、卒業時に求める知識・能力・人間性について定めている。また、カリキュラム・ポリシーでは、本学の教育方針を具現するため、各コースの教育研究目的に適うよう、教授研究するための教育課程の編成・実施について方針を定めている。さらに、アドミッション・ポリシーでは、建学の精神及び教育方針に基づき、入学に際して本学が求め

る学修意欲と能力について定めている。

研究科においても、文化芸術の進展に寄与するという大学院の目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーでは、各課程の教育研究目的に基づき、修了時に必要な知識・技術について定め、カリキュラム・ポリシーでは、高度な学識と技術を体系的に教授研究するためのカリキュラム編成について、その方針を定め、アドミッション・ポリシーでは、建学の精神及び教育方針に基づき、入学に際して求められる探究意欲と能力について定めている。

以上のように、使命・目的、教育研究目的を、三つのポリシーの中に反映している。

また、三つのポリシーは、学務委員会、大学運営委員会、教授会・研究科委員会の意見を聴取し、学長が定めており、適宜見直しも行っている。直近では、令和5(2023)年度より従来包括的に定めていた三つのポリシーに加え、大学については、学科・コース、大学院については課程、コース、研究領域ごとに三つのポリシーを定め、さらにアドミッション・ポリシーについては、入学者選抜種別毎、試験科目との関連性についても明記し、各カリキュラムに使命・目的、教育研究目的がより具体的に反映されることとなった。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、後掲《図1-2-1》のとおりであり、その使命・目的に基づき、学部、研究科、別科、専攻科(募集停止中)、さらに、これらの教育研究を支える施設として、図書館、楽器ミュージアムを設置している。

学部には、教育研究目的を達成するため、演奏学科及び音楽総合学科を置いている。まず、演奏学科には、各専攻楽器の奏法を修得し専門的知識を備えた演奏家・指導者を育成する器楽コース、歌唱法を修得し専門的知識を備えた声楽家・合唱団員・指導者等を育成する声楽コース、演奏技術の修得に特に重点を置き高度な演奏能力を備えた演奏家を育成するヴィルトゥオーゾコースという三つのコースを置いている。次に、音楽総合学科には、作曲・編曲法の能力と音楽理論に関する知識を修得した作曲家・編曲家・指導者を育成する作曲コース、多様な音楽を歴史的・地域的・理論的に調査・研究する音楽研究の基礎を修得した研究者・音楽評論家・ジャーナリスト等を育成する音楽学コース、音楽教育の基礎理論を修得した音楽教育研究者・教員・音楽指導者を育成する音楽教育コース、芸術的感性とマネジメント能力を修得し、各種舞台芸術・音楽文化産業を牽引する人材を育成するアートマネジメントコースという四つのコースを置いている。

大学院においては、その目的を達成するため、研究科を置き、修士課程と博士後期課程を設置している。修士課程は、学部のアートマネジメントコースを除くそれぞれのコースに対応する専攻・コースを、博士後期課程は、修士課程の各専攻に対応する1専攻5研究領域を置き、より高度な教育研究を行っている。なお、アートマネジメントコースに関しては、学部4か年で修得した知識・技能を、実際の社会に出てからさらに伸ばし生かしていくべき分野と捉え、修士課程・博士後期課程は設置していない。

別科は、音楽に関するさまざまな学びのニーズに応え、幅広い年齢層を対象として開設している。

図書館は、学修を助け、教育研究上必要な資料(楽譜、音楽書、一般図書、AV資料等)を収集、管理、整理、保管し、学生や教職員、卒業生の利用に供することを主な目的とす

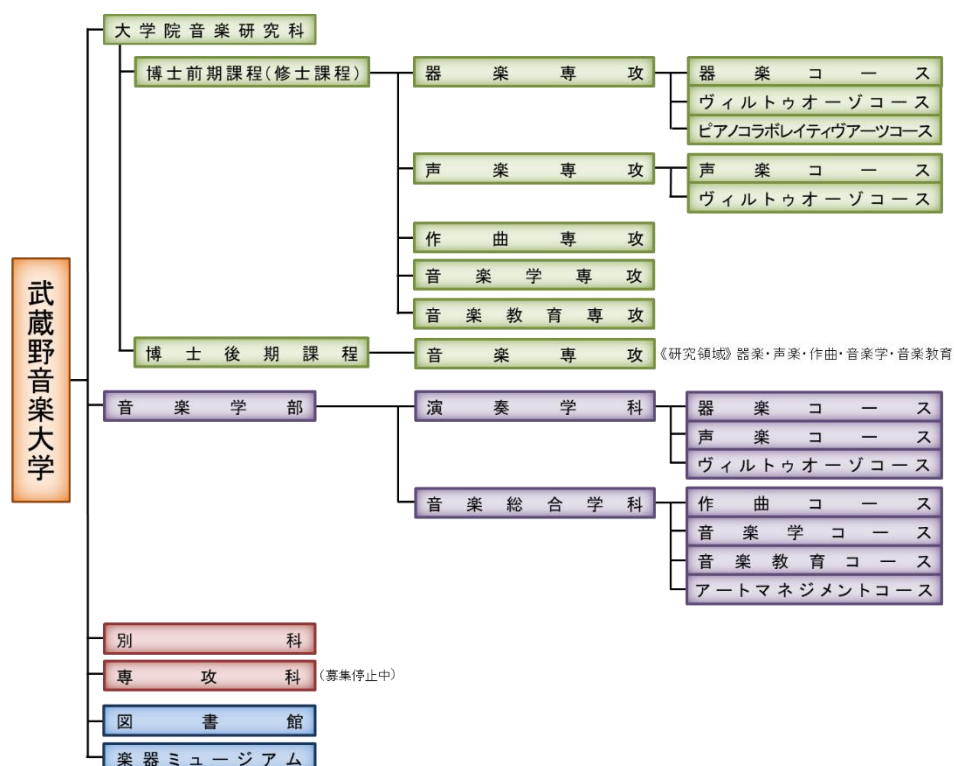
る。

楽器ミュージアムは、学生・教職員の教育・研究に役立てるため、楽器を中心とした資料を収集し、展示・公開している。学内においては、資料の貸出や、授業時の館内利用のほか、各種論文等の調査・研究に協力している。また、学芸員課程実習施設としての役割も担っている。

これらの組織により、建学の精神、教育方針、使命・目的に基づき、教育研究を行うことによって、我が国の文化芸術の振興に寄与している。

以上のことから、使命・目的及び教育研究目的に整合した教育研究組織は整備されている。

図 1-2-1 教育研究組織図



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境は、今後一層複雑・多様化することが予測され、これに伴い大学に求められる役割も変化していく。しかし、そのような状況であるからこそ、一層、建学の精神「〈和〉のこころ」のもと、本学の使命・目的の達成のために、教員・職員が一丸となって教育研究を行い、学生にその精神を浸透させていかなければならない。そのため、現在、本法人の歴史と創立者に関する貴重資料を展示する武蔵野音楽学園歴史展示室（以下「歴史展示室」という）のオープンに向けて、準備を進めている。創立者の教育者としての理念や功績とともに、創立への経緯やその後の学園の発展について理解が深まるよう整理し、わかりやすく工夫された展示を目指している。卒業生ほか来校者に見学いただくばかりでなく、むしろ教育の一環としてこの歴史展示室を活用し、本学の建学の精神、使命・目的、教育方針の意義に対する理解の深化を学生に促し、これらのことが日々の勉学や学

生生活の指針となるよう、開室の準備を進めていく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び学部・学科・コースの教育研究目的、大学院の目的及び研究科各課程・専攻の教育研究目的は、建学の精神に基づき具体的に明文化され、本学の個性・特色を反映したものとなっている。その策定の過程で、役員及び多くの教職員が関与・参画しており、役員、教職員の理解と支持を得ている。学内外へは、簡潔な文章や説明によって、さまざまな媒体や機会を通し、周知している。学園中期計画や三つのポリシーは、建学の精神、教育方針に基づき、使命・目的、教育研究目的を反映させて、策定している。使命・目的、教育研究目的を達成するために必要な教育研究組織は、変化する社会の要請に応じ適宜見直し、整備されている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、その使命・目的及び教育研究目的に基づき、音楽学部（以下「学部」という）及び本学大学院音楽研究科（以下「研究科」という）のアドミッション・ポリシーを、下記《表2-1-1》及び《表2-1-2》のとおり定めている。

これらの方針については、入学者選抜要項に明記するとともに、「武蔵野音楽大学キャンパスガイド」やウェブサイトに掲載するほか、大学受験講習会、オープンキャンパス、全国各地で開催する学校説明会、「音楽大学合同・音楽学部体験フェア」、大学院進学説明会等で学内外に周知している。

表 2-1-1 学部のアドミッション・ポリシー

武蔵野音楽大学では、建学の精神及び教育方針に基づき、入学に際して求めている学修意欲と能力をアドミッション・ポリシーに定めています。そして、この方針に則り、公正かつ妥当な入学者選抜を行い、国内外から広く学生を受け入れています。

アドミッション・ポリシー

武蔵野音楽大学の建学の精神「〈和〉のこころ」、及び教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に共感する以下のような学修意欲と能力を備えた者を、各コースの専攻別科目、共通科目、面接、調査書等による多面的・総合的な入学者選抜によって選抜します。

- 1 本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者。
- 2 音楽を主体的に学び深めることにより、音楽の美を探究する意欲のある者。
- 3 専攻の学修に必要な能力と基礎的学力、及び思考力、判断力を備えた者。

アドミッション・ポリシー全文

https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/departments/admission_policy



表 2-1-2 研究科のアドミッション・ポリシー

大学院音楽研究科では、建学の精神及び教育方針に基づき、入学に際して求めている探究意欲と能力をアドミッション・ポリシーに定めています。そして、この方針に則り、公正かつ妥当な入学試験を行い、国内外から広く学生を受け入れています。

アドミッション・ポリシー

武蔵野音楽大学の建学の精神「〈和〉のこころ」及び教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に共感する以下のような探究意欲と能力を備えた者を、入学試験によって選抜し受け入れます。

- 1 音楽芸術の分野についての高度な学識と技術の探究に、真摯に取り組む意欲のある者。
- 2 広い視野に立ち、創造的な演奏及び研究活動を行うに必要な資質を備えた者。
- 3 本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者。

アドミッション・ポリシー全文

https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/graduate/admission_policy



2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

A. 入学者選抜の実施体制

入学者選抜は、「武蔵野音楽大学入学者選抜規則」（以下「入学者選抜規則」という）に基づき、学長を委員長とする「入学者選抜委員会」のもとに、学務部長を実施責任者とする入学者選抜業務本部を置き、全学的な体制で実施している。

「入学者選抜委員会」は、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を行うため、前年までの選抜内容（過程と結果）を踏まえ、学部と研究科とが求める学修者の意欲と能力とをどのような方法で計るか検討を重ねた上で、試験科目やその内容等を決定している。また、可否に際しては、アドミッション・ポリシーに定められた項目と志願者の能力について、採点委員及び面接委員が審査・評価し、その結果に基づく合格者は「入学者選抜委員会」の審議を経て、「武蔵野音楽大学運営委員会」（以下「大学運営委員会」という）に提議し、教授会・研究科委員会の意見を聴取し、学長が決定している。以上のことから、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証は、公正、適切に行われている。

B. 学部の入学者選抜

a. 入学者選抜の区分

学部の令和6(2024)年度に行う「令和7(2025)年度入学者選抜」は、《表2-1-3》の入学者選抜種別で実施する。

表 2-1-3 学部の令和 7(2025)年度入学者選抜種別

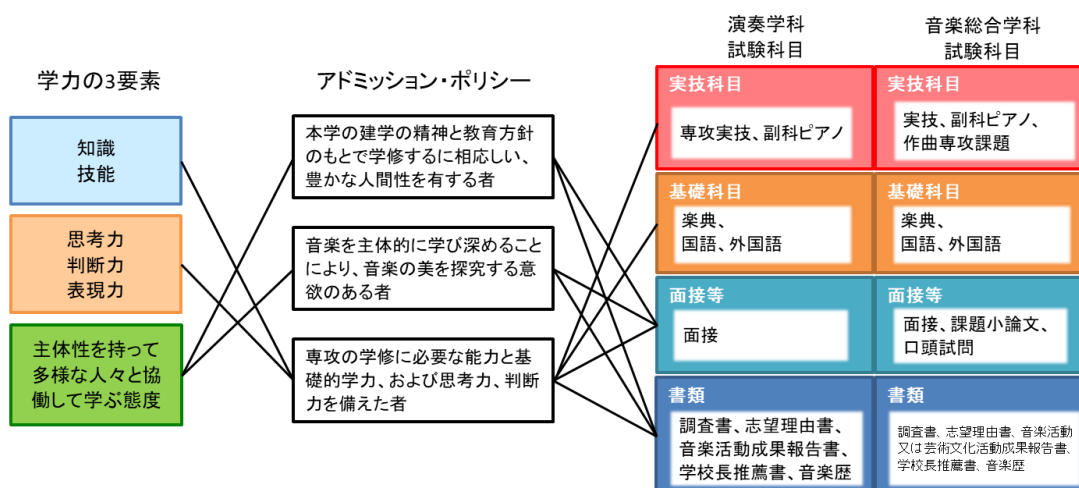
募集年次	入学者選抜種別		募集学科・コース
第1年次	総合型選抜 全4回		演奏学科全コース 音楽総合学科全コース ※第4回では演奏学科ヴィルトゥオーゾコース募集せず
第1年次	学校推薦型選抜	指定校制推薦	演奏学科全コース 音楽総合学科全コース ※附属高校特別推薦内部推薦では演奏学科ヴィルトゥオーゾコースを除く
		附属高校特別推薦	
		附属高校内部推薦	
第1年次	一般選抜	A・B日程	演奏学科全コース 音楽総合学科全コース
第1年次	外国人留学生		演奏学科（ヴィルトゥオーゾコースを除く） 音楽総合学科全コース

第3年次	外国人留学生		演奏学科（ヴィルトゥオーゾコースを除く） 音楽総合学科作曲コース・音楽学コース
第3年次	編入学	指定校制推薦	演奏学科（ヴィルトゥオーゾコースを除く） 音楽総合学科作曲コース
		一般	演奏学科（ヴィルトゥオーゾコースを除く） 音楽総合学科作曲コース・音楽教育コース
第3年次	転入学	一般	演奏学科（ヴィルトゥオーゾコースを除く） 音楽総合学科作曲コース・音楽教育コース

b. アドミッション・ポリシーと試験科目との関係

アドミッション・ポリシーと試験科目等との関連性は、下記《図 2-1-1》のとおりであり、アドミッション・ポリシーとともに明記し、ウェブサイト、入学者選抜要項で周知している。

図 2-1-1 アドミッション・ポリシーと試験科目等の関連図



本学では、全ての入学者選抜に際し、「調査書」の提出と「面接」（本学附属高校出身者については総合型選抜を除き免除）を課しており、これらを通して、アドミッション・ポリシーに定めている「本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有しているか」について、確認している。また、「音楽を主体的に学び深めることにより、音楽の美を探究する意欲」については、「面接」や「課題小論文」「口頭試問」「調査書」「音楽歴」「志望理由書」「音楽活動成果報告書」等を通して確認している。あるいは、「専攻の学修に必要な能力と基礎的学力、及び思考力、判断力」については、演奏学科においては「専攻実技」「楽典」等により、音楽総合学科においては「実技」「課題小論文」「口頭試問」等により、各審査し、評価している。なお、入学者選抜の問題については、全て学内で作成している。

c. 入学者選抜区分ごとの特性

令和 6(2024)年度に行う令和 7(2025)年度入学者選抜について、総合型選抜では、「調

査書」、「志望理由書」、「音楽活動成果報告書」等の詳細な書類審査、各コースの特性に応じた専攻別科目、丁寧な面接等を組み合わせて、音楽の美を探究する意欲、専攻の学修に必要な能力と基礎的学力、及び思考力、判断力等を多面的・総合的に評価・判定する。

高い演奏技術の修得に重点を置くヴィルトゥオーゾコースの入学者選抜（後述する学校推薦型選抜、一般選抜でのヴィルトゥオーゾコースの入学者選抜を含む）では、高い演奏技術の修得に重点を置く本コースの特性を踏まえ、器楽コース又は声楽コースの実技試験課題に加え、より長時間かつ高度なレベルの実技試験課題を課している。

音楽総合学科には、「作曲」「音楽学」「音楽教育」「アートマネジメント」の四つのコースがあるが、1年次からコースを決めて専門的な学修に取り組むフィックスメジャーシステムと、1年次では特定のコースを決めず、4つのコースに関する基礎的内容を幅広く学修し、2年次からコースを選択して専門的な学修に取り組むオープンメジャーシステムという2つの学びのシステムがあり、出願時に選択することができる（後述する学校推薦型選抜、一般選抜での音楽総合学科の入学者選抜を含む）。

学校推薦型選抜では、本学の指定する高等学校の校長が推薦し、かつ、在校中の学習成績の状況が「3.0以上」である者を対象として行う。この際、在籍校を「普通高校」と「音楽高校（音楽コース等これに準ずる学校を含む）」の二つに区分し、各別の特性を考慮し試験科目の設定をしている。また、本学附属高校からの内部推薦、特別推薦は、在校中の学習成績、音楽実技、人物、生活等を総合的に評価し、特に優秀な生徒について、附属高等学校長が推薦し、大学の決定を経て入学を認めるものである。

一般選抜では、試験科目について、「楽典」「国語」「外国語」「面接」に、志望するコースごとに課せられた科目が加えられる。ただし、「国語」と「外国語」については、本学独自の試験を受験するか、「大学入学共通テスト」を利用するか、志願者が出願時に選択できる。なお、一般選抜の志願者は、演奏学科内のコース併願（器楽コースと同一楽器のヴィルトゥオーゾコース、又は声楽コースとヴィルトゥオーゾコース（声楽））及び演奏学科と音楽総合学科の併願が可能である。

入学者選抜の試験科目や選抜方法については、従前より継続的な検討や見直しを経ており、例えば、「令和2(2020)年度入学試験」より、指定校制推薦入学試験（現・学校推薦型選抜）の試験科目のうち、普通高校在籍者の「ソルフェージュ」と「副科ピアノ」を免除することとした。また、「令和3(2021)年度入学選抜」からは、前述のとおり、演奏学科のヴィルトゥオーゾコースを対象に総合型選抜を導入したが、これを「令和5(2023)年度入学選抜」から全学科・コースを募集することとした。これらの見直しにより、志願者の層が広がったと分析している。加えて、「令和4(2022)年度入学選抜」では、これまで「ソルフェージュ」を試験科目として課してきた一般選抜においても、これを除外することにした。ただ、音楽大学志願者に対し、本学への入学の門戸を広げる契機となる一方で、ソルフェージュ能力はクラシック音楽を表現する上で重要な基礎的能力でもあるため、この施策と合わせて、全ての合格者に対してソルフェージュの入学前教育を行い、さらに、入学後の習熟度別クラスの組分けをより細分化することで、学修効果を高める対応を行うこととした。

C. 研究科の入学者選抜

a. 入学者選抜の区分

本学研究科は、博士前期課程（以下「修士課程」という）及び博士後期課程から構成されている。修士課程にあつては5専攻、博士後期課程にあつては5研究領域を募集している。なお、修士課程においては、外国人留学生も募集している。

b. アドミッション・ポリシーと試験科目との関係

研究科のアドミッション・ポリシーと試験科目との関係についても学部同様、アドミッション・ポリシーとともに明記し、ウェブサイト、入学者選抜要項で周知している。

1. 修士課程

修士課程では、研究科のアドミッション・ポリシーに示している「音楽芸術の分野についての高度な学識と技術の探究に、真摯に取り組む意欲のある者」「広い視野に立ち、創造的な演奏及び研究活動を行うに必要な資質を備えた者」「本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者」を選抜している。これらの資質や能力等は、特に「実技試験」「作品提出」「専攻分野筆記試験」「口頭試問」等の専攻別試験や「西洋音楽史」「音楽理論」「外国語」「面接」等において審査し、評価している。

特に器楽専攻と声楽専攻におけるヴィルトゥオーゾコースは、専攻実技に重点を置き、高度な演奏家養成に特化したコースであるため、器楽専攻又は声楽専攻の実技試験課題に加え、長時間にわたるより高度なレベルの実技試験課題を課している。

また、器楽専攻内の1コースとして、独奏者に対する単なる「伴奏」というだけにとどまらず、声楽家、器楽奏者と共に音楽を創り出していくピアニストを養成することを目指した、ピアノコラボレイティヴアーツ（以下「PCA」という）コースは、本コースの特性上、初めて見る譜面を、直ちに的確に演奏する能力が強く求められるため、試験科目として「新曲視奏」を課している。

2. 博士後期課程

博士後期課程では、この課程の目的を踏まえ、修士課程の研究成果の上に立ち、各研究領域に応じてより高度な「実技試験」「作品審査」「論文審査」の試験に加え、全ての研究領域において「外国語」「口述試験」並びに「面接」を行うことで、研究科のアドミッション・ポリシーに定められた探究意欲と能力を審査し、評価している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

A. 入学定員の変遷

本学は、昭和24(1949)年に、音楽学部3学科からなる音楽大学として発足し、その後、経済・社会環境、人口動態の変化に合わせ、研究科の設置や学部の学科増設・再編等に加え、入学定員の増減を行ってきた。近年は、今後予測されているさらなる18歳人口の減少、クラシック音楽を専門的に学修する層の縮小、また、首都圏音楽大学の入学定員の平均的規模、全国私立大学音楽学部入学定員総数等を総合的に勘案して、入学定員規模の計画的かつ段階的な適正化を図り、令和4(2022)年度入学者から入学定員を300人とし、現在に至る。

B. 適切な学生受入れ数の維持

過去5か年の学部及び研究科の入学定員充足率及び収容定員充足率の推移は《表2-1-4》のとおりである。

18歳人口の推移や社会情勢等を鑑みると、学生募集は厳しい状況であり、今後適切な学生受入れ数の維持を行うため、第7期中期計画では、学生募集活動を重点項目と定め、将来構想委員会のもとに将来構想小委員会、学生募集ワーキンググループ、サブワーキンググループを設置し、学生募集の可能性を探っている。

また、従来から実施しているオープンキャンパス、全国各地で開催する学校説明会、大

学受験講習会等の学生募集イベントや学校推薦型選抜の指定校となる高校への訪問、学校単位での見学会、留学生の獲得を目指した各種取組み、入学者選抜・カリキュラムの見直し等も精力的に行っており、入学定員充足率及び収容定員充足率向上のための対策を講じている。

表2-1-4 学部・研究科の入学定員充足率及び収容定員充足率（各年度5月1日現在）

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
学 部	入学定員（人）	310	310	300	300	300
	入学者数（人）	284	231	224	228	224
	充足率（％）	91.6	74.5	74.6	76.0	74.6
	収容定員（人）	1,240	1,240	1,230	1,220	1,210
	在籍者数（人）	1,026	1,035	1,006	984	913
	充足率（％）	82.7	83.5	81.7	80.6	75.4
研究科※	入学定員（人）	75	75	75	75	75
	入学者数（人）	58	66	65	90	105
	充足率（％）	77.3	88.0	86.6	120.0	140.0
	収容定員（人）	160	160	160	160	160
	在籍者数（人）	134	145	148	167	204
	充足率（％）	83.8	90.6	92.5	104.3	127.5

※研究科の入学定員の内訳は、修士課程 65 人、博士後期課程 10 人。修士課程は修業年限 2 年、博士後期課程は修業年限 3 年であるため、収容定員は 160 人。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者の受入れについて、今後も教育目的、アドミッション・ポリシーを踏まえ適切な体制で実施していく。また、令和 7(2025)年 4 月より学校教育法施行規則が改正され、入学者選抜に関する公表項目が増えるため、適切に対応できるよう準備を進めている。

また、第7期中期計画で重点項目と定めている学生募集については、令和10(2028)年度の入学定員完全充足を目指して、入試の回数・科目の見直し等を含め、種々の対策を講じていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

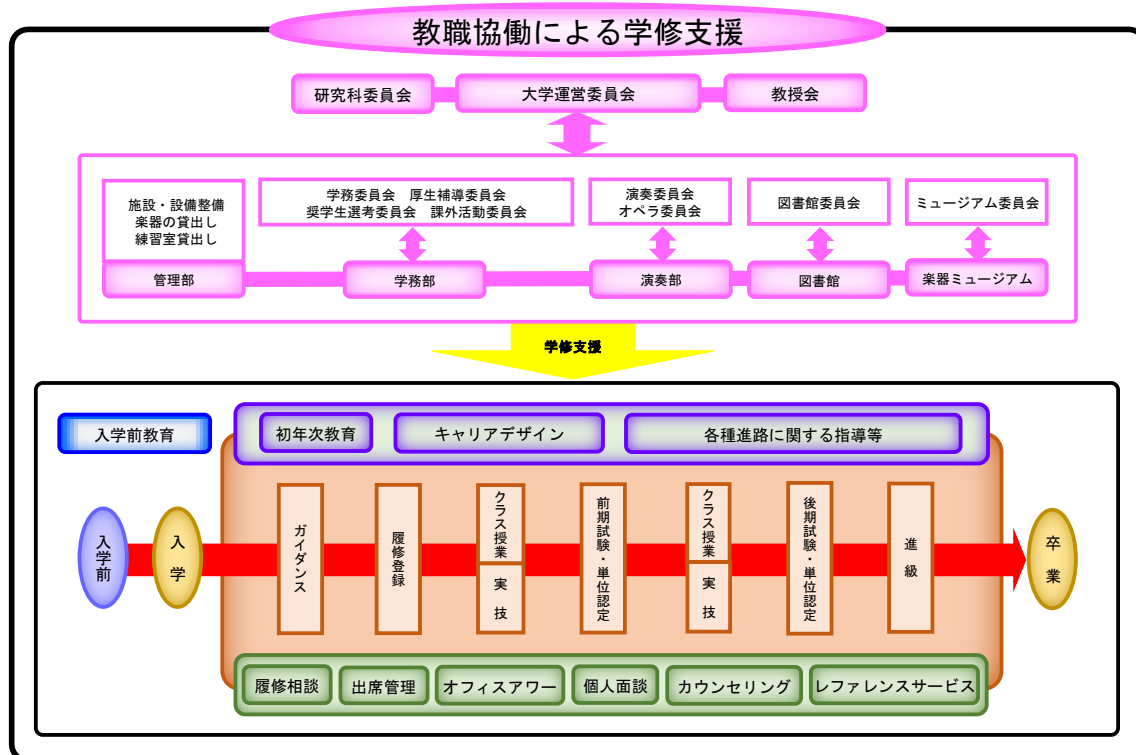
（2）2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、本学の創立を現実のものとした「〈和〉のこころ」のもと、創立以来、教職協働の精神をもって教員と職員が同等の立場で教学運営にあたっている。業務の内容は時代とともに変化しても、この教職協働の伝統は着実に今日まで受継がれ、しっかりと根づい

ている。また、教職協働の重要性は、毎年度行われる「全事務職員・専任教員研修会」や「全教員・主任以上職員研修会」等の機会を捉えた学長の講話等により、全教職員に徹底されている。この教職協働のもとに行われる本学の学修支援の概要は、下記《図2-2-1》のとおりである。

図 2-2-1 教職協働による学修支援の概要



以下、学部の各コース及び研究科の各専攻の主専攻科目を《表 2-2-1》のとおり「主科レッスン」と呼び、それに準ずる科目（主専攻以外に学修する楽器等）を「副科レッスン」と呼ぶが、これらの科目は、基本的には、担当教員に対し学生が 1 人（以下「個人レッスン」という）、若しくはごく少人数によるレッスンの形式で行っている。本学の学生のほとんどについて、個人レッスン等を通して、当該学生の学修の様子だけでなく、その学生生活全般の様子を把握し、状況に応じて相談に乗ることのできる教員が、1 人又は複数いるという状態が維持されており、授業等を通じて学生と接する各別の教員は、必要に応じて各関係部署と情報を共有している。また、各部署も、学生の出席状況等の様子から察知される課題について担当教員と連携をとっており、学生個々に対して、きめ細やかな学修支援を行っている。

表2-2-1 主な「主科レッスン」「副科レッスン」一覧 ※ヴィル＝ヴィルトゥオーゾコース

区分		学科・課程	コース・専攻	科目	授業規模
主科 レッスン (必修科目)	学部	演奏学科	器楽・声楽・ヴィル	専攻実技	個人
		音楽総合学科	作曲	作曲法（基礎）・（応用）	個人
			音楽学	音楽学概論、音楽学研究	少人数
			音楽教育	音楽教育学概論、音楽教育学研究、卒業論文演習	少人数
			アートマネジメント	アートマネジメント研究（基礎）・（応用）	少人数
	研究科	修士課程	器楽・声楽・作曲	専攻研究 実技	個人
			器楽（ヴィル除く）・声楽（ヴィル除く）・作曲	修士論文 演習	個人
			音楽学・音楽教育	専攻研究	個人
			器楽（PCA）	専攻実技演習	少人数
		博士後期課程	音楽	研究領域研究指導	個人
				研究領域論文演習	少人数
副科 レッスン (必修科目・選択科目)	学部	演奏学科	器楽（ピアノ以外）・声楽・ヴィル（ピアノ以外）	ピアノ、管楽器、打楽器、弦楽器、声楽	個人
		音楽総合学科	作曲	ピアノ、オルガン、管楽器、打楽器、弦楽器、声楽	個人
			音楽学	ピアノ、オルガン、管楽器、打楽器、弦楽器、声楽	個人
			音楽教育	基礎実技、ピアノ、オルガン、管楽器、打楽器、弦楽器、声楽	個人
			アートマネジメント	音楽実技、ピアノ、オルガン、管楽器、打楽器、弦楽器、声楽	個人
			オープンメジャーシステム	音楽実技、ピアノ、オルガン、管楽器、打楽器、弦楽器、声楽	個人
	研究科	修士課程	作曲・音楽学・音楽教育	副専攻実技	個人

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

A. 共通的な支援

a. 入学前教育

本学では、総合型選抜(第1回・第2回・第3回)・学校推薦型選抜(指定校)の合格者及び附属高等学校内部推薦認定者を対象として、合格発表から入学までの期間、学修意欲の維持・向上及び入学後必要となる基礎的な知識・能力を補強し学修意欲を継続させることで、新入生がスムーズに本学での学修を開始できるようにするため入学前教育

を実施している。

専門的知識・能力の強化を目的とし、総合型選抜（第1回・第2回）・学校推薦型選抜（指定校）の合格者及び附属高等学校内部推薦認定者を対象として、12月に実施の冬期受験講習会において、特別授業「ソルフェージュ（視唱・聴音）」「音楽理論」をレベル別に無料で開講し、専攻実技や副科ピアノの「個人レッスン」（有料）をオプションで受講することもできる。総合型選抜（第3回）の合格者には音楽理論の課題を求めている。

また、入学前教育対象者に基礎的知識・技能を習得させるため、英語の課題、副科ピアノの課題を求めている。

加えて、音楽表現能力の向上を目的として、本学主催の演奏会を無料で聴くことができ、音や音楽に関する感性や、音楽表現の能力について更に高める機会を提供している。そして、学修意欲の維持向上を目指し、本学の図書館を活用し、学修・研究に関する資料（図書、楽譜、録音、録画・映像資料等）の提供や情報検索のサポートなどのレファレンスサービスを受けることができるようになっている。

外国人留学生への入学前教育については、今後実施する事が決定しており、現在内容について検討を重ねているところであるが、来日し日本語学校に所属している入学予定者について、日本語学校からの依頼もあり、大学に入学するに当たっての心構えをはじめとした指導を行っている。

b. オリエンテーション、ガイダンス

年度末から新年度初頭に、全学生を対象として、1年次生にはオリエンテーションを、2年次生以上にはガイダンスをそれぞれ開催し、学務課・学生課・演奏課・管理課・図書館等の関係部署が連携し、各部署が所掌する修学に必要な事項について概要を説明する。加えて、担当教員及び学務課では、随時、履修相談に応じている。なお、1年次生に対しては、2学科7コースそれぞれの教育内容や履修上の注意点等について、各コース長又は専任教員等によりコース又は専攻別のガイダンスを実施している。

c. TA（ティーチング・アシスタント）

「武蔵野音楽大学 ティーチング・アシスタント規則」に基づき、大学院生をTAとして採用し、必要な研修を実施した上で、入学前教育の授業と、履修者数の多い「ソルフェージュ」「和声」において、当該授業の補助的業務と学生への助言を行わせ、教育効果の向上と学修進度の促進を図っている。また、TAに対し必要な研修を行っている。

d. SA（スチューデント・アシスタント）

「武蔵野音楽大学 スチューデント・アシスタント規則」に基づき、学部生をSAとして採用し、必要な研修を実施した上で、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業の補助的業務と学生への助言を行わせ、教育効果の向上と学修進度の促進を図っている（令和6(2024)年度実績なし）。また、SAに対し必要な研修を行っている。

e. オフィスアワー

クラス授業については、その授業内容に対する質問や学修方法に関する相談に応じるため、専任教員が研究室でオフィスアワーを設けている。各教員が受けた相談の内容及び対応については、「オフィスアワー報告書」として取りまとめ、個々の学生の学修に際しての質問や要望を把握し、横断的な課題として傾向を把握し、関係者間で共有するための参考資料として活用する。レッスンについては、一対一の指導という特性上、学生

からの質問や相談を常に受けることができる。また、レッスンの担当教員は、オフィスアワーのような決まった時間と場所を設けなくとも学生からの質問や相談に応じる体制となっている。

B. 個別支援

a. 音楽総合学科のオープンメジャーシステム履修者に対する支援

音楽総合学科には、フィックスメジャーシステムとオープンメジャーシステムの2つの学びのシステムがある。特定のコースを決めず、オープンメジャーシステムにより入学した学生には、その1年次において、担当の教職員がアドバイザーとなり、適宜、希望する進路を踏まえた履修サポート、日常の学修に関する相談、2年次進級時のコース選択に関するアドバイス等を実施している。

b. 外国人留学生支援

外国人留学生の修学生生活を直接・間接に支援すべく、日本語に関する基礎的能力の向上と日本文化に対する理解の深化を企図し、外国人留学生のみを対象とした必修科目として、1年次の前期に「日本語Ⅰ」、後期に「日本語会話」、2年次の前期に「日本語Ⅱ」、後期に「日本事情」を、それぞれ開講し、日本語教育専門の教員が全般を担当している。

また、外国人留学生については、年々増加傾向にあり、留学生の母国語で対応可能な職員の採用や厚生補導委員会による留学生支援方針の検討など支援体制の拡充を行っている。

c. 障害のある学生への支援、配慮

本学では、「武蔵野音楽大学障害学生支援に関する基本方針」を定め、これに基づき、障害のある学生の修学に必要な支援を行っている。

志願者が入学者選抜に際して身体に障害があることを理由に配慮・支援の要請を申し出た場合には、例えば視覚障害者に対しては試験時間の延長、試験問題の文字の拡大、点字問題の作成、移動の際の介助等、個々の障害の種類・程度に応じて、合理的と判断できる範囲において必要な配慮を行っている。

身体的あるいは精神的な障害のある学生に対しては、入学決定後に学務課及び学生課職員により、当該の学生が希望する配慮及び支援の内容を確認、対応するとともに、履修する科目の担当教員と情報を共有し、必要とされる配慮・支援を依頼している。

障害のある学生が、障害のない学生と同様に安心して、通常授業及び試験を受け、学生生活を送ることができるよう、学生としての権利を尊重し、個々の状況に応じて合理的な配慮を提供している。

クラス授業科目定期試験に際しても、障害がある学生も含め、全ての受験者が公平かつ公正に試験が受けられるよう、所要の配慮をしている。さらに、日常的な課題については、個々の学生の様子を継続的に細やかに把握できる主科レッスン担当教員において、学務課及び学生課職員、保健担当職員と連携して、随時、適切な対応をとることに加え、全般的な課題については、障がいの有無にかかわらず全ての学生が等しく充実した学生生活を送るために必要とされる全学的な取組みを整理・検討し、年度当初の教授会・研究科委員会で関係者相互に確認をしている。

d. 中途退学・休学及び留年の未然防止の取組み

専攻実技担当教員と学生対応部署（学務課・学生課・演奏課）が連携して、個々の学

生にかかる日常的な変化（異変）を見逃さないように努めているが、独り暮らしによる不安や心身の変調、学修意欲の低下、適性への疑問、進路変更の選択、人間関係の問題、家計の事情、その他の理由により、授業への出席率が低下し、これが中途退学・休学・留年につながる場合がある。こうした学生の状況を早期に把握するため、まず新学期開始後3週間における授業の出席状況を、全学生を対象に一律に確認しており、この調査によって出席率が低い科目がある学生が検出された場合には、直ちに学務課が対象者にアプローチし、その一人ひとりと面談を重ねるとともに、当該授業科目担当教員の協力も得て、原因の分析と所要の対処を行っている。

これらの取組みにもかかわらず、2年次留級及び卒業保留が確定した学生については、重ねて個別の面談を行い、学修意欲の維持・向上を図るよう助言・指導をしている。なお、2年次に留級する学生のうち、すでに2年次における専攻実技の単位を修得している者については、技術低下の防止や学習意欲の維持・向上を目的として、単位の付与はないが専攻実技のレッスンを受講できるようにしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

入試科目の見直し、外国人留学生の増加などにより、さまざまなレベルの学生が増加しており、よりきめ細やかに指導するため、習熟度別でクラスを分けている科目について、レベル・クラスサイズなどの見直しを検討している。

外国人留学生の特に中国語圏の留学生について、日本語能力のみならず、楽語等の表記が母国と違うなど初歩的な部分で学修に問題が出ている留学生もあり、外国人留学生の入学前教育、入学後の学修支援について現在検討を重ねている。

また、部活動の地域移行に関して、令和6(2024)年11月に東京都と連携協定を締結した。具体的な取組みは今後実施していくこととなるが、音楽を通じた社会貢献のみならず、教員、指導者を目指す学生のための学修支援としての効果も期待できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

A. 教育課程内において行う指導

本学は、教育課程内において、思考力、創造力、判断力、表現力、コミュニケーション能力などの汎用的能力を基盤とする、社会的・職業的自立に必要な資質能力を培うための指導を行っている。加えて、下記《表 2-3-1》のとおり、学部1年次に「キャリアデザイン（導入編）」、2年次に「キャリアデザイン（展開編）」を開講しているが、これらの科目は、入学時から学生自身のキャリアデザインについて意識と理解を深めさせ、その学生生活を通じて、自立的に卒業後の進路に対する明確な目標や目的を持たせることを企図するものであり、全コース1・2年次共通の必修科目として位置付けている。展開編では、第一線で

活躍している本学教員や卒業生等による講演を通して、それぞれの職業の魅力・意義とともに、各分野で必要とされる資質・知識等について、より現実的かつ具体的な情報を提供し、理解度の向上を図っている。これにより、学生は、将来の目標の設定や進路の選択など、自身のキャリアデザインを的確に描くことができるようになる。

表2-3-1 キャリアデザイン

授業科目名称	履修年次	授業の到達目標
キャリアデザイン (導入編)	1年次	自己理解・自己探求を深め、個々の持つスキルや資質を確認し、音楽を含めたライフキャリアを展望できるようになることを目標とし、自らのキャリアデザインの第一歩として、学生生活の充実（学生としてのキャリアに対する主体的・積極的関与）のための指針を確立する。
キャリアデザイン (展開編)	2年次	社会的・職業的自立のために必要な基礎的、汎用的な知識や技術を身につけさせ、主体的に進路を選択する能力と態度を育むとともに、社会人としての責任と自覚を認識させる。

また、音楽総合学科アートマネジメントコースでは、必修科目として「アートマネジメント実習Ⅲ」を開講している。この授業科目では、インターンシップとして学外の文化施設（劇場・ホール等）、芸術団体（演奏団体等）、芸術関連企業（音楽事務所・レコード会社等）、芸術関係の非営利団体等において、約10日間、業務に従事し、実習先の指導を受ける。

B. 教育課程外において行う支援

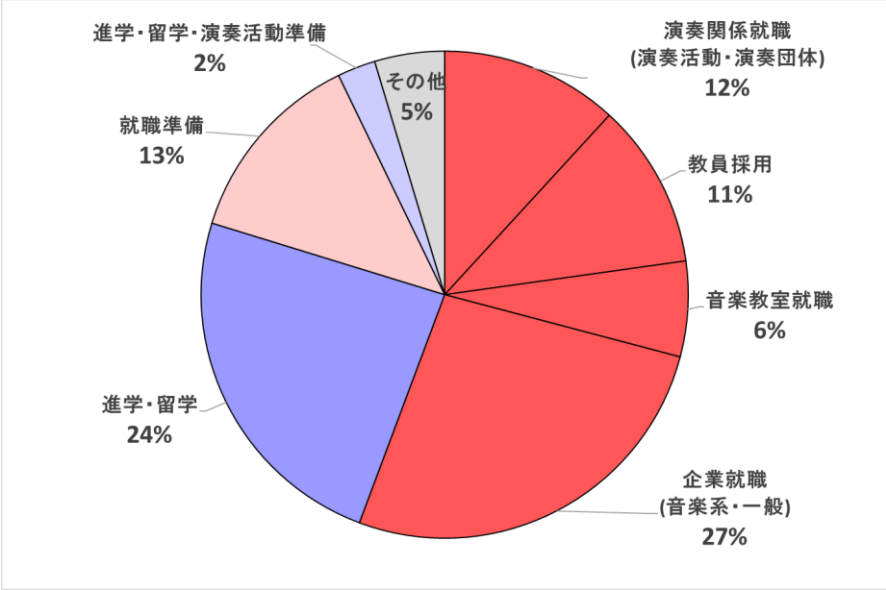
a. 初年次教育

本学では、学部の新入生を対象とした2日間にわたる「初年次教育」を行っている。世界的に活躍している演奏家による「ステージマナー」、本学教員による「レポート作成の方法」、さまざまな業種の資格を有した職員による「社会人としてのマナー」「メールの書き方」といった実践的なプログラムにより、専門的な学修の開始に際し、基礎的なスキルとして礼儀作法と汎用的能力を習得させ、本学の学生としての自覚を高め、4年間の学びを動機付けている。

b. 進路支援

本学の学部卒業後の進路状況は、下記《図2-3-1》のとおりである。進路に関する特徴として、在学中から個人あるいは演奏団体での演奏活動を行う者や、学部の卒業後も引き続き研鑽を積むために進学・留学する者が多く、また、それらに向けての準備に勤しむ者もみられるという点などが挙げられる。もとより、学校教員や音楽教室の講師、音楽系企業のほか、一般企業へ就職する者もいる。

図2-3-1 卒業後の進路状況



進路に関する支援は、就職課を中心に、学生課・学務課・演奏課、そして教員が相互に密接に連携しながら行っている。

就職課では、国家資格キャリアコンサルタント及びJCDA 認定キャリア・デベロップメント・アドバイザーの有資格者を含めた3人の課員が、進路・就職支援にあたっている。

主な支援内容として、就職に関する情報提供、個人面談及び面接・履歴書等の添削指導、進路ガイダンス・企業説明会・就職活動支援セミナー等の開催が挙げられる。

求人情報は、全国教育委員会、私立学校、音楽教室、演奏団体（自衛隊・警察・消防の音楽隊を含む）、音楽系企業、一般企業等から直接又はインターネット上の情報から収集するほか、演奏家や指導者等として第一線で活躍する本学教員及び卒業生から得られる情報も含め、これを業種別に整理し学生に提供している。

障害のある学生の就職支援については、外部団体と協力体制を構築することで、本人の資質を踏まえた上で希望に沿う就職先の紹介等に努めている。

外国人留学生の就職支援については、邦人学生と同様、就職活動支援ガイダンスや進路に関する面談の実施により、個別の要望を把握し、希望に沿った支援を行っている。

本学が行っている進路支援の取組みは、下記《表2-3-2》のとおりである。

表 2-3-2 進路支援の取組み

実施事項	内容等
就職に関する情報提供	学生向けの就職に関する情報の提供。 主に求人情報、就職関連書籍、過去の受験報告書、公立学校教員採用候補者選考要項等の掲示・展示・配付・配信。
就職課における個別支援	個々の学生に対する就職課員による支援。 ・エントリーシート・履歴書等の添削指導 ・企業等の採用試験に向けた模擬面接 ・個別相談 進路に関する相談対応 等々

武蔵野音楽大学

就職課ガイダンス	2～4 年次生全員を対象とした卒後の進路選択・準備等に関するガイダンス。 学年に応じた内容で始業時に実施。外国人留学生に対しては特に就職関連イベントの周知や日本国内での就職活動で求められるスキル等を説明する。
進路に関する個人面談	就職課員による2年次及び3年次生全員を対象とした個人面談。 希望進路の確認及び就職活動の進捗の確認、適切な準備に向けた助言等を行う。
企業説明会（学内開催）	種々の業種の企業による就職説明会。 15社を超える企業ごとに開催。卒業生による体験談等を含む。
就活セミナー	就職活動及び採用試験に向けたセミナー。 適性検査、インターンシップ、筆記試験、面接、グループディスカッション、時事問題等のテーマを設け、年間10～15回実施。
自衛隊音楽隊説明会（学内開催）	陸海空各自衛隊音楽隊による採用に関する説明会。 卒業生との座談会、採用試験対策等を含み、年間3～4回開催。
警察音楽隊説明会（学内開催）	警視庁音楽隊、埼玉県警音楽隊、神奈川県警音楽隊による採用に関する説明会。 年間2～3回開催。
オペラ団体説明会（学内開催）	卒後オペラの分野において専門的に研鑽継続を希望する学生のための説明会。 藤原歌劇団・日本オペラ協会、東京二期会各団体による。
教員・音楽教室講師を目指す人のための特別講座	本学音楽教育コース教員による公立学校教員採用候補者選考対策講座。 「教職教養」・「音楽専門教養」・「論文」・「実技」の各講座を年間14～17回実施。「実技」講座は音楽教室講師グレード試験等の対策にも対応。
学校教職員を目指す人のためのガイダンス	教員又は学校職員を目指す学生向けのガイダンス。 就職課員より採用試験に向けて準備しておくべき事項等を説明。
公立学校教員採用候補者選考全国模擬試験（学内実施）	学内において実施する時事通信出版局の教員採用学内模試。 年3回実施しており、受験者には全国の順位と評価が通知される。
公立教員採用候補者一次選考対策講座	本学音楽教育コース教員及び実務経験のある外部講師による、面接対策を中心とした講座。
公立教員採用候補者二次選考対策講座	本学音楽教育コース教員及び実務経験のある外部講師による、公立学校教員採用候補者一次選考合格者を対象とした、二次選考に向けた「実技」・「面接」・「模擬授業」・「集団討論」等のための対策講座。
音楽教室講師・スタッフ募集説明会（学内開催）	ヤマハ、島村楽器、サクライ楽器、宮地楽器等、主要な楽器店が設置する音楽教室の講師及び運営スタッフの募集説明会。（学内開催）
業種別ガイダンス	教員、音楽教室講師、民間企業に内定した4年次生による就職活動の体験談及び後輩たちへのアドバイスを中心としたガイダンス。 パネルディスカッション形式で実施。
外国人留学生就職ガイダンス（学内開催）	「東京外国人雇用サービスセンター」によるガイダンス。 外国人留学生3年次及び4年次生を対象として、日本国内での就職活動のノウハウについて説明。
海外ヤマハ音楽教室講師募集説明会（学内開催）	海外のヤマハで講師、スタッフとして勤務を希望する学生を対象とした説明会。 外国人留学生及び海外勤務を希望する邦人学生が対象。ヤマハの選考を経て長期インターンシップ採用の制度がある。
障害者就職支援	障害を持つ学生の就職に向けた支援。 「視覚障害者就労生涯学習支援センター」及び障害者雇用支援業者等との連携により希望に沿う就職先の確保に努めている。

C. 既卒者に対するキャリア支援

就職課において、既卒者から希望があった場合、キャリアに関する相談を行っている。また、在学生向けに実施している「教員・音楽教室講師を目指す人のための特別講座」や「教員採用二次試験対策講座」等のキャリア支援の取組みについては、希望する既卒者も参加できるよう門戸を開いている。

本学は、「武蔵野音楽大学研修員委嘱規則」に則り、原則として本学卒業者を対象に研修員を募集し、所定の手続きを経て採用している。研修員は、合奏、合唱、指揮等の授業において、担当教員の指示のもと学生との共演を行うほか、本学が主催する演奏会において、演奏者として指名される。この制度により、卒業生に多くの演奏の機会を与え、経験を積ませることで、キャリア形成の一助としている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

大学機関別認証評価の第4期評価システムへの対応のため、キャリアに関する委員会組織の設置、キャリア支援に関する方針・計画の策定を行っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

A. 学生生活支援体制

学生生活全般の支援は、主担当部署である学生課が、関連部署と連携を図り行っている。学生課は、厚生補導、福利厚生、課外活動、保健管理、奨学金、教育実習（介護等体験）、就職・キャリア、学生レジデンス「Flügel」、学生相談、関連委員会等に関する事務及び支援を担当している。

学生生活支援の関連事項を扱う組織として、「武蔵野音楽大学厚生補導委員会」「奨学生選考委員会」「武蔵野音楽大学奨学金返還免除候補者選考委員会」「武蔵野音楽大学課外活動委員会」「武蔵野音楽学園衛生委員会」「武蔵野音楽学園ハラスメント防止対策委員会」を設置しており、それぞれの規則に基づき、各所掌の案件について審議等を行っている。各委員会の審議内容は、学長に報告の後、必要に応じ、「武蔵野音楽大学大学運営委員会」に提議され、教授会又は研究科委員会の意見を聴いて、学長が必要な処置等を決定する。その決定に基づき、各部署が連携し適切に対応、処理している。

B. 健康相談、心的支援、生活相談

「武蔵野音楽学園事務組織規則」の定めに従い、学務部所掌のもと、学生の保健管理のために保健室を、学生からの相談に対応するために学生相談室を、それぞれ設置している。

保健室には保健担当職員を配置し、学生からの日常的な健康相談に応じるとともに、事故・怪我等に対しては応急対応を行い、医師による診断や治療が必要と判断された場合は、

校医をはじめ近隣の医療機関と連携して対応している。また、「学校保健安全法」に従い、毎年度、全学生を対象とした定期健康診断を実施している。

学生相談室には、所定の日時に教員をカウンセラーとして配置し、学生からのさまざまな相談や問題に対し助言を行っている。令和3(2021)年度から、公認心理師及び臨床心理士の資格を持つ専門のカウンセラーを配置し、心的支援の体制を強化している。

このほか、保健室や学生課窓口は、常時、学生からのさまざまな相談に対して、保健室や学生課窓口でも対応している。さらに、学務課及び学生課において、新入生全員を対象とした個別面談や、教育実習及び介護等体験実施学生に対する個別指導等を行っており、このような機会を利用し、学生生活に係る個々への支援を行い、問題の早期発見と迅速な対応に取り組んでいる。

なお、休学者・留年者・成績不良者等、修学面で問題を抱える学生に対しては、学務課と学生課が連携して相談に対応するとともに、必要な指導を行っている。

C. 奨学金制度等による経済的支援

a. 奨学金制度

本学では、創立者福井直秋からの寄附金に加え、学生の奨学を目的とした他の寄附金を基金として、昭和41年(1966)年から、返還義務のない本学独自の「福井直秋記念奨学金」を運用している。

この奨学金については、令和3(2021)年度より、その種類・対象・給付額・採用数を全面的に見直し、総額で約2倍、採用者数で約1.5倍に拡充した。その内訳と詳細は、下記《表2-4-1》のとおりである。新入生については、「入学者選抜委員会」、2年次以降の学生については、「奨学生選考委員会」の選考を経て、「大学運営委員会」に提議され、教授会又は研究科委員会の意見を聴取の後、対象の学生を学長が決定する。

表2-4-1 福井直秋記念奨学金種類

種類	対 象		給付額	採用数	備 考
特別給費奨学金 (特待生)	学部	1年次	年間授業料全額相当 (うち1名は施設費全額相当も給付)	3人	入学者選抜の成績によって選考
			年間授業料半額相当	2人	
			年間授業料1/4相当	3人	
給費奨学金	学部	1年次	入学金相当	32人程度	
特別給費奨学金 (特待生)	学部	2～4年次	年間授業料全額相当 (うち3名は施設費全額相当も給付)	5人	前年度の成績によって選考
			年間授業料半額相当	3人	
			年間授業料1/4相当	9人	
給費奨学金	学部	2～4年次	15万円	30人程度	学部2～4年次及び修士課程2年次については前年度の成績により選考、修士課程1年次については入学者選抜の成績によって選考
	修士課程	1～2年次	20万円	16人程度	
特別成果	学部	音楽的・学術的又は社会	30万円	若干名	出願者の中から

給費奨学金	大学院	的な活動において特に顕著な成果をあげた学生			ら選考
緊急給費奨学金	学部 大学院	家計の急変により学業継続が困難になった学生	最高20万円	数人	本人の申し出により、大学が審議により決定

日本学生支援機構の奨学金をはじめとする貸与型の奨学金に関しては、在学生に対し、学生課が申請に関する情報を提供するとともに、奨学生となった者に対しては、出席状況等の資料をもとに、きめ細かい指導を行っている。奨学金返還免除候補者の推薦は、「武蔵野音楽大学奨学金返還免除候補者選考委員会」の議に基づき、学長が決定する。

b. 学費等減免制度

1. 自然災害罹災時の学費減免

学生の家計支持者が自然災害で罹災した場合において、その学費を減免することにより経済的負担の軽減を図ることを目的として、「自然災害罹災時の学費減免規則」を制定している。

2. 私費外国人留学生授業料減免

経済的に就学困難な私費外国人留学生の経済的負担を軽減する目的で、「私費外国人留学生授業料減免規則」を制定している。

3. 休学等の者の授業料及び施設費減免

休学者・留年者・卒業保留者の経済的負担の軽減を図るために、「休学等の者の授業料及び施設費の納付に関する細則」に従い、未修得単位数等に応じて授業料の減免も行っている。

4. 複数者が在籍することとなる場合の学費減免

保護者の学費負担の軽減及び学生生徒等の奨学を図ることを目的として、大学院、大学（別科を除く）、高等学校及び幼稚園を対象に、既に在籍している学生生徒等と同一の家計に属する兄弟姉妹等が新たに入学する場合及び2名以上の兄弟姉妹等が同時に入学する場合に、入学金に相当する金額を減免している。

c. 高等教育の修学支援新制度の対象機関としての支援

本学は、修学支援新制度の施行以来、「大学等における修学の支援に関する法律」による修学支援の対象機関として、文部科学大臣より確認を受けている。支援の要件を満たす新生及び在学生から認定申請書が提出された場合は、所定の事務処理要領に基づき授業料等減免の支援を行っている。

D. 課外活動支援

課外活動は、学生の自主的活動であるが、本学ではこれを専門分野に関する知識や技能の補完及び伸長の場、また、学生同士の信頼関係を築く場としても捉え、学友会、部・同好会等の諸活動が円滑に行われるよう、学生課を中心に関係部署が協力して全学的に支援を行っている。主な支援の内容は、活動のための助成金の支給、学内施設・設備の提供、全ての部・同好会への専任教職員による顧問の配置等である。また、課外活動の集大成である「ミューズフェスティバル（学園祭）」に際しては、演奏や部の発表の指導、施設設営等において、教職員による支援を行っている。

E. 学生レジデンス「Flügel」

本学では、女子学生寮「むらさき寮」、男子学生寮「愛水寮」を設置していたが、経年劣

化等の事情により閉鎖し、令和6(2024)年1月に江古田キャンパスの近隣（徒歩数分）に新たな女子学生寮として学生レジデンス「Flügel」（収容定員105人）を設置した。

居室は全室個室でプライベートな空間を確保し、生活に必要な設備、食堂、共有スペース、入居者用の練習室も用意している。

また、防犯カメラ、オートロック等の防犯設備や管理人・警備員の配置等、入居者が安全・安心な生活を送れるよう配慮している。

F. 外国人留学生への支援

外国人留学生が日本での留学生活を通じて十分な学修成果を上げられるよう、外国人留学生を対象としたガイダンスの実施、日本語を学ぶ授業の開設、学生対応部署による学修面、学生生活面でのサポートを実施している。

また、外国人留学生が抱える問題等を把握するためアンケートを実施している。

G. 災害傷害保険の加入

全学生は、教育研究活動中の不慮の事故により身体に障害を被った場合の補償のため、大学の保険料負担により、「学生教育研究災害傷害保険（通学特約を含む）」に加入している。また、教員免許課程及び学芸員課程の履修者が、実習等の期間中に他人に怪我を負わせたり、他人の物を壊す等法律上の賠償責任を負う場合に備え、「学研災付帯賠償責任保険」に一括加入している。さらに、本学主催の国内演奏旅行を行う場合には、その期間中の保障のため、「国内旅行傷害保険」に、海外演奏旅行を行う場合にも同様に、「海外留学保険」に、各加入している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

大学機関別認証評価の第4期評価システムへの対応のため、厚生補導委員会の審議事項、学生生活支援に関する方針・計画の策定、障害のある学生への学修支援に関する方針・計画の策定等を検討していく。

また、コロナ禍で活動が中断していた図書館のピア・サポーターについて令和7(2025)年度より再開し、図書館主催のミニガイダンスの企画・実施、古本募金活動などを行う予定である。

今後も、引続き学生が安心して学修に取り組めるよう支援を実施していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、教育・研究活動の場として、江古田キャンパス（東京都練馬区）と入間キャン

パス（埼玉県入間市）を保有しており、平成 29(2017)年度以降、「ベートーヴェンホール」以外の全ての建物を建替えた江古田キャンパスに大学の教育・研究活動の場を統合している（自由科目の「スポーツ」は入間キャンパスで実施）。

江古田キャンパスは、外周部に多種多様な草木を植栽し、整備することで、地域に開かれた、みどり豊かな都市型キャンパスとなっている。耐震改修を施し、各設備をリニューアルした、我が国初の本格的コンサートホールである「ベートーヴェンホール」、永田音響設計監修の意欲的なデザインの「ブラームスホール」とヨーロッパのサロン風の「モーツァルトホール」、さらにはオーケストラ、ウィンドアンサンブル（吹奏楽）、大合唱のための三つのリハーサルホールや、最適な音響を考慮したレッスン室、録音スタジオ、練習室等を完備しており、音楽大学としての総合的な学修環境を実現している。

校地面積は両キャンパス合わせて 396,437 m²を有し、大学設置基準における必要な校地面積 12,100 m²を十分に満たしている。また、校舎面積は 45,210 m²を有し、大学設置基準における必要な校舎面積 10,321 m²を満たしている。校地及び校舎の面積等の内訳は、下記《表 2-5-1》のとおりである。

表 2-5-1 校地面積、校舎面積（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

校地	収容定員 (人)	校地面積 (m ²)	設置基準上の 必要校地面積 (m ²)	校舎面積 (m ²)	設置基準上の 必要校舎面積 (m ²)
江古田	1,210	12,117	12,100	24,178	10,321
入 間		384,320		21,032	
計	1,210	396,437	12,100	45,210	10,321

本学が保有し使用する建物のうち、昭和56(1981)年5月31日以前の旧耐震基準により建設された入間キャンパスの建物については、全て耐震診断を実施した上で、耐震性能が不十分であった体育館の耐震補強工事を完了し、現在、いずれも耐震基準を満たしている。江古田キャンパスは、耐震基準（Is値7）を満たしており、本学が現在使用する建物の耐震化率は100%である。

A. 講義室（教室等）

江古田キャンパスでは、S 棟の 3～5 階に、学生数に対応して大教室 1 室、中教室 5 室、小教室 10 室を配置している。各室にはグランドピアノ及び AV 機器等を備えているほか、各席から見やすい位置にプロジェクタースクリーンも設置している。

加えて、演習室 5 室を備え、それぞれアップライトピアノを設置しており、アンサンブル等の演習系授業のほか、課外活動やアンサンブルの練習、学生の自主研究等にも使用している。

B. 研究室・レッスン室

江古田キャンパスでは、大レッスン室 6 室、中レッスン室 11 室、小レッスン室 55 室の計 72 室を備えており、各部屋は広さと使用楽器に合わせてグラスウールの吸音材を配置し、残響時間を微調整している。また、天井と床、及び壁同士の平行面を排することにより、雑音の残存を防いでいる。これらのレッスン室は相互に遮音され、室内にはグランドピアノ、譜面台、鏡等、必要に応じた備品を備えている。

また、授業を担当する教員の使用に供するため、それぞれの専攻、担当分野に合わせた

共同研究室 12 室を配置している。

C. 練習室

江古田キャンパスでは、学生にとって重要な自習の場として、大・中・小合わせて 118 室の練習室を配置し、個人の練習、アンサンブルの練習等、多様なニーズに対応している。これらは、レッスン室と同様に相互に遮音され、天井と床、及び壁同士の平行面を排し、室内は最適な響きが保たれている。

学生は原則として個人保有の楽器を使用するが、練習室には、その用途により、ピアノ、ハープ、オルガン、コントラバス、各種打楽器等の大型楽器のほか、必要な楽器も設置している。各種練習室の内訳と室数は、下記《表 2-5-2》のとおりである。

表 2-5-2 練習室数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

区 分		室数（室）
大	アンサンブル室	8
大	打楽器練習室	6
中	コントラバス練習室	2
中	2 台ピアノ練習室	4
中	伴奏合わせ練習室	3
中	ハープ練習室	2
一	オルガン練習室	※
小	個人練習室	93
計		118

※オルガンに関しては、ベートーヴェンホール、モーツァルトホール、研究室（レッスン室）に設置している楽器を、練習に使用している。

D. 楽器の管理

授業等に供する各種の楽器は、レッスン室、練習室に配置している楽器のほか、空調設備等の整った楽器保管庫において維持、管理している。教育研究に支障をきたすことがないよう、《表 2-5-3》記載のとおり、各種、多数の楽器を準備している。

ピアノは、常駐する調律師が定期的にメンテナンスを行っている。調律室には弦（巻線）を製造する機械等があり、断線時には速やかに対応できる体制となっている。

表 2-5-3 楽器保有数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

楽 器 種 別		江古田	入 間	その他	合 計
ピアノ	フルコンサートグランドピアノ	4	2	0	6
	グランドピアノ	189	45	38	272
	アップライトピアノ	38	5	9	52
	計	231	52	47	330
ハープ		10	0	0	10
コンサートオルガン等		4	3	0	7
木管楽器		226	82	0	308
金管楽器		130	44	0	174
弦楽器		98	104	0	202
打楽器		2,041	69	0	2,110
電子楽器		3	0	0	3
合 計		2,731	391	59	3,181

E. コンサートホール

下記のとおり、楽聖の名を冠した四つの本格的なコンサートホールを保有している。こ

これらのコンサートホールは、演奏会のほか授業や試験などに高頻度で使用し、学生が学修成果を上げるための実践の場として機能しており、音楽芸術の研鑽に欠くことができない施設である。

a. ベートーヴェンホール

(客席数：1,043 席（うち車椅子席 4 席）・総面積：3,943.8 m²)

音響設計がなされた我が国初の本格的なコンサートホールの一つとして、昭和 35(1960)年に誕生した。ステージ上に設置されているオルガンは、ボン市（ドイツ）のクライス社製（55 ストップ）であり、当時、我が国で初めての大型コンサートオルガンとして話題を集めた。

江古田キャンパス刷新にあたり、平成29(2017)年、建築構造の補強とホール天井の落下防止対策（特許取得）による耐震化、防災設備の改修等を経て、現在の建築基準に沿った安全性を獲得した。その際、静粛性の向上、空調・衛生・照明・舞台等機器の更新、エレベータや車椅子席を用意する等のバリアフリー化、各階ホワイエを中心とした内装リニューアルも行い、より安全で使いやすい施設に生まれ変わった。

また、令和6(2024)年に防水対策のため、外周の工事を実施した。

令和2(2020)年2月、特に耐震性、防災・安全性、意匠等に優れた建築物として、「日本建築防災協会」より「日本建築防災協会理事長賞」及び「耐震改修優秀建築賞」を受賞している。

b. ブラームスホール

(客席数：423 席（うち車椅子席 4 席）・総面積：1,640.36 m²)

江古田新キャンパスに併置された世界的な音響設計コンサルタントである永田音響設計の監修による意欲的なデザインのホールである。内装に六つの異なった素材を組み合わせることによって、新しい響きを実現した意欲的なデザインで、14m の高い天井は、演奏者と聴衆のドラマティックな一体感を生み出している。

c. モーツァルトホール

(客席数：可動席約 100 席・総面積：203.63 m²)

江古田新キャンパス内に設けられた、ヨーロッパのサロンをイメージしたホールであり、設置されたパイプオルガンは、ドイツのクライス社と日本のヤマハ株式会社が共同製作した唯一のものであり、昭和 45(1970)年に大阪万国博覧会に出品され、閉会后、本学に移設されたものである。このオルガンは、フロントの中央部に竹のパイプが使用された希少な楽器である。

d. バッハザール

(客席数：1,202 席（車椅子スペース有）・総面積：5,663.5 m²)

バッハザールは、昭和 54(1979)年の竣工当時には、現代の音楽施設の最高峰の一つとされたホールであり、綿密な音響設計が施されている。

内装には木材が使用され、柔らかな音色と響きを生み出している。そのステージでは、120 人のオーケストラと 200 人の大合唱の同時演奏が可能であり、オーケストラピット、オペラ上演のための舞台機構なども備えている。設置されたパイプオルガンは、ドイツのクライス社製（67 ストップ）で、同社 1981 年最大の作品である。

昭和 55(1980)年に「東京都建築士事務所協会」より「優秀賞」を、昭和 56(1981)年に

「建築業協会」より「優良建築賞」を、受賞している。

F. リハーサルホール

江古田キャンパスの三つのコンサートホールに隣接した場所に、それぞれの用途に応じた、本格的な音響設計がなされた三つのリハーサルホールを配置している。各ホールは、装飾を兼ねた吸音カーテンを設置することにより、音響の調整が可能となっている。オーケストラ、ウィンドアンサンブル(吹奏楽)、大合唱それぞれのリハーサルに使用するほか、授業や試験にも使用している。

a. オーケストラホール (385.81 m²)

三つのリハーサルホールの中で最も広い面積を持つこのホールは、オーケストラの響きを意識した残響時間を持ち、市中の著名なコンサートホールの舞台と同程度の広さにより、大編成のオーケストラに加えて合唱の共演も十分に可能である。

b. ウィンドアンサンブルホール (322.9 m²)

ウィンドアンサンブルの響きに対応した、クリアで長すぎない残響時間の設定となっている。ベートーヴェンホール、ブラームスホール、モーツァルトホールに隣接した1階部分に位置しており、各ホールへの楽器の移動も容易となっている。

c. コーラスホール (226.2 m²)

低音の響きに優れ、残響時間も三つのリハーサルホールの中では一番長く、合唱だけでなくオペラのリハーサルにも対応できるよう設計されている。オペラの雰囲気を出すため、天井には簡易な照明バトンを設置し、内装には舞台のイメージを感じさせる明るい素材を採用している。

壁面には、バレエレッスンへの対応も考慮した大きな鏡が取付けられている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

A. 図書館

図書館は、大学の教育研究に関わる学術情報の体系的な収集・管理・整理・保管に加えて、教育研究活動及び学修支援に直接関与している。学生・教員による利用の活性化を図って、キャンパスの中央に位置し、機能別に3層にゾーニングされた多様な学修スタイルに柔軟に対応する学修・研究空間である。1階の「メインフロア」は、新刊図書、雑誌、新聞をはじめ、利用頻度の高い音楽書を配架している。2階の「サイレントフロア」は、参考図書と一般書が並ぶ開架書架エリア、個人・ペア視聴席とAVルームからなるAVエリアで構成されている。地下1階のグループ学修室も備えた「アクティブフロア」は、授業の事前準備学修・授業・事後展開が実現できる、知の集積及び交流の拠点として機能している。

所蔵資料は、楽譜約11万冊、図書約11万冊、オーディオ資料約8万点の計約30万点にも及び、音楽大学図書館として日本最大級である。特色としては、NII(国立情報学研究所)の総合目録データベースの基準より詳細な本学図書館独自の基準を設け、書誌データを充実させることにより、利用者サービスの向上を図っている点が挙げられる。すなわち、各キャンパスの請求記号を統一するため、「日本十進分類法(NDC)」の音楽の項目を更に詳細に分類した「武蔵野音楽大学十進分類法[Musashino Decimal Classification](MDC)」を考案し、図書と楽譜の全ての音楽関係資料を「MDC」に基づいた分類番号に変更するこ

とにより、データ上の書誌の充実はもとより、蔵書検索の効率化と最適な資料の配架を実現している。なお、配架資料は、利用状況に応じて定期的に資料の配置換えを実施し、適切な資料提供を行っている。

図書館の利用環境については、授業開始前や終了後の時間帯にも配慮し、通常時は 8:30～18:30 を開館時間としている。令和 6(2024)年度の開館日数は 235 日を予定しており、授業実施日は全て含んでいる。

多様な学修形態に対応するために整備した AV 機器、電子黒板、パソコン、鍵盤付きパソコン、タブレット型パソコン、プロジェクター、スクリーン、その他の貸出用機器についても、その年間利用件数は増加傾向にあり、学修意欲向上の現れと見受けられる。また、アクティブルームは、毎年計 450 回程度の利用がある。論文演習や「音楽指導実践研究」などの授業で利用されるほか、学生同士のグループ学修で利用されることが多い。これら利用状況の数値は図書館の有効活用を示しており、教育上の大きな効果を立証している。

また、音楽芸術の希少な遺産である楽聖たちの自筆譜、書簡、初版本、楽譜等については、変温恒湿の空調システム及び不活性ガス（窒素）消火設備を備えた稀観室で管理・保管している。

その他、図書館主催のスキルアップ講座、外部講師を招いてのデータベース実習講座、テーマ企画・展示等を適宜開催している。教員と協働し、初年次教育の一環としての図書館ガイダンスや論文の執筆に必要な情報リテラシー教育、文献利用指導等を行い、学生一人ひとりに対するきめ細かな学修サポートも行っている。このように学修支援機能の充実・向上を図り、学生の主体的な学びと学修成果の向上に寄与している。

なお、地域貢献の一環として、練馬区内の中学校と連携し、職場体験等に協力している。

B. 楽器ミュージアム

楽器ミュージアムについての詳細は、基準 B. に記しているが、学芸員課程実習施設としては、毎年「博物館実習」を履修する学生の受入れに注力している。また、授業への楽器ミュージアム資料の提供や、授業での見学についても楽器ミュージアムは活用されているが、詳細は基準 B. で述べる。

C. 情報機器操作室、DTM 演習室、録音スタジオ

近年、テクノロジーの発達とともに社会の変化に対応できる多様な能力が要求されており、ICT(情報通信技術)機器の充実を図るため、情報機器操作室に 37 台、DTM (Desktop Music)演習室に 16 台、合計 53 台のパソコンを設置している。Microsoft の Office 系ソフト、楽譜作成ソフトをはじめ、音楽関連のソフトウェアや周辺機器を完備している。また、グラフィックソフトウェアも準備されており、アートマネジメント系の授業で使用されている。

録音スタジオでは、五重奏程度の編成のレコーディングが可能であり、プロユースの音響機材やソフトウェアを備え、音響機器の操作に関する授業等で有効に活用している。隣接する DTM 演習室を併用することにより、ハイレベルなシステムの扱いに慣れ、プロの現場で実際に行われている音楽制作の過程を学ぶことができる。

D. 体育館・運動場体育施設等

入間キャンパス（埼玉県入間市）に、運動場（2 面）、体育館、体育館更衣室、テニスコート（6 面）を設置し、自由科目「スポーツ」のほか、課外活動等にも活用されている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の利便性については、障害のある人や高齢者のための施策として、校舎入口のスロープ、点字ブロック、エレベータ、バリアフリースイレを設置している。

また、ベートーヴェンホール、ブラームスホール内には車椅子用の客席を設置し、通路や階段に点字ブロックや手すりを設置する等の対策を講じている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、授業形態に応じた適正なクラスサイズを実現している。実技科目は1対1のレッスン形式が原則であり、演習系科目の語学、「ソルフェージュ」「和声」「対位法」は30～35人のクラス編成とし、講義系科目の「西洋音楽史」や教養科目等は、1クラス80～100人を目標としてクラス編成を行っている。さらにアンサンブル系科目では、オーケストラ、ウィンドアンサンブル（吹奏楽）、合唱など、演奏形態に合わせた各専用リハーサルホール等を活用し理想的な人数で最大限の学修効果を上げるよう配慮している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学機関別認証評価の第4期評価システムへの対応のため、学修環境の整備については、現在規則がない、施設・設備の管理に関する規則の制定、施設・設備に関する事項を検討する委員会等を設置し、安全管理や建物・楽器のメンテナンスを行い、平成29(2017)年度以降更新していない情報機器操作室やDTM室等のPC等の機材の入れ替えも行い学生が満足に学修を行える環境を整えていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

A. 意見・要望の把握

a. 主科レッスン・副科レッスン担当教員による把握

主科レッスン及び副科レッスンは、個人若しくは少人数で行われる。担当教員には当該科目の学修に関することにとどまらず、さまざまな意見・要望が寄せられる。担当教員は、必要に応じて各関係部署に報告・相談を行っている。

b. 各種アンケート等の実施による把握

「学生満足度調査」「新入生アンケート」「留学生アンケート」「学生による授業評価アンケート（クラス授業）（レッスン）」を実施し、それぞれのアンケートには自由記述欄を設け、その記載内容から学生の意見・要望を把握し、必要に応じ対応を検討している。

c. 窓口での把握

学務課、学生課、演奏課、管理課、図書館の各事務所には窓口を設置しており、各所掌に関して学生に対応している。その折に学生から各種の意見・要望を吸い上げ、把握に努めている。

d. その他の方法

学生相談室・保健室での相談対応や毎年実施する個人面談、学生が組織する学友会を通じて、学生からの意見・要望を把握している。また、全学生にメールアドレスを付与しており、メールを通じての意見が寄せられることもある。

B. 意見・要望の分析と検討結果の活用

把握した意見・要望は、学修支援・授業に関するものは主として学務課が、健康相談や経済的支援に関するものは主として学生課が、学修環境に関するものは主として管理課が、各種演奏会及び合奏・合唱の授業に関するものは主として演奏課が、図書資料及び図書館利用に関するものは図書館課が、各々内容を分析・検討し、必要に応じて他部署とも連携しながら適切に対応する。なお、教学運営に関わる事項については、《図4-1-1》に示す教学運営組織をもって対応する。

近年、上記により把握した学生の意見・要望を検討した結果、各担当部署が実施した主な対応には、以下のような事項がある。

a. 学修支援・授業に関する対応

- ・外国人留学生のための学修支援の強化
- ・図書資料や楽譜の購入
- ・第二副科（オブション）の開設
- ・令和7年度から大学院入試対策も兼ねて4年次に「和声Ⅶ」を開講
- ・令和7年度から「ミュージカルⅠ・Ⅱ」を開講

b. 学生生活に関する対応

- ・学生食堂の席数を令和5(2023)年度に150席から180席へ増設
- ・令和7年度に楽器用ロッカーを60人分増設の予定

c. 学修環境に関する対応

- ・練習室予約サイトのサーバー強化
- ・公開リハーサルを実施

d. その他

- ・学生・保護者からの要望による、YouTubeでの授業発表等の配信

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望への対応については、今後も実施していくところであるが、大学機関別認証評価の第4期評価システムへの対応について、この基準項目が内部質保証に統合され、教育研究や大学運営の改善向上に反映している事が求められ、さらに学外関係者の意

見・要望の把握とその反映努力についても組込まれるため、内部質保証の観点からシステムの再構築、規則化等を検討している。

【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の精神、使命・目的及び教育目的等に基づきアドミッション・ポリシーを定め、それに基づき入学者選抜を適正に行っている。また、学生が成長するために必要な学修支援、学生生活支援、経済的支援、キャリア支援、学修環境の整備を組織的に実施している。また、各種アンケート等を活用してくみ上げた学生の意見・要望に対しては、教員と職員が協働しながら適切に対応し、学生が満足して学修に取り組むように、充実・改善を図っている。

以上のことから、基準 2 を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）では、音楽学部（以下「学部」という）及び本学大学院音楽研究科（以下「研究科」という）を下記《表 3-1-1》及び《表 3-1-2》のとおり定めている。これに基づき、学部及び研究科に定められた教育課程に沿って、学生個々の素養・適性・能力に応じた指導により、目的とする人材を育成する。この方針は、シラバスや学生便覧に記載するとともに、ウェブサイトにも公表し、学内外に周知している。

表 3-1-1 学部のディプロマ・ポリシー

武蔵野音楽大学音楽学部（学士課程）の目的に基づき、4年以上在学して124単位以上を修得し、以下の知識・能力等を身につけたと認められる者に、学士（音楽）の学位を授与します。

1 専攻分野における基礎的な知識・能力に加え、専門的な能力（演奏学科では演奏能力、音楽総合学科の作曲コースでは創作能力、音楽学コースでは研究能力、音楽教育コースでは教育能力、アートマネジメントコースではアートマネジメント能力）を身につけている者。

2 正課の授業及び正課外でのさまざまな学修体験を通して、豊かな人間性と学修に対する継続的な強い意欲を身につけている者。

3 自ら考え、創造する能力を育成し、予測することが困難な社会の諸課題に対応できる判断力、コミュニケーション能力等を身につけている者。

ディプロマ・ポリシー全文

https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/department1/diploma_policy



表 3-1-2 研究科のディプロマ・ポリシー

武蔵野音楽大学大学院音楽研究科の目的に基づき、以下のように、高度な知識及び技術を身につけたと認められる者に学位を授与します。

【博士前期課程（修士課程）】

本学大学院学則第4条第1項に基づき、2年以上在学し、30単位以上を修得した上で、専攻実技の修了試験、修士論文の審査に合格した者に修士（音楽）又は修士（音楽学）の学位を授与します。なお、ヴィ

ルトゥオーゾコースは、修士論文を課すことなく、学位審査演奏に合格した者に修士（音楽）の学位を授与します。

【博士後期課程】

本学大学院学則第4条第2項に基づき、3年以上在学し、10単位以上を修得した上で、演奏あるいは作品の修了試験、博士論文の審査に合格した者に博士（音楽）又は博士（音楽学）の学位を授与します。

ディプロマ・ポリシー全文



3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、学則、大学院学則、「武蔵野音楽大学学部規則（以下「学部規則」という）」、「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則」、シラバス、学生便覧等に明記するとともに、ウェブサイトにも公表し、学内外に周知している。

A. 学部

a. 成績評価基準

ディプロマ・ポリシーに基づいて、成績評価基準を学部規則に定め、《表3-1-3》記載のとおり運用している。この評価基準は、シラバス等に明記している。それぞれの評価についての配分比は、《表3-1-4》記載のとおりとし、各科目共通の目安としている。

表3-1-3 成績評価基準

クラス授業科目 点数区分	実技科目点数 区分	評価の表示 方法	基準	合否
90～100点	80～100点	S	到達目標を十分に達成し、優秀である	合格
75～90点未満	65～80点未満	A	到達目標を十分に達成している	
60～75点未満	50～65点未満	B	到達目標を達成している	
50～60点未満	40～50点未満	C	到達目標をほぼ達成している	
0～50点未満	0～40点未満	D	到達目標を達成していない	不合格

表3-1-4 成績配分比

評価	成績の配分比	備考
S	20%程度	S A合わせて50%程度
A	30%程度	
B	40%程度	
C	任意	割合は定めない
D	任意	割合は定めない

b. 単位認定基準

単位の授与については、学則第20条の3、学部規則、シラバス等に明記している。所定の期日までに履修登録をした科目は、授業実施回数の3分の2以上（集中授業は5分の4以上）の出席をした上で、シラバスに示す各授業科目の成績評価の方法・基準により、前

述の点数区分に応じS・A・B・C・Dで評価される。C以上を合格とし、単位の修得が認められる。ただし、出席の回数が上記の基準に満たなかった場合は、合格しても単位の修得は認められず、その表示は「失」（出席回数基準の未充足）となる。

c. 進級基準

学生は、セメスター制により半期ごとに単位の修得が可能となっているが、3年次への進級については、一定の基準を設け、所定の科目・単位を修得した場合に進級を認めている（演奏学科：28～34単位、音楽総合学科：23～31単位）。この進級基準は、学則第17条第1号別表Ⅳ及び学生便覧に明記している。

d. 卒業認定基準

卒業認定基準については、ディプロマ・ポリシーに則り、4年以上在学して、コース別に開設する所定の授業科目及び全学科共通の授業科目を履修し、124単位以上を修得することを要する旨、大学学則第21条及び学生便覧に明記している。

e. GPA

GPAについては、学部規則に定めている。各授業科目の成績評価（S、A、B、C、D）に、それぞれグレードポイント（S:4.0、A:3.0、B:2.0、C:1.0、D:0、失:0）を付与し、これに各科目に定められた単位数をかける。これらを合計した上で、履修した単位数の総数で割り、1単位あたりの平均（GPA）を算出している。成績評価のほかに、年度別と累積のGPAをもって、学修評価の指標、履修単位の上限の緩和条件、奨学生・諸代表の選抜や進級の際の基準として利用している。

B. 研究科

a. 単位認定基準

単位認定基準は、大学院学則第10条及び「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則」第3条に明記しており、履修登録した科目は、年間授業実施回数の3分の2以上を出席した上で、所定の試験に合格することによって、その単位を修得できる。ただし、出席の回数が上記の基準に満たなかった場合は、合格しても単位の修得は認められず、その表示は「失」（出席回数基準の未充足）となる。

b. 成績評価基準、修了要件（修了認定基準）

1. 博士前期課程（修士課程）

実技科目及びクラス授業科目ともに成績評価基準を設定している。ただし、器楽専攻及び声楽専攻のヴィルトゥオーゾコースについては、演奏家として、より高い完成を目指すというこのコースの研究上の特性を反映し、学位審査演奏には、独自の実技科目評価基準を運用している。学位論文（以下「修士論文」という）の評価基準は、5つの審査項目を、S、A、B、C、Dの区分で総合評価することと定めており、この評価基準はシラバス等に明記している。

修士課程の修了要件（修了認定基準）は、大学院学則第12条及び「武蔵野音楽大学学位規則」（以下「学位規則」という）に基づき、2年以上在学して所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士の学位論文等又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することと定めている。なお、ヴィルトゥオーゾコースでは、修士論文を課すことなく、これに代えて、器楽コース・声楽コースの約2倍の長時間に及ぶ学位審査演奏を経て合格することを修了要件としている。

2. 博士後期課程

博士後期課程についても、実技科目及びクラス授業科目ともに成績評価基準を設定している。

博士後期課程の修了要件（修了認定基準）は、大学院学則第13条及び学位規則に基づき、3年以上在学して所定の10単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文等の審査及び試験に合格することと定めている。学位論文（以下「博士論文」という）審査は、予備審査及び本審査をもって行う。予備審査では、提出された論文を主査と2人以上の副査が査読を行い、当該論文の内容の妥当性と完成度を確認し、その結果が申請者に通知される。本審査では、提出された論文につき、学外有識者を含む5人程度の審査委員が査読し、これに関する口述試験を行い、博士論文としての妥当性と完成度を評価した上で可否を判定する。

博士の学位を授与したときには、学位規則の定めるところにより、当該博士の学位授与に係わる論文、論文要旨及び審査結果の要旨を「武蔵野音楽大学学術リポジトリ」にて公表している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

A. 学部

a. 成績評価基準（実技科目、クラス授業科目）の厳正な適用

1. 実技科目

実技科目の試験を、前期・後期の Semester ごとに各年次で2回行う。演奏学科では、4年間の在学中、計8回行う試験のうち半数程度の試験においては、カリキュラムに基づいた試験課題曲を演奏し、それ以外の試験では、受験者が定められた時間内で自由に選んだプログラムをコンサート形式で演奏し、これを評価する。

試験は複数の採点委員が、中位の標準的な演奏技術の基準を65点とした100点法（5点刻み）で行い、平均点40点以上をもって合格とする。なお、演奏に対する評価は、原則として10人程度の採点委員により採点し、最高点と最低点を除外した上で得点を平均することにより、公平性及び公正性を担保している。その集計結果をもって、前述した成績評価基準に基づき判定する。

なお、傷病、災害などやむを得ない事情により本試験を受けられない場合には、所定の手続きを経て追試験を受けることができるが、得点の80%をもって評価される。また、本試験や追試験を受けて不合格になった場合にも、所定の手続きを経て再試験を受けることができるが、追試験と同様に得点の80%をもって成績評価される。

2. クラス授業科目

クラス授業科目では、シラバスに示した授業科目ごとの成績評価の方法・基準（定期試験、授業内テスト、レポート等）により、前述した成績評価基準に沿って総合的に判断して100点法で採点し、評価する。また、「合唱」「管弦楽」（オーケストラ）、「室内楽」等のアンサンブル系の科目では、その特性に勘案し、筆記試験に代え、学生の学修成果に加えて学修意欲・学修態度等を総合的に判断し、授業担当教員が前述した基準により評価する。

なお、「室内楽・重奏」「オペラ」「指揮」等のオーディションによって受講生を選抜

する科目や、「管弦楽」（オーケストラ）、「管・打楽器合奏」（ウィンドアンサンブル）等の前年度の成績上位者が履修する科目については、「3-1-②」で記述した成績配分比を必ずしも適用するものではない。また、同一科目内で習熟度別で行う「語学」「ソルフェージュ」「和声」は、統一試験により全てのクラスを同じ基準で評価する。習熟の段階に応じてクラス別の成績割合は変化するものの、同一科目を履修した学生全体に対する成績配分比は、前掲《表3-1-4》のとおりとしている。

b. 単位認定基準の厳正な適用

上記のとおり、成績評価は、定められた基準に基づき厳正に行われている。また、単位修得の条件の一つとして、授業実施回数の3分の2以上（集中授業は5分の4以上）の出席を必要としているが、さらに、令和元(2019)年度から、20分以上の遅刻・早退は欠席とし、20分以内であっても2回の遅刻・早退で欠席1回とみなす厳格な出席管理を実施している。このような出席要件を定めているのは、時間厳守(Punctuality)の理念のもと、単位の実質化を図るとともに、授業に積極的に出席し、学修に対する興味と強い意欲を身に付けることにより、修練に励むことの重要性を認識させるためである。

c. 進級基準の厳正な適用

前述した3年次進級基準に含まれる科目は、主として1年次の必修科目、外国語科目及び教養科目の「キャリアデザイン（導入編）」であり、これらの科目は2年次までの単位修得が求められる。

3年次への進級は、大学学則第17条別表Ⅳに定めている要件及び第3年次進級条件(GPA)を満たした者について、教授会の意見を聴いた上で学長が認定する。

d. 卒業認定基準の厳正な適用

ディプロマ・ポリシーに則った卒業認定基準を満たしているかどうか、学位規則に基づき、それぞれの学生が修得した単位をもとに、教授会の意見を聴いた上で学長が学位「学士（音楽）」を授与する。

e. GPA の活用

前述した GPA を、学生の総合的な成績評価の指標として活用している。また、GPA は、奨学金授与対象者、3 年次進級の際の基準、卒業演奏会出演者、卒業式卒業生代表者の各選考に活用している。さらに、前年度の GPA が 3.4 以上の学生については、年度ごとに定める履修単位数の上限の緩和（通常 40 単位から 44 単位へ）を認めることや、進級や卒業認定基準に対して 1 科目の単位が不足する場合において、教授会の意見を聴いた上で、累積 GPA が 2.3 以上であることを条件に学長は 3 年次進級を認め、4 年次は再試験を行い、これに合格した場合には、学長が卒業を認めることがある。GPA の活用にあたっては、それぞれの目的に応じて、累積又は年度別の GPA を使用している。

B. 研究科

研究科では、修士課程、博士後期課程ともに、修了要件に必要な単位を修得するため、教育課程に基づき登録した授業科目を履修する。年間授業実施回数の 3 分の 2 以上に出席した上で、所定の試験等に合格することによって単位を修得する。

研究科に在籍する学生についても、学部と同様の出席要件を定めることにより、単位認定基準を厳正に適用するための客観性を担保している。なお、実技科目及びクラス授業科目ともに、評価基準を設定し、修士課程・博士後期課程にふさわしい研究成果を挙げてい

るかどうか、科目の特性に応じて厳正に評価している。

また、修了認定基準は、研究科のディプロマ・ポリシーに則り、厳正に適用されている。学位「修士（音楽）」又は「修士（音楽学）」及び学位「博士（音楽）」又は「博士（音楽学）」の授与は、研究科委員会の意見を聴取し、学長が決定する。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、それに基づき、単位認定、卒業認定、修了認定等を適切に行っているが、成績評価基準等については、適宜見直しを行い、より理想的な指標となるよう微調整を続けていく。

出欠管理について、令和3(2021)年度以降、学修支援システム「武蔵野音楽大学ユニバーサルパスポート」を活用した、出席管理システムを導入し、教職員の事務的な負担の軽減のみならず、学生、保護者も出席状況が確認できるようになり、教職員・保護者が一体となったサポートが可能となり便利になった反面、一部の不正を行う学生や出席回数基準の未充足にならないように調整し授業を休む学生が問題となっており、対策を検討していく必要がある。

GPAの活用については、退学勧告の判断に対する適用の可能性などを視野に置きつつ、「武蔵野音楽大学学務委員会」（以下「学務委員会」という）、教授会等で審議するなど、更なる検討・改善に努めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的、教育研究目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを下記《表 3-2-1》及び《表 3-2-2》のとおり定めている。これらの方針は、シラバスや学生便覧に記載するとともに、ウェブサイトにも公表し、学内外に周知している。

表 3-2-1 学部のカリキュラム・ポリシー

武蔵野音楽大学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を具現するため、音楽学部全2学科に、必修科目、選択科目、自由科目を開講し、各コースの教育目的に適うよう、以下のようにカリキュラムを編成します。

1 授業科目は原則として4学年を8つに区分したセメスターごとに開講し、各専攻分野に求められる知識、能力等を段階的、体系的に修得できるよう編成します。この際、教養科目は必修科目及び自由科目の一部として、全学年を通して履修を可能とします。

2 専攻実技科目については、個人レッスンにより技量の向上を図るとともに、さまざまな研究発表・演

奏等の機会を設け、実践的な体験を積ませます。また、成績評価は実技試験等の結果を踏まえ、別に定めた評価基準により行います。

3 クラス授業科目については、開設科目の特性及び到達目標を踏まえたクラス編成による授業を通して、グループワーク、プレゼンテーション、ディスカッション等を重視した教育方法を積極的に導入します。また、成績評価は定期試験等の結果を総合的に勘案し、別に定めた評価基準により行います。

4 教育的見地から、年次ごとの履修単位の上限を定め、かつ3年次への進級に際しては修得すべき単位を定めた進級基準を設けます。

カリキュラム・ポリシー全文

https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/department1/curriculum_policy



表 3-2-2 研究科のカリキュラム・ポリシー

武蔵野音楽大学大学院音楽研究科は、専門的かつ広い視野に立ち、音楽芸術の分野について高度な学識と技術を体系的に教授研究する目的で、以下のようにカリキュラムを編成します。

【博士前期課程（修士課程）】

- 1 次の専攻ごとの必修科目は学年制とします。
 - (1) 器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の専攻研究及び作品研究
 - (2) 音楽学専攻、音楽教育専攻の専攻研究及び総合演習
- 2 修士論文については、次の専攻ごとの必修科目で、論文作成の指導を行い提出させます。なお、ヴィルトゥオーゾコースは、演奏家養成に対応した科目を開講し、修士論文の提出は課しません。
 - (1) 器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の修士論文基礎及び修士論文演習
 - (2) 音楽学専攻、音楽教育専攻の修士論文基礎及び専攻研究
- 3 器楽専攻、声楽専攻では公開の演奏試験を、作曲専攻では公開の作品演奏試験を課します。ヴィルトゥオーゾコースは、毎年次リサイタル形式の演奏試験を課します。
- 4 高等学校教諭一種免許状（音楽）及び中学校教諭一種免許状（音楽）を取得している者は、所定の単位を修得することで、高等学校教諭専修免許状（音楽）及び中学校教諭専修免許状（音楽）を取得することができます。

【博士後期課程】

- 1 博士論文については、研究領域ごとの必修科目である研究領域研究指導及び研究領域論文演習で、論文作成の指導を行い提出させます。
- 2 前項の論文に加え、器楽及び声楽の研究領域では公開の演奏試験を、作曲の研究領域では公開の作品演奏試験を課します。

カリキュラム・ポリシー全文

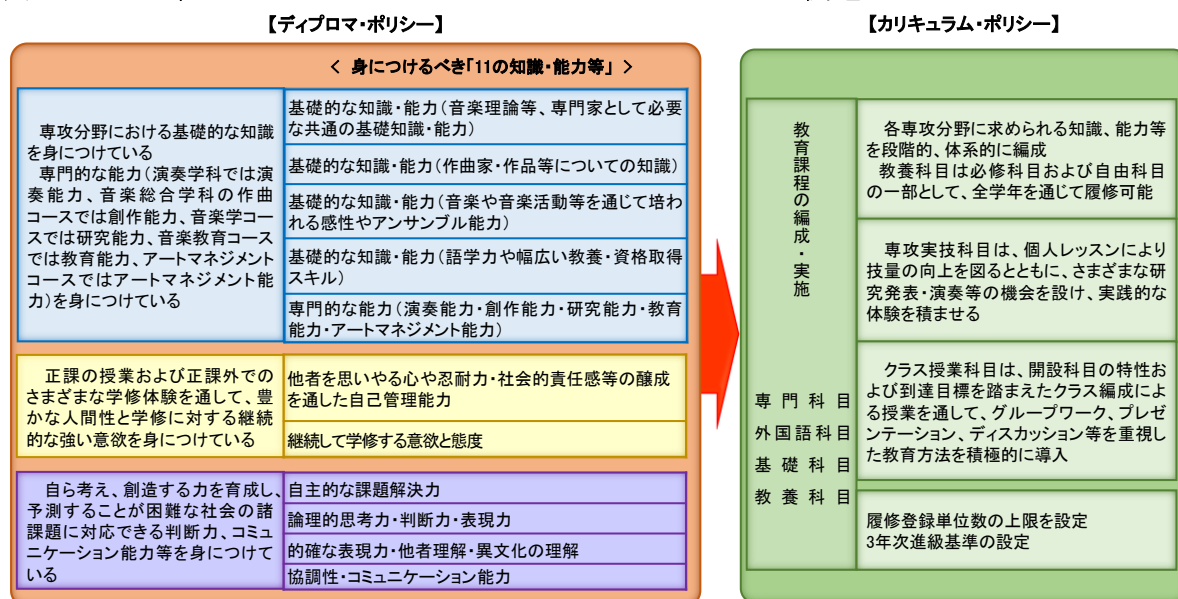
https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/graduate/curriculum_policy



3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに掲げた知識・能力等は、カリキュラム・ポリシーに基づき開講されている授業科目の学修を通して身に付くものである。本学におけるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連については、下記《図 3-2-1》に図示するとおりである。

図 3-2-1 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連



3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

A. 学部

a. 教育課程の編成

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、各コースの特性に応じた必修科目と選択科目、全学科共通の自由科目で構成されている。それらを各コースの教育研究目的に適うよう、専門科目、外国語科目、教養科目（保健体育の科目を含む）、基礎科目に区分し、セメスターごとに割当てている。

専門科目については、1・2年次の必修科目と選択科目に、各コースの基礎・基本となる科目を置いている。さらにその学修成果を補完・発展させるため、学年の進行に応じて、必修科目のほか、選択科目・自由科目に多彩な科目を置いている。

外国語科目については、グローバル社会への対応が求められることから、全学科の1年次及び2年次において国際共通語である英語を必修としている。また、英語に加え、西洋音楽を学ぶ上での必要性から、学生にドイツ語、イタリア語、フランス語の中から1科目を選択させ、2年次までの必修としている。3年次以降は、2年次までに身に付けた基礎的な語学能力を、さらに伸長させるために同じ言語の科目を選択するか、また新たに基礎から未履修の他の言語を選択することを可能としている。

演奏学科における専門科目は、高度な演奏技術を基盤とする豊かな表現力を身に付けることを目的として、「専攻実技」を4年間の必修科目とし、また、演奏家として必要な基礎能力を培うため、「ソルフェージュ」「和声」「西洋音楽史」を1・2年次での必修科目としている。さらに各コースの特性に合わせた専門的な科目群に加えて、比較的小規模な「室内楽・重唱」などから、「管弦楽」（オーケストラ）、「管・打楽器合奏」（ウィンドアンサンブル）、「混声合唱」などの大規模な編成に至るまで、アンサンブルの科目を充実させている。また、令和6(2024)年度全在学学生を対象に、第2副科を有料オプションとして新設した。

音楽総合学科にオープンメジャーシステムで入学した者については、1年次において音楽総合学科内の4つのコースの基礎的内容を幅広く学び、その間に自分の適性や興味を確認し、2年次からコースを選択して専門的な学修に取り組んでいく。このシステムの特徴を生かすために、1年次の必修科目に11の基礎科目を置き、幅広く学修をした上で2年次からのコースを選択・決定できるよう、教育課程を編成している。さらに、1年次にフィックスメジャーシステムで入学した者と同等の学修効果を得るため、2年次で選択したコースにおいて履修すべき追加の必修科目を設定している。なお、オープンメジャーシステム以外の学生（演奏学科も含む）は、オープンメジャーシステムの必修科目として置かれる11の基礎科目を、自由科目として履修することが可能である。また、音楽教育コースに合奏が履修できるよう、選択科目を令和6(2024)年度より設けた。

b. セメスター制

各授業科目は、4学年を8つに区分したセメスターごとに開講している。セメスター制は、学生にとって、自身の学修成果を半期ごとに確認し、その後の学修計画を立てやすいという点が、大きなメリットとなる。また、半期ごとに多彩な自由科目を横断的に履修できるという点で、学生の幅広い学修意欲に応えるものとなっている。

特に、主要な必修科目である実技科目については、基礎・基本から始まり順次段階的に高度な技術を修得させるため、各セメスターで得られた学修成果につき、主専攻・副専攻を問わず演奏審査により評価することで、その後の自立的な修練の継続に資するものとしている。

c. 履修単位数の上限

カリキュラム・ポリシーに基づき、学年ごとに履修登録単位数の上限を40単位（1年次は必修科目に1単位の科目があるため41単位）と定め、特定の年次に偏重しないようにしている。ただし、前述のとおり、令和3(2021)年度より、前年度のGPA値が3.4以上の者は、履修の上限を年間44単位まで緩和することとした。なお、教員免許課程の教職科目、学芸員課程の科目、再履修科目の単位は、年次あたりの履修単位数の上限との関係ではカウントしない。

d. 科目ナンバリング、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ

学生が教育課程全体を俯瞰し計画的に履修できるように配慮し、全ての授業科目に「科目ナンバー」を付番している。また、各科目の学修段階や履修順序を体系的に整理した「カリキュラムツリー」と、ディプロマ・ポリシーで示す能力を身に付けるために寄与する科目を示した「カリキュラムマップ」もシラバスに掲載している。

e. シラバス

シラバスには、前述した授業科目ごとの「科目ナンバー」に加え、「授業の到達目標及びテーマ」「授業の概要」「授業形態」「授業内容」「予習・復習等の内容・それに必要な時間」「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法」「学生に対する成績評価の方法・基準」「学位授与の方針との関連」や単位認定基準、成績評価基準等を記載し、修学上の指針となる内容を明確に示している。シラバスの内容はウェブサイトに掲載し、学内外に周知している。

f. 教員免許課程・学芸員課程

全コースの学生は、大学学則第15条、第18条、大学学則別表Ⅱに定める科目の単位を修得した場合には、中学校教諭一種免許状（音楽）、高等学校教諭一種免許状（音楽）を取得できる。また、大学学則別表Ⅲに定める科目の単位を修得した場合には、学芸員の資格を取得できる。

g. 他大学との提携による小学校教諭二種免許状の取得

明星大学通信教育課程との提携により、小学校教諭二種免許状を取得できる道を開いている。1年次において実施される本学の選考（課題提出・面接）に合格した者で、中等教育（中学校）の教員免許課程を履修している2年次生は、明星大学通信教育課程の科目等履修生として定められた科目を履修し、単位を修得することで免許状を取得できる。

h. 高大連携

武蔵野音楽大学附属高等学校との連携による教育課程を設け、令和5年度については高校3年次に対し、大学の授業「和声ⅠⅡ」を大学在学学生とともに受講して、成績・単位を授与し、本学に入学の際は成績・単位を認定することとした。また、学生の希望により、授業を再受講し、あらためて成績・単位を授与できることとした。

B. 研究科

a. 修士課程

修士課程の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各専攻の特性を踏まえて、学年制により編成している。

一例として、下記《表3-2-3》に、器楽専攻器楽コース（有鍵楽器）及び作曲専攻の教育課程の概要を示す。

表3-2-3 教育課程の一例<器楽専攻器楽コース有鍵楽器及び作曲専攻>

専攻	科目区分	1年次	2年次	備考
器楽専攻 器楽コース 有鍵楽器	必修科目	専攻研究 実技Ⅰ 作品研究Ⅰ 修士論文 基礎	専攻研究 実技Ⅱ 作品研究Ⅱ 修士論文演習又は楽曲研究表現演習	中学校教諭1種免許状（音楽）と高等学校教諭1種免許状（音楽）を取得又は取得資格を有する者は、修士課程を修了することにより、中学校教諭専修免許状（音楽）と高等学校教諭専修免許状（音楽）を取得できる。
	選択科目	伴奏法研究Ⅰ等 9科目	伴奏法研究Ⅱ等 9科目	
作曲専攻	必修科目	専攻研究 実技Ⅰ 作品研究Ⅰ 修士論文 基礎	専攻研究 実技Ⅱ 作品研究Ⅱ 修士論文 演習	
	選択科目	作品分析演習Ⅰ等 7科目	作品分析演習Ⅱ等 7科目	

b. 博士後期課程

博士後期課程の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき編成している。概要は下記《表3-2-4》のとおりである。

表3-2-4 教育課程の概要

科目区分	第1年次・第2年次・第3年次	研究領域区分
研究領域共通 必修科目	研究領域研究指導 研究領域論文演習	全領域 全領域
研究領域別 必修科目	演奏法特別研究Ⅰ 作品研究 音楽学総合研究 音楽教育総合研究	器楽・声楽 作曲 音楽学 音楽教育
研究領域共通 選択科目	演奏法特別研究Ⅱ 等13科目	全領域

3-2-④ 教養教育の実施

学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、専門教育とともに広い視野に立った総合的な考察をするために必要な教養科目として、21科目を開講している。それらのうち、1年次の「キャリアデザイン（導入編）」と2年次の「キャリアデザイン（展開編）」については、前掲《表2-3-1のとおり、それぞれ必修科目として開設しており、音楽を学ぶ者としての自己理解・自己探求を深め、主体的に進路を選択する能力と態度を育成するとともに、早い段階から社会人としての責任と自覚を認識させるべく、配慮している。また、自由科目としては、全学生が履修できる16科目（保健体育の科目を含む）、外国人留学生を対象とした3科目、計20科目を開講している。

教養教育を運営する組織として、共通教育部会を置き、教養教育実施の体制を整備、運用している。同部会は、部会長を中心に、当該部会に所属する教員が担当する教養科目の授業・試験・評価等について、審議を行う。部会での審議結果は、学長に報告した上で、必要に応じ、関連する委員会に提議することとなっており、教養教育のカリキュラム関連の事項であれば「学務委員会」で検討し、その結果を「武蔵野音楽大学運営委員会」（以下「大学運営委員会」という）に諮り、教授会の意見を聴いた上で学長が所要の処置等を決定するというフローとなる。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

A. 演奏学科における取組み

《表2-2-1》に示すとおり、演奏学科の主科レッスン及び副科レッスンは、毎週1回、教員と学生が1対1の個人レッスンで行う。学生が個人レッスンを受けるには、多くの練習時間（事前の準備・事後の展開）を必要とするが、楽器の特性や居住する環境その他の要因により十分な練習が困難な学生も見出されるため、練習室の設置と運営その他の施策により練習環境の整備に努め、授業が効果的に実施できるように配慮している。

アンサンブル（合唱・合奏）の能力は、ソロ（独唱・独奏）の技術と同様、演奏活動にとって必須であるため、器楽コース、声楽コース、ヴィルトゥオーゾコースの教育課程には、「混声合唱」「声楽アンサンブル」「オペラ重唱」「管弦楽」（オーケストラ）「管・打楽器合奏」（ウィンドアンサンブル）「管楽合奏」「室内楽・重奏」等のアンサンブルの科目を開講している。これらのうち、授業を行う上で一定の演奏技術を必要とする「管弦楽」（オーケストラ）、「管・打楽器合奏」（ウィンドアンサンブル）等は、前年度の学業成績やオーディションにより受講者を決定し、授業を効果的に実施できるようにしている。

これら個人レッスンやアンサンブルの科目では、学生が日々長時間に及ぶ練習に取り組むべきことになるが、学生がより自主的・能動的に演奏を作り上げていけるよう、各教員は、学生との間で、演奏自体の体感に留まらず、演奏技術や作品解釈に関するディスカッションをも重視し、感性と理性の両面にわたるアクティブラーニングにより、その学修意欲を一層高めるべく、それぞれに工夫をしている。

B. 音楽総合学科における取組み

音楽総合学科には演奏学科とは異なる教育課題があるが、個別の科目の特性や授業形態に応じて、各コース固有の専門科目については特に、学生が主体的に授業に参画するアク

ティブラーニングを積極的に導入している。例えば、作曲コースの「作曲法（基礎）」「作曲法（応用）」では、個人レッスンにより、既存の作品の分析等と自作品の創作について、学生の自主的な学修を支えながら指導を行う。音楽学コースの「音楽学概論」「音楽学研究」では、少人数授業を行い、資料調査・文献調査の調査学習等を通して学生の視野を広げ、研究・論文の各段階において、学生とのディスカッションを重視した指導を行う。音楽教育コースの「音楽教育学概論」「音楽教育学研究」「卒業論文演習」では、プレゼンテーションやグループディスカッション等で音楽教育に関する知識を深めさせ、卒業論文につなげていく。アートマネジメントコースでは、「芸術文化政策論」「舞台技術概論」「劇場音響概論」「広報宣伝資料製作」等の経験学習を主体とした科目を多く設定し、これらの授業科目で、教員の実務経験を生かした指導を行う。加えて、「アートマネジメント研究（応用）」では、クラシック・コンサートや舞台芸術公演の企画立案等を、「アートマネジメント実習Ⅲ」では、本学が主催する大規模コンサートの会場運営の実体験や学外の文化施設・芸術団体等でのインターンシップを経験させ、実務者としての知識・能力を養成している。

また、音楽学コース、音楽教育コースとアートマネジメントコースで、卒業研究の指導状況を相互に参観し、情報交換を行っており、音楽総合学科において卒業論文を課している3コースが共同で、卒業研究の進め方について各コースの指導法を検証し、改善に結びつけている。

さらに音楽教育コースで教員や指導者を目指す学生のために管弦楽や管・打楽器合奏等の合奏が履修できるよう、これらの科目を選択科目として令和6(2024)年度より設けた。

C. 共通的な取組み

a. 習熟度別授業

入学時における学生の基礎的学力に個人差がある「英語」及び「ソルフェージュ」については1年次の前期から、学修の進度に差が生じる「和声」については2年次以降、個々の学生の習熟度に応じた複数のクラスを編成して、各習熟度合いに適合した授業を行っている。これらのクラスは、前年度の統一試験の成績に基づき、年度ごとに新たに編成し、個々の学生が着実に実力をつけていけるよう、工夫している。また、「ソルフェージュ」「和声」の授業にはTAを配置し、教育効果及び教育進度の向上を図っている。

b. 英語共通教材の作成

グローバル社会への対応が求められる中で、本学においても、外国人教員による個人レッスンや、海外演奏旅行の国際交流などの場で、国際共通語である英語を使用すべき機会は非常に多い。このため、本学独自の教材として、本学教員が編纂した教科書「English for Music Students」を「英語」全クラスで使用している。この教科書は、音楽を専門に学修する本学学生の指導に特化した教科書であり、語彙・リスニング・会話・読解の各領域において、音楽に関連する言語材料を使用し、さらに精選した文法問題を配し、基礎的・総合的な英語運用能力を養うことをねらいとしている。また、本学教員が作成した芸術や音楽に関する英語の語彙集「Essential Vocabulary for Music Students」を、3年次の選択英語科目「リーディング&ライティング英語」の補助教材として活用している。

c. ソルフェージュ共通教材の作成

「ソルフェージュ」の共通教材として、本学教員がリズムパターン練習を中心とし読

譜力向上のために独自に編纂した教本「リズムレクチュール」を、全クラスで活用している。この教本に示した課題を、全ての「ソルフェージュ」履修者に実践させることで、読譜力の向上に大きな成果を挙げている。

d. 「ジャンル横断歴史年表」の作成

音楽芸術教育の基礎知識を教授する資料として、西洋史、西洋音楽史、西洋美術史、西洋文学・思想史、日本文学・芸能史の5つのジャンル別に年代ごとの主要な出来事を抽出し、それらを横断的にまとめた「ジャンル横断歴史年表」を作成している。これをシラバスの付属資料として掲載している。

e. 修士論文執筆マニュアル及び中国語版修士論文執筆マニュアル（日本語版の主要部分の翻訳）の作成

修士課程の学生が論文を執筆するにあたり、必要な事項を音楽学コースの教員を中心に編纂し、平成31(2019)年度から「修士論文基礎」等で学生への指導のために運用している。

また、近年増加している中国語圏からの外国人留学生への論文指導に対応するため、当時博士課程に所属していた外国人留学生の協力も得つつ、主要部分の中国語訳版を令和5(2023)年3月に作成した。

D. 「学生による授業評価アンケート」結果の活用

本学では、教育内容・教育方法の改善・向上のため、「学生による授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」という）を、クラス授業については毎年、実技科目（個人レッスン）については隔年で実施している。

アンケートの集計結果は、それぞれの授業科目を担当する教員に通知し、授業改善向上計画書の提出を求めている。さらに、提出された授業改善向上計画書は、その教員のアンケート集計結果を添えて所属する部会長に通知し、ている。その上で、各部会は「FD実施計画」を作成し、このアンケートの結果を教育内容・教育方法の改善・向上に役立てている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教授方法については、多様化する入学者の資質や個性に適確に対応していくため、今後も継続して各部会でのFDを中心とした討議を重ね、学生個々の能力に応じた適切な授業を実施し、学位を授与するために必要となる能力を担保していく。

カリキュラムの見直し、新規科目の開講等の必要な見直しについても継続的に実施していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、令和 3(2021)年度からディプロマ・ポリシーに基づき学生が身に付けるべき「11 の知識・能力等」を設定し、学修成果の点検・評価の尺度・指標としている。

学生が身に付けるべき「11 の知識・能力等」は、ガイダンスでの説明、シラバスへの明示により全学生に周知し、可視化するためのシステムとして「武蔵野音楽大学ユニバーサルパスポート」内の「学修ポートフォリオ」機能を運用している。

また、各授業科目には、ディプロマ・ポリシーを踏まえた達成目標を明記し、担当の教員も授業内で達成目標についての説明を行っている。各授業科目の達成目標の点検・評価については、「授業評価アンケート」を活用している。

「学修ポートフォリオ」と「授業評価アンケート」についての詳細は、以下のとおりである。

A. 学修ポートフォリオ

「学修ポートフォリオ」は、「学生カルテ」と「マイステップ」の 2 つの機能を有している。

「学生カルテ」は、ディプロマ・ポリシーに基づく、〈表 3-3-1〉に示す学生が身につけるべき「11 の知識・能力等」で身につく能力を授業科目毎に設定し、単位を修得した授業科目の成績を〈図 3-3-1〉に示すとおり、「11 の知識・能力等」ごとの累積学修度が、レーダーチャートにより可視化される。これにより、大学は、コース・専修ごとに定められた必要な知識・能力等を、学生がどの程度身に付けたのかを点検・評価でき、学生もまた同様に、自身の身に付けた（又は、不足のある）知識・能力等を確認できる。また、学生は、履修予定の授業科目の単位を修得した際の学修度をシミュレーションできる履修予約機能を用いて、履修計画を立てることが可能である。

「マイステップ」は、レッスン、レパートリー（既修楽曲）、キャリア（就職活動、ボランティア、課外活動等）に関すること等、日々の学修等の振り返りや今後の目標などについて、学生自らが日記形式で入力できる機能であり、教職員がマイステップフォローの機能を使用し、コメント等を付す他、面談などのフォローを行うことが可能である。

表 3-3-1 身に付けるべき「11の知識・能力等」

A1	基礎的な知識・能力	音楽理論等専門家として必要な共通の基礎知識・能力
A2		作曲家・作品等についての知識
A3		音楽や音楽活動等を通じて培われる感性やアンサンブル能力
A4		語学力や幅広い教養・資格取得のスキル
A5	専門的な能力	演奏能力・創作能力・研究能力・教育能力・アートマネジメント能力
B1	他者を思いやる心や忍耐力・社会的責任感等の醸成を通じた自己管理能力	
B2	継続して学修する意欲と態度	
C1	自主的な課題解決力	
C2	論理的思考力・判断力・表現力	
C3	的確な表現力・他者理解・異文化の理解	
C4	協調性・コミュニケーション能力	

図 3-3-1 学位授与の方針との関連・学修度

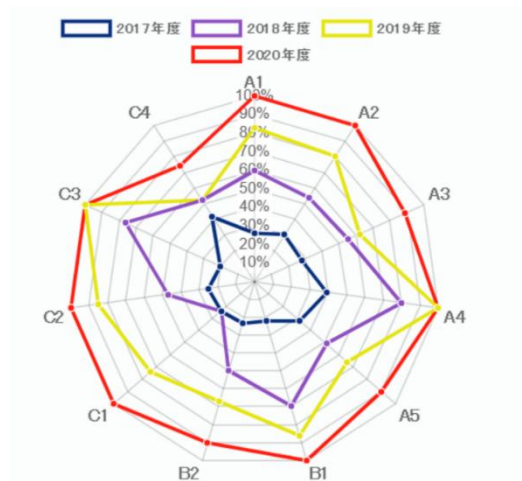
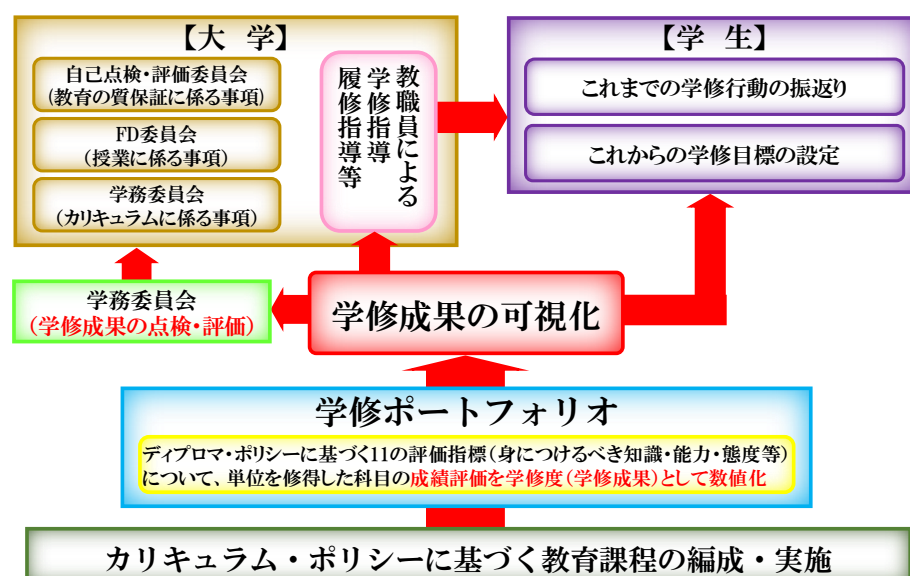


図 3-3-2 学修成果の点検・評価・フィードバックの体制



「学修ポートフォリオ」の集計結果は、《図 3-3-2》記載のとおり、「学務委員会」で点検・評価し、問題点・改善点の抽出を行う。必要に応じて、カリキュラムに係る事項は「学務委員会」で、授業に係る事項は「FD 委員会」で、教育の質保証に係る事項は「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会」で改善策等を検討し、教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックするという設計であったが、「学修ポートフォリオ」の導入以降、実際の学生のレーダーチャートが示す学修度のバランスやマイステップへの学生自身のデータ入力などに課題があり、設計当初に想定した通りのプロセスでの運用が困難な状況となっている。

レーダーチャートについては、コースごとに形に偏りが生じることが判明し、令和 4(2022)～令和 6(2024)年度の大学部館長連絡会で理想的な形になるよう見直しをすることが議論され、令和 7(2025)年度から一部項目を見直すことが決定している。

マイステップについては、ガイダンスや面談の際に、学生に入力を促したものの、ほぼ入力がされておらず、学修成果の点検・評価に利用できるデータとはなっていない。マイステップについては、検討の結果、今後の活用が難しく代替できる仕組みの検討が必要との結論に至っており、一部機能は教職課程の「教員免許課程 履修カルテ」として令和 6(2024)年度から活用している。

学修ポートフォリオを用いた学修成果の点検・評価システムについては、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度の自己点検・評価において、このような状況に対し、改善を促した。現状、改善まで至っていないものの学修ポートフォリオシステムの今後に向けた打合せ等を学務課において実施している。

学生の学修成果は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいた各授業科目の達成目標、成績評価基準に基づく厳正な成績評価、GPA 及び「授業評価アンケート」などによっても、「11 の知識・能力等」に対し測定する事は可能であり、また、レーダーチャートも個人単位では確認可能である。このため、「学修ポートフォリオ」を主軸とした学修成果の点検・評価のシステムが想定通りの成果を得られていないことのみで基準項目 3-3 を満たしていないとは言えないが、設計したシステムに対する進捗管理、学生の自主性を考慮した自身の学修成果に対する情報収集の困難さ、「学修ポートフォリオ」を主軸とした学修成果の点検・評価のシステムが教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けてフィードバックに至っていない点などが、今後の要改善・検討事項である。

B. 学生による授業評価アンケート

本学では、平成 15(2003)年度から「授業評価アンケート」を実施している。音楽大学としての特性上、学生が日々のレッスンを通して身に付ける実技能力は学修成果の重要な要素となるため、その内容は、クラス授業と実技科目（個人レッスン）とで区分している。個人レッスンの「授業評価アンケート」においては、「実技能力は、着実に向上していると思いますか。」「学修意欲の向上のために、コンサート、公開講座等の学内行事に出席していますか。」「学修成果の向上のために、学内・外のオーディション、コンクール等に応募しましたか。また今後応募したいと考えていますか。」、クラス授業の「授業評価アンケート」では、「この授業の到達目標を達成できたと思いますか。」という設問を設け、授業科目単位での学修成果を把握するとともに、コース・専修単位での包括的な分析につなげている。

それらの集計結果は、授業担当教員に通知し、担当教員に授業改善向上計画書の提出を求めている。各部長は、所属する教員のアンケート結果及び授業改善向上計画書を勘案し、各部会での授業内容に関する事項やFD計画に反映している。「FD委員会」では、アンケートの集計結果、授業改善向上計画書及びFD実施計画をもとに、部会ごとに改善策を発表・討議しているこの取組みは、各部会で共有しながら教育・指導にフィードバックするだけでなく、他の部会の活動状況を理解し啓発を受けることにもつながっている。「学生による授業評価アンケート」の結果の概要は、ウェブサイトで公開している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

大学機関別認証評価の第4期評価システムへの対応のため、学修成果の把握・評価の方針（アセスメント・ポリシー）の策定をはじめ、学修成果の把握・評価のシステムを再構築し、学修成果の把握・評価結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックさせなければならない。

【基準3の自己評価】

本学は、使命・目的及び教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めており、それに基づいて、単位授与、成績評価基準、卒業・修了の認定基準を定め、厳正に運用するとともにカリキュラムの編成と実施に反映させている。

各学科や部会において教授方法の工夫や開発を行っている。

学修ポートフォリオを用いた学修成果の点検・評価のシステムに課題はあるものの、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいた各授業科目の達成目標、成績評価基準に基づく厳正な成績評価、GPA及び「授業評価アンケート」などによっても、「11の知識・能力等」に対し、学修成果の測定は可能となっている。

以上のことから、基準3を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

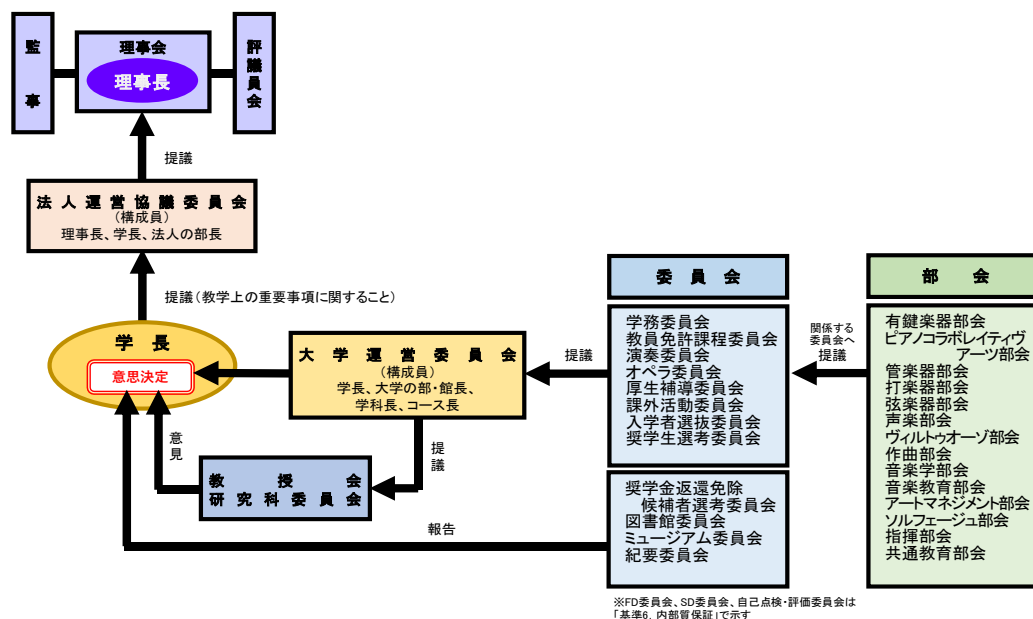
(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、その使命・目的等を達成するため、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、下記《図4-1-1》のとおり、教学運営組織を構築している。

図 4-1-1 教学運営組織図



A. 部会

教育に関する必要な事項を討議し、円滑な管理運営を図るため、上記《図 4-1-1》のとおり、「有鍵楽器部会」「ピアノコラボレイティブ・アーツ部会」「管楽器部会」「打楽器部会」「弦楽器部会」「声楽部会」「ヴィルトゥオーゾ部会」「作曲部会」「音楽学部会」「音楽教育部会」「アートマネジメント部会」「ソルフェージュ部会」「指揮部会」「共通教育（教養・外国語・体育）部会」を設置している。各部会には部会長を置き、部会長が部会を招集する。各部会は、科目の授業、試験、評価及び各種演奏会等に関する事項を討議し、その結果を学長に報告し、必要に応じ、関係する委員会に提議する。

B. 委員会

教学運営に関する委員会として「武蔵野音楽大学学務委員会」（以下「学務委員会」という）「武蔵野音楽大学教員免許課程委員会」「武蔵野音楽大学演奏委員会」「武蔵野音楽大学オペラ委員会」「武蔵野音楽大学厚生補導委員会」「武蔵野音楽大学課外活動委員会」「入学者選抜委員会」「奨学生選考委員会」「FD委員会」「SD委員会」「奨学金返還免除候補者選考委員会」「図書館委員会」「ミュージアム委員会」「紀要委員会」を設置している。各委員会は、それぞれの所掌に基づき、教学運営に必要な事項（各部会から提議された事項を含む）の審議を行う。各委員会で審議された事項は学長に報告され（学長が委員長の場合は委員会もあり）、必要に応じ、大学運営委員会に提議される。そして、教授会又は研究科委員会の意見を聴く必要がある事項については、教授会又は研究科委員会の意見を求め、学長が決定している。

C. 武蔵野音楽大学運営委員会

本学の運営及び教学に関する事項を円滑かつ適切に行うため、「大学運営委員会」を設置している。「大学運営委員会」は、学長が委員長となり、「武蔵野音楽大学運営委員会規則」第4条に基づき、学長が教授会又は研究科委員会に意見を聴取する事項（各委員会から提議された事項を含む）の協議及び本学の恒常業務の執行に関する事項の協議・決定を行っている。

D. 教授会

本学の教育方針に基づき、教育研究上の必要な事項について学長が決定を行うにあたり意見を求めるため、教授会を置いている。教授会は、学長、副学長（現在は選任していない）、教授をもって組織するが、学長が必要と認めた場合には、准教授、講師、その他職員を加えることができる。また、学長は必要に応じて、教授会員以外の者の出席を求めて、その都度、意見を聴くことができる。教授会では、「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」「その他学長が必要と認めた事項」について審議し、学長が所要の決定をするにあたり、意見を述べる。教授会の意見を聴くことが必要な事項として、あらかじめ学長が定めるものには、「教育課程に関する事項」「学籍に関する事項」「奨学金受給者の選抜」「卒業演奏会出演者の選抜」「その他必要と認めた事項」があり、その旨、教授会に周知している。

E. 研究科委員会

本学大学院の教育方針に基づき、教育研究上の必要な事項について学長が決定を行うにあたり意見を求めるため、研究科委員会を置いている。研究科委員会は、学長、副学長及び学長が必要と認めた教授をもって組織するが、学長が必要と認めた場合には、准教授、講師、その他職員を加えることができる。また、学長は必要に応じて、研究科委員会委員以外の者の出席を求めて、その都度意見を聞くことができる。研究科委員会では、「学生の入学及び課程の修了に関する事項」「学位の授与に関する事項」「その他学長が必要と認めた事項」を審議し、学長が所要の決定をするにあたり、意見を述べる。研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項として、あらかじめ学長が定めるものには、「教育課程に関する事項」「学籍に関する事項」「奨学金受給者の選抜」「その他必要と認めた事項」があり、その旨、研究科委員会に周知している。

F. 学科長による学長の補佐

本学音楽学部（以下「学部」という）の演奏学科と音楽総合学科には、それぞれに学科

長を置いている。学科長は、それぞれの学科の教育に係る総括的な管理運営を行い、学長の教育研究上の補佐をしている。学科長は、学長が委員長を務める「大学運営委員会」「学務委員会」「入学者選抜委員会」等の構成員として審議に加わるとともに、教授として、教授会、研究科委員会に出席して、学長の教学運営上の補佐をしている。

G. コース長による学長の補佐

各学科内のコースには、それぞれコース長を置いている。コース長は、それぞれのコースの教育に係る管理運営を行い、学科長を補佐するほか、学長が委員長を務める「大学運営委員会」「学務委員会」「入学者選抜委員会」等の構成員として審議に加わるとともに、教授として、教授会、研究科委員会に出席して、学長の教学運営上の補佐をしている。

H. 大学の部・館長による学長の補佐

教学に関する主な役割を担う部署として、学務部、演奏部、図書館、楽器ミュージアムがあり、これらの部署の事務を掌理する学務部長、演奏部長、図書館長、楽器ミュージアム館長は、学長の指針のもと職務を遂行し、学長を直接補佐している。また、これらの部・館長は、「大学運営委員会」の構成員であるが、現在、本学の教授も兼任しているため、学生からの要望や教育現場の雰囲気等を的確に捉え、学長が教学に関する事項を決定する際に適切に助言を行い、学長を補佐している。

I. 学長からの「武蔵野音楽学園運営協議委員会」への提議

学長は、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」（以下「法人運営協議委員会」という）の構成員であり、教学運営の重要な事項について「法人運営協議委員会」へ提議する。

以上のとおり、本学では学長がリーダーシップを適切に発揮するための諸規則・体制が整備され、それぞれの組織上の位置付けや役割が明確になっており、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。教授会・研究科委員会は、学長が教育研究上の必要な事項について決定を行うにあたり、諮問機関として適切に機能しており、学科長、コース長及び部・館長は、学長の方針及び指示に従い、それぞれの権限と責任のもと職務を執行している。前掲《図4-1-1》の教学運営組織で示すとおり、学長は各部会・委員会、「大学運営委員会」の審議を通して学内の合意形成を図り、その審議・決定に基づき全学の協力体制のもとで校務を運営している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の使命・目的等を達成するための事務組織は、《図 4-1-2》記載のとおりである。

職員に関する職制及び責任は、「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下「事務組織規則」という）に定めており、職員の役割は明確になっている。また、同規則には、部長、館長、部長補佐、副館長、室長、センター長、課長、主任等の役職の配置についても規定している。

本学では、職員の定数は特に定めず、令和6(2024)年5月1日現在の大学職員数は、《表4-1-1》記載のとおりである。また、大学各部館の主要業務と専任職員数は、《表4-1-2》記載のとおりであり、特に、多数の在学生に直接関わる学務部、演奏部、図書館、管理部管理課等には、それぞれの部署の業務において必要な職員を配置している。

業務のさまざまな場面で音楽に関連する知識が必要となることから、職員の多くは本学

の卒業生を含む音楽経験者であり、それぞれの知識と経験を踏まえた配置は、円滑かつきめ細やかな業務運営につながっている。

以上のとおり、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確にしている。

表 4-1-1 大学職員数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）※専任職員の中に法人部門の職員 2 人を含む

	専任職員	嘱託職員	パート職員 (アルバイトも含む)	派遣職員	合計
人数	76	6	4	0	86

表 4-1-2 大学各部館の主要業務と専任職員数

部館等	専任職員数	主要業務
学務部	23人	学則・学務関係の規則、大学院・大学台帳の整理・保管、教育課程の編成、学科目の履修、試験・成績、教員組織、学籍、入学者選抜、厚生補導、学生の課外活動、学生の福利・保健管理、奨学生、学生相談、累加記録の作成・保管、教育実習、就職等に関する事務
演奏部	9人	演奏会・公開講座等の企画・実施、学内オーケストラ・吹奏楽・アンサンブル・コーラス・オペラ・オーディション等に関する事務
図書館	3人	学術図書・楽譜・録音資料・映像資料等の収集・管理、学修・研究サポート、アクティブルームの使用管理に関する事務
楽器ミュージアム	1人	楽器・楽器附属品・装置・器具類の収集・管理、ミュージアムの管理・運営に関する事務
広報室	3人	広報事項の企画・調整、新聞・雑誌の広告等に関する事務
入学センター	6人	学生募集事項の企画・運営、学校説明会等の企画・運営等に関する事務
総務部	12人	教職員の人事・給与・退職金・旅費、教職員の任免・異動・服務、教職員の出張・研修・留学、教職員の福利厚生、補助金・助成金、調査回答、各種情報の収集・分析等、機関別認証評価の受審、自己点検・評価の実施、規則等の制定・改正等に関する事務
管理部	11人	土地・建物等の維持・管理、建物・構築物の設計・建築・契約、建物・設備の営繕・管理、固定資産等の台帳の整理・保管、楽器管理、防火計画・防災計画、施設内の保全等に関する事務
経理部	6人	予算・決算、資産運用、支払・収納、会計帳簿の記帳、伝票・証憑書類の整理・保管等に関する事務
学長室	2人	秘書業務、外国人教授の招聘、学長に係わる連絡調整、広報誌等の編集等に関する事務

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学長がリーダーシップを適切に発揮できる環境を維持するため、大学を取り巻く情勢の変化や学内の状況等を踏まえ、教学運営体制の見直しを常に検討し、適時に実行する。

また、大学設置基準の改正に伴う基幹教員制度の導入、大学機関別認証評価の第 4 期評価システムへの対応のため、委員会組織の新設・整理等を実施する予定である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

A. 教育研究目的の達成及び教育課程の運営のための教員の確保と配置

a. 学部

学部は、演奏学科と音楽総合学科で構成され、教員免許課程、学芸員課程を置いている。それぞれの学科の教育研究目的の達成及び教育課程の運営のために必要な教員を確保・配置しており、大学設置基準で規定された専任教員数を満たしている。それぞれの教員は、「武蔵野音楽大学教員組織規則」（以下「教員組織規則」という）に基づき、配置している。学部教員配置状況は、《表 4-2-1》記載のとおりである。

表 4-2-1 学部教員配置状況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

学科等	収容定員	設置基準上 必要専任教員数 ※()内はうち教授数	専任教員数				兼任 教員数 (b)	教員 合計 (a)+(b)
			教授	准教授	講師	計(a)		
演奏学科	1,050	13(7)	13	8	6	27	212	270
音楽総合学科	160	6(3)	5	4	6	15		
共通教育 共通基礎専門教育			8	5	3	16		
大学全体の収容定員に応じた教員数		16(8)						
学部計	1,210	35(18)	26	17	15	58	212	270

※専任教員のうち授業を担当していない教員 2 人（演奏学科：教授 1 人、音楽総合学科：准教授 1 人）

b. 研究科

本学大学院音楽研究科（以下「研究科」という）は、学部の 2 学科 7 コースのうち、アートマネジメントコースを除く六つのコースを基礎とし、器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の 5 専攻（器楽専攻・声楽専攻にそれぞれヴィルトゥオーゾコースを設置）を有する研究科博士前期課程（修士課程、以下「修士課程」という）と、1 専攻のもとに 5 研究領域を有する博士後期課程で構成され、また、それぞれの課程の教育研究目的の達成のため、教育課程の運営に必要な教員を確保・配置しており、大学院設置基準で規定されている研究指導教員数及び研究指導補助教員数を満たしている。それぞれの教員は、「教員組織規則」に基づき配置している。研究科教員配置状況は、《表 4-2-2》記載のとおりである。

表 4-2-2 研究科教員配置状況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

課程・専攻		収容 定員	設置基準上必要教員数		専任教員数				兼任 教員数 (b)	教員 合計 (a+b)
			研究指導教員 ※()内はうち教授数	研究指導 補助教員	研究指導教員 ※()内はうち教授数	研究指導 補助教員	その他の 教員	計(a)		
修士課程	器楽専攻	58	4(3)	2	11(10)	9	3	23	80	152
	声楽専攻	40	3(2)	2	4(4)	4	1	9		
	作曲専攻	4	2(2)	1	2(1)	1	1	4		
	音楽学専攻	8	2(2)	1	2(2)	1	0	3		
	音楽教育専攻	20	1(1)	1	1(1)	1	2	4		
	課程の収容定員に応じた教員数		7(5)	4						
	計	130	19(15)	11	20(18)	16	7	43		
博士後期課程	音楽専攻	30	6(4)	3	13(12)	9	7	29		
	課程の収容定員に応じた教員数		3(2)	2						
	計	30	9(6)	5	13(12)	9	7	29		

※その他の教員とは、研究指導教員・研究指導補助教員以外でレッスン・クラス授業を担当する教員である。
※修士課程及び博士後期課程における専任教員とは、学部からの兼任教員である。

B. 教員の採用・昇任等

教員の任免については、「武蔵野音楽学園職員の任免に関する規則」（以下「任免規則」という）において、「建学の精神」及び「教育方針」を理解し、法人の目的の達成に貢献できる人材を確保する」との方針を示し、「武蔵野音楽学園就業規則」第4章「任免」及び「任免規則」に依拠して、任免に関する手続き及び基準等を適切に運用している。

教員の採用及び昇任は、「武蔵野音楽学園人事委員会」（以下「法人人事委員会」という）の議を経て、理事長が決定する。専任及び兼任教員の採用は、自薦・推薦・紹介及び公募に基づいて提出された書類による選考を経て、専門性の高い知識・技術、教育実績、演奏会における実績、卓越したコンクール歴等に加えて、人間的な資質・人格を兼ね備え、学生指導に優れた人物であると思われる場合に、面接及び必要に応じ演奏試験・筆記試験を加え、その採否を決定している。

教員の昇任は、業績、人物、知識、技能、健康並びに法人の教育・運営に対する貢献度等の実績に基づいて行う。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

A. FDの実施体制

本学は、平成20(2008)年度、建学の精神及び教育方針に基づき、教員の授業、研究指導の内容及び方法の改善を図ることを目的とする「武蔵野音楽大学FD実施規則」（以下「FD実施規則」という）を定め、同規則に基づき「FD委員会」を設置した。「FD委員会」は、FDの年度計画・実施・評価、その授業及び研究指導への反映等について、運営の責を担っており、「FD実施規則」第2条の実施単位により、継続的・組織的なFD活動を計画・実施している。

B. 全学単位で実施するFD

a. 全教員・主任以上職員研修会

毎年度授業開始前に、大学の全教員（専任・兼任）及び主任以上の職員を対象として「全教員・主任以上職員研修会」を実施している。学長による建学の精神、教育方針、新年度の教育研究及び管理運営の方針、教員としての心構え、教職協働の重要性、学生からの意見・要望も踏まえた授業実施上の具体的留意事項、自学研鑽、研究発表の必要性等についての講話を行う。

また、学務部長、演奏部長により、大学全般及び所掌業務に関する具体的な説明を行い、大学の教職員の共通理解を図っている。

b. 新任研修会

3月下旬に、新年度4月採用の教員に対して「新任研修会」を実施している。これまで、学長の講話（建学の精神、教育方針、教職協働等）のほか、本学に勤務する者として必要な基本的事項のみの内容であったが、従前の研修内容を見直し、令和3(2021)年度採用者より、前述の学長の講話に加え、所属のコース長又は部会長が、円滑に授業を

開始するために、勤務上必要な知識等について説明することとした。

c. 外国人短期客員教授によるレッスン受講、学生のレッスン聴講

毎年度、海外から各分野における世界的な音楽家を1ヶ月程度招聘しており、教員に対してレッスン受講の機会を無料で与えているのみならず、自分の担当する学生が外国人教授のレッスンを受講する場合は、そのレッスンを聴講することとしている。レッスン受講及び聴講終了後はどちらもレポートを提出させ、貴重なFD活動の一環となっている。近年は、令和4(2022)年度・令和5(2023)年度にはケマル・ゲキチ、クリスティアン＝フリードリヒ・ダルマンの各教授を招聘している。令和6(2024)年度も、5月初旬よりロバート・ダヴィドヴィッチ教授、5月下旬よりケマル・ゲキチ教授、11月にはクリスティアン＝フリードリヒ・ダルマン教授を招聘し、ゲキチ教授には13人の教員が、ダヴィドヴィッチ教授には3人の教員がレッスンを複数回受けた。

C. 部会単位で実施するFD

「FD実施規則」第2条に基づき、部会単位でFDを実施している。各部会は、所掌する科目の教育内容・方法の質の向上を図るため、《表4-2-3》に記載の各種取組みを行っている。また、それぞれの部会長は、「FD委員会」で部会のFD活動の状況を報告し、質疑応答を行い、部会間の共通的課題等について情報の共有を図っている。

表4-2-3 近年の各部会独自の主要な取組み

レッスンの相互見学と報告書作成、教員による公開レッスンの聴講と意見交換（有鍵盤器部会）
中国人留学生のこれまでの音楽環境と今後の指導について部会内で講座を実施（弦楽器部会）
部会内での講座の実施、音楽学部会との連携による論文主査勉強会の実施（声楽部会）
音楽制作ソフトに関する研究会の実施（作曲部会）
コアカリキュラムに基づく各講座の指導内容とその充実について研究討議、他の部会との共同講義参観（音楽教育部会）
修士論文マニュアル中国語版の作成（音楽学部会）
「アートマネジメント部会FDハンドブック」の作成、卒業研究指導方法の検証（アートマネジメント部会）
共通教材の編集（ソルフェージュ部会）
演奏会・授業発表会の聴講と意見交換（指揮部会）

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

基幹教員制度の導入を予定しており、基幹教員の要件を勘案し、学内の規則、委員会の整備などを行い、大学設置基準上、必要な教員数の確保を引き続き行っていく。

FDについては、第4期評価システム対応のため、FDの方針を検討中である。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上

への取組み

A. SD の実施体制

本学では、SDが義務化される以前から、法人及び大学で計画する各種の研修会に加え、学外で開催される研修会等についても、教員のみならず、職員の参加を促し、教員・職員の能力、資質の向上を図る取組みを実施してきた。

平成29(2017)年のSD義務化に伴い、「武蔵野音楽大学SD実施規則」(以下「SD実施規則」という)を制定した上で、「SD委員会」を設置し、それまでの取組みを一層効果的に実施するべく体制を整備した。具体的には、「SD実施規則」第2条に基づき、学内において全学単位で実施するもの、各部署単位で実施するもの、学外の教育・研修会等に参加するものに区分し、効果的に実施している。

B. 全学単位で実施する SD

a. 全事務職員・専任教員研修会

新年度の開始に備え、毎年3月下旬に、学園の全事務職員・技術職員及び専任教員を対象として「全事務職員・専任教員研修会」を実施している。学長が新年度の教育研究及び管理運営の方針、重要な事業の概要、業務運営上特に留意すべき事項等について講話を行い、教職協働に基づいて大学運営を円滑に進めるための意識の共有と、本学の教職員として果たすべき責務の再認識を図っている。

b. 新任研修会

3月下旬に、新年度4月採用の職員に対して「新任研修会」を実施している。学長の講話(建学の精神、教育方針、教職協働等)のほか、配属先の部館長が、新任者の担当する業務内容及び業務実施上の留意事項等について説明を行った。

c. 学生募集サブワーキンググループ

基準2-1でも記載した、学生募集サブワーキンググループについては、出席者を主任以下としており、学生募集へのアイディア出しを、毎回テーマを決めて、グループディスカッション等の形式で行っており、主任以下の職員のSDも兼ねている。

d. 教育実習校・推薦指定校訪問研修会

毎年度、教育実習校・推薦指定校を訪問する教員・職員を対象として、年2回実施している。1回目は、教育実習生への実習前の事前指導、カリキュラムで教育実習に向けて行っている指導、教育実習生受入校への確認事項、入学者選抜・カリキュラムの変更点や学生募集に関する必要知識などについての研修、2回目は訪問に関する報告や次年度に向けての取組み等について研修を行っている。

C. 大学各部署で実施する SD

当該年度の教育研究及び管理運営の方針に基づき、業務を適切かつ円滑に運営するため「部署別研修会」を開催し、各部署が所掌する業務について、各職員がそれぞれの職責に応じた問題点・課題及び改善策等を分析し、レポートを作成して提出する。

その後、各部署で発表・討議を行い共通認識を図るとともに、各職員の担当業務について相互理解を図っている。

D. 諸機関・研修会等での SD

a. 学外諸機関への研修員の派遣

職員の資質の向上及び職能開発・向上を目的として、「武蔵野音楽学園の部外機関への

研修員派遣規則」に基づき、職員を学外の教育関係諸機関へ研修員として派遣している。研修員は、本法人の職員として在籍のまま、原則として 1 年以内の期間で研修に赴く。研修終了後は研修成果報告を実施する。

b. 教育関係機関等が行う研修会等への派遣

本学では、職員の学外研修会等への参加を重視している。自己の職務に直接又は間接に関わる各種研修会等への参加は、それぞれの部署が必要とする職員の、資質や専門能力の向上に大きく寄与している。

課長以下の研修参加者は、研修参加報告書を作成・提出するとともに、必要に応じ、各部署のチーフ（課長、主任等）によって構成され業務に関する連絡調整・情報提供・意見交換等を行う「チーフ連絡会」（通常毎週 1 回開催）での発表をすることとしている。これにより、学外研修会等参加者は、研修会等で得た知識や情報を提供し、各部署がこれを共有することによって、課題発見・問題解決等に役立てている

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力の向上を図るための SD 実施体制は、適切に構築している。SD 活動については、引き続き SD 委員会を中心に実施するとともに、大学機関別認証評価の第 4 期評価システムへの対応のため、SD の方針の策定を検討している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、音楽大学としての特性から、学術研究と同様に、演奏・創作活動を、重要な研究活動として位置付けている。また、学生の教育に必要な楽器及び最新の機器備品等を設置・整備することは、教員の研究環境の向上にもつながると考える。特に楽器のメンテナンスとクオリティーの確保は、本学の教育及び研究環境を整備していく上で重要であり、計画的な購入とメンテナンスを行っている。令和 3(2021)年 4 月にはマリンバとフルート、令和 4(2022)年度にはフレンチホルンとコントラバスクラリネット、令和 5(2023)年度はハープとロータリートランペット、令和 6(2024)年度は、バセットホルンを購入した。

楽器のメンテナンスについては、管楽器類のバランス調整、消耗部品の交換等を行っており、その他の楽器についても必要に応じたメンテナンスを行い対応している。また、ピアノについては、常駐する調律師による定期的な調律を実施している。

研究室は部会単位に配置しているほか、音楽大学としての特性上、各レッスン室も教員個々の教育研究を行う場として研究室と同様に位置付けており、専任教員数を上回る研究室・レッスン室を備えている。

図書館においては、教員の要望に応じながら研究に必要な学術資料の体系的な収集・管理・整理・保管を行っている。

我が国最大の楽器所蔵数を誇る楽器ミュージアムでは、西洋楽器における各種楽器の歴史の変遷が学べる体系的コレクションの他、日本伝統楽器の名器の数々、また、近年急速に減りつつある世界各地の民族楽器など、楽器学や民族音楽学等をはじめ、さまざまな分野における専門的な研究を可能としている。教員による調査・研究、学生の博士論文・修士論文への協力、さらに、学外研究者への協力も行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

公的研究費の適正な運営・管理のために必要な事項を定めた「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」（以下「公的研究費の取扱いに関する規則」という）、特定不正行為の防止及びこれが生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めた「武蔵野音楽大学における研究活動に係わる特定不正行為の防止等に関する取扱規則」（以下「特定不正行為防止規則」という）を制定している。

具体的な施行としては、「公的研究費の取扱いに関する規則」第6条の規定に基づき、物品の検収、旅費・謝金の事実確認、研究員（教員）によるルールの遵守、内部監査、告発案件処理体制、教職員のコンプライアンス等からなる不正行為防止計画を策定し、全教員に啓発活動として年4回「公的研究費 News Letter」を配信、関係職員には年2回コンプライアンス研修を実施することで、適正な研究活動及び研究支援の実施につなげている。

また、「科学研究費助成事業」（以下「科研費」という）の申請手続きに関する説明会を年1回開催し、申請を予定している研究員（教員）及び科研費の運営管理に関わる事務職員に対し、研究活動における不正行為防止に関する説明を行うとともに、説明後にあらためて理解を確認するため、アンケートを実施している。

なおかつ、公的研究費を使用して研究を行う研究員（教員）には、研究倫理を正しく理解してもらうために「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」と「研究不正防止ガイドブック」を、研究費の管理運営に関わる事務職員には、適正な研究費の使用のための「研究不正防止ガイドブック」を、それぞれ作成・配付している。また、公的研究費の運営管理に関わる研究員（教員）及び事務職員に対しては、研究活動における不正防止に関わる「誓約書」の提出を義務付けている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

A. 内部資金による研究費

また、「武蔵野音楽学園研究費取扱規則」に基づき、本法人の教員（専任・兼任）が行う個人研究及び共同研究に必要な費用（研究費）に関する所定の申請があった場合は、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」の意見を聴いて、理事長がその使用の可否を決定する。研究費の範囲は、図書、雑誌及び資料等に要する経費、用品及び消耗品等に要する経費、会議、学会出席、調査及び視察等に要する経費、調査等に伴う謝金等である。研究費を使用した教員は、年度末までに、研究成果及び研究費使用実績を記載した研究報告書を提出する事となっているが制定以降の実績が芳しくなく、機関別認証評価でも指摘を受けており、新しい仕組みを検討しているところである。

B. 外部資金による研究費

公的研究費の取扱いを適正に運営・管理するため、「公的研究費の取扱いに関する規則」を制定している。この規則に基づき、公的研究費に関わる手続きや事務処理を明確かつ統一的行うため、総務部総務課に相談窓口を開設し、公的研究費に係る事務処理手続きに関する本学の研究員（教員）及び学外の研究員（研究分担者）等からの問合せに対応している。

公的研究費のうち、科研費については適正な執行を図るため、「武蔵野音楽大学科学研究費取扱規則」を制定し、科研費に関する事務支援として、総務部は主として諸手続き、管理部は物品に関する事務、経理部は経費の管理、図書館は図書に関する事務等、研究活動に必要な付帯事務の一切を支援している。また、毎年度、科研費の申請に関する説明会を開催し、積極的に申請することを推奨している。

令和 5(2023)年度は、研究代表者として 5 人、学外研究員の研究分担者として 6 人が、科研費により研究を行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援に関しては、大学機関別認証評価の第 4 期評価システムへの対応のため、研究環境に関する調査、研究環境整備・研究倫理に関する規則、研究費の適正利用に関するマニュアル、研究活動への資源配分に関する規則、研究活動に対する RA などの人的支援に関する規則の制定、そしてこれらを検討する会議体の新設等を検討している。

〔基準 4 の自己評価〕

本学では、大学運営を支えるために、適切な教学の運営体制を構築しており、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを発揮できる環境を確立している。大学設置基準等を勘案し、教員・職員を配置している。また、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に記載の通り、創立者は、本学に勤務する者全員が、等しく、直接・間接に教育の充実・向上に携わるべきであるとの強い思いを抱き続け、その思いは現在もなお教職協働の精神として学内に広く深く定着している。

教員の教育内容の改善・向上のための FD 活動及び職員の資質・能力向上のための SD 活動を、組織的かつ計画的に実施している。

研究環境は、音楽大学の特性に応じて整備している。

以上のことから、基準 4「教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営規律と誠実性の維持

学校法人武蔵野音楽学園（以下「本法人」という）の目的を達成するため、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、「武蔵野音楽学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）において、理事会、評議員会に関する事項をはじめ本法人の管理運営に係る事項を定めている。この寄附行為に則り、適正な手続き、方法によって選任された理事及び監事並びに評議員は、本法人の目的とそれぞれの職責を十分理解し、その任にあたっており、理事会、評議員会への出席状況も良好である。このように、本法人は、目的の達成と社会的使命の実現を図るための管理運営体制のもと、寄附行為に則り、誠実な運営に努めている。

業務の執行については、事務組織の基本となる「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下「事務組織規則」という）、大学教員組織の基本となる「武蔵野音楽大学教員組織基準」（以下「大学教員組織基準」という）及び「武蔵野音楽大学部会規則」（以下「大学部会規則」という）において、本法人及び武蔵野音楽大学（以下「本学」という）の組織・職制・事務分掌を定めている。加えて、服務に関する内部規則等として、「武蔵野音楽学園就業規則」「武蔵野音楽学園利益相反マネジメント規則」「武蔵野音楽学園公益通報者保護規則」「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規則」「武蔵野音楽学園個人情報の保護に関する規則」「武蔵野音楽学園特定個人情報取扱規則」等を制定し、これらに則り法人及び大学を運営することで、健全性をもって規律と誠実性を維持している。

内部規則等については、法令の制定・改正に基づき随時検討の上、適時・適切に制定・改訂を行っている。そして、内部規則等は、「学校法人武蔵野音楽学園規則集」としてグループウェアで学内に公開している。

また、本学は自律的なガバナンスを確立し、高い公共性を有する大学としての社会的責任を果たすため、日本私立大学協会が策定した「私立大学版ガバナンス・コード（第一版）」を指針として、令和 2(2020)年 10 月 19 日、理事会の承認を経て「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」を制定した。本ガバナンス・コードは、ウェブサイトで公表している。

加えて、本法人及び本学は、教育研究活動の公共性・公正性を確保し、かつ透明性を高める観点から、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、財務や教育研究の状況をはじめ、本法人及び本学の活動状況について、ウェブサイト、SNS、印刷物等により、積極的に情報を公開している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人及び本学の業務は、令和 5(2023)年度から令和 11(2029)年度の 7 年間を対象とし

た、中期計画及び、それに準拠した当該年度の事業計画に基づいて実施されている。

中期計画は、令和 11(2029)年の法人創立 100 周年を見据え策定しており、状況・環境の変化、計画の進捗状況、大学機関別認証評価結果等を踏まえ、毎年度見直し、必要に応じて修正・追加等を行うこととしている。

中期計画及び事業計画は、「武蔵野音楽学園将来構想委員会」（以下「将来構想委員会」という）において、審議され、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」の審議を経て、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で理事会で決定している。

また、将来構想委員会のもとに重点目標「学生募集」の達成、計画策定（中期計画及び事業計画）に係る教員及び各部署職員からの意見の収集・意見交換、計画の推進及び進捗管理のために将来構想小委員会を、さらにその下に学生募集ワーキンググループ、同サブワーキンググループを設置している。

このように、本学の使命・目的の実現のため、学園中期計画、年度事業計画の策定、及びそれぞれの計画の進捗状況の確認と次期計画への反映等、組織的・継続的に努力を続けている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

A. 環境保全への配慮

本法人及び本学の中核である江古田キャンパスの校舎は、建築基準に基づき、学生・教職員の健康や周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことがないよう配慮された上で、平成 29(2017)年 2 月に竣工した。設備設計当時、「無駄のない設備計画」「最先端の ICT、AV 設備」「キャンパスを支える安全・安心なシステム」「地球環境にやさしいエコキャンパス」の 4 つを基本コンセプトとして建設され、集中管理による空調システムが採用されているほか、LED、節水型衛生器具、人感センサーの採用、使用頻度に応じたガス式と電気式のエアコンの設置等、エコ・節電に配慮した設備により CO₂の削減等にも寄与している。また、コンサートホール、リハーサルホール、レッスン室、練習室は、最適な室内音響を保った上で、外部への完全防音を維持している。校舎を取囲む多様な樹木は、緑化を目的とただけではなく、地域につながる都市型キャンパスを目指して植栽されており、本法人及び本学は、学生が豊かな学生生活を過ごせることへの配慮と周囲の美観の保持に努めている。

一方、入間キャンパスは、都心から離れた郊外に位置しており、その広大で緑濃い校地である。現在は「スポーツ」での利用のみであるが、年間を通してキャンパス内の樹木の伐採と剪定などを行い、自然環境の保護と美観の保持に加え、危険の排除にも努めている。

B. 人権への配慮

「武蔵野音楽学園就業規則」（以下「就業規則」という）第 17 条は、職員の遵守事項として、その第 13 号に「職場での不適切な言動によって、他人に不利益や不快感を与え、その人権を侵害し、学生生活環境、教育研究環境、職場環境を悪化させないこと。」と規定し、これに基づき「武蔵野音楽学園ハラスメント防止のための基本方針」と「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規則」（以下「ハラスメント防止規則」という）を制定している。「ハラスメント防止規則」においては、各種ハラスメントについての具体的な禁止行為や、ハラスメントを未然に防止するための施策を行うことを定めるとともに、教職員や学生からの

ハラスメントに関する相談や苦情に対応するため、4 人のハラスメント相談員（教職員又は学生への対応に各 2 人）を配置し、かつ「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、随時、適切に対応できる体制を整えている。実務的には、相談を受けた相談員は、事案の内容に応じ「ハラスメント防止対策委員会」に報告し、同委員会にて、必要な措置を講じている。

また、未然防止のための施策としては、「武蔵野音楽大学ハラスメント防止ハンドブック」を作成し、その内容を全事務職員・専任教員研修会や教授会等において説明し、ハラスメント防止意識の啓発を図っている。

本法人に、教職員及び学生からのハラスメントに関する相談・苦情に対応する 4 人のハラスメント相談員（教職員への対応、学生への対応各 2 人）、ハラスメント相談員から報告を受けた事案に対し必要な措置をとる「ハラスメント防止対策委員会」を置いて、ハラスメントに適切に対応する体制をとっている。

C. 安全配慮と危機管理

防災警備については、「武蔵野音楽学園防災規則」（以下「防災規則」という）及び「武蔵野音楽学園防災警備規則」を定め、警備会社（総合警備保障株式会社 ALSOK）と年間契約をして、校舎及び校舎周囲の巡視も含めた 24 時間の警備体制を確立している。

江古田キャンパスは、関係者の安全に配慮した設備・システムとして、ゲリラ豪雨に対応する十分な雨水貯留槽と非常用電源設備、非常時の照明・コンセント類の保安電源の供給、収蔵庫等の不活性ガスによる消火設備、誤作動を防ぐスプリンクラー、防犯センサー及び防犯カメラ等を設置している。また、同キャンパスの換気システムは、確実に安定した換気を目的として設計されている。給気・排気ファンによる換気に加え、熱回収による省エネ効果の高い全熱交換機を設置し、室内の空気を定期的に入れ替えることで二酸化炭素濃度を薄め、十分な量の新鮮な空気を供給することにより、安心につながる環境を保持している。

防災計画、消防計画については、「防災規則」第 7 条に基づき、「武蔵野音楽学園消防計画」（防災計画を含む）を策定し、緊急事態に備えている。また、関係規則・計画に基づき、災害や事故等発生時の教職員の基本行動をまとめた「危機管理マニュアル」及び「学生に関する事故・事件等対応マニュアル」を策定している。これらに基づき、所轄の消防署と連携のもと、毎年定期的に避難訓練を実施し、併せて、教職員の誘導要領の向上及びマニュアルの実効性について検証している。

校舎における避難訓練は、基本的に年 1 回、主として関係職員が学生の避難誘導と指導等に対応しつつ実施することとしている。また、学生レジデンス「Flügel」の避難訓練については、春期、冬期の年 2 回、行っている。

さらに、入学時に配付する冊子「学生便覧」に生活上の注意や災害時の行動について記載しており、さまざまな問題に対する注意事項や地震・火災時の避難行動について、学生に周知するとともに、「災害時の対応について」と題する避難準備用の冊子を作成し、全学生に配付し、動画による避難経路を「武蔵野音楽大学ユニバーサルパスポート」にも掲載し、学生がいつでも閲覧できるようにしている。

災害用備蓄品についても適宜、入れ替えや数量・内容の見直し等を行っている。

D. 健康への配慮

労働安全衛生法に基づき、「武蔵野音楽学園衛生委員会」（以下「衛生委員会」という）を設置している。「衛生委員会」は月 1 回開催し、定期健康診断やストレスチェックの計画、衛生に係る労働災害や健康障害の防止のための措置等について審議し、学生・教職員の健康保持増進を図っている。

また、本法人の所有する全ての敷地・建物内を全面禁煙とし、良好な学修環境の維持及び学生・教職員の健康増進に努めている。

（3）5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人及び本学が公的機関として社会的責務を果たし続けるためには、管理運営体制及び教学運営体制を的確に構築し、その運用にあたり、組織倫理や社会規範を確実に遵守しているところであるが、第4期評価システムへの対応のため、組織倫理に関する規則の制定、学校教育法施行規則第172条の2の改正、教学マネジメント指針を参考とした情報の公表への対応、情報公表に関する規則の制定、私立学校法の改正に伴う関連規則の整備、内部統制に関する規則・体制の整備、危機管理に関する方針・規則の策定と危機管理マニュアルの更新などを行っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

A. 理事会

理事会は、本法人の最高意思決定機関として法人の重要事項について審議決定する。

理事の定数は、寄附行為第5条第一号で5～7人と定めており、その内訳は、同第8条第一号により学長（以下「一号理事」という）、同条第二号により評議員のうちから評議員会で選任した者（以下「二号理事」という）1人、同条第三号により本法人に関係のある顕著な功労者又は学識経験者から理事会で選任された者（以下「三号理事」という）3～5人としている。

令和6(2024)年5月1日現在、一号理事1人、二号理事1人、三号理事3人（うち2人は外部理事）の合計5人を選任している。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任され、本法人を代表してその業務を総理する。

理事会は、随時理事長が招集し、理事総数の過半数の出席により成立（寄附行為第16条第3項）するが、理事の出席状況は良好である。なお、理事会に付議される事項につき、議案ごとに賛否を記入した書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなしている（寄附行為第16条第4項）。

理事会で審議決定する事項は、法人に関わる人事、教学、運営に関する事項となっているが、具体的には、寄附行為及び重要な規則等の制定・改訂、中期計画、事業計画、事業報告、予算、決算、財産の管理、役員に対する報酬、三号理事の選任、評議員の選任、主

要人事、学科・課程等の設置・改廃、収容定員変更、学生生徒等納付金の改訂等である。

B. 「武蔵野音楽学園運営協議委員会」

「武蔵野音楽学園運営協議委員会」（以下「法人運営協議委員会」という）は、理事会・評議員会に付議する事項を協議するほか、法人の運営に関する迅速かつ適切な意思決定と執行に資するため、恒常的な業務の執行に関する事項の協議、決定を行っている。

「法人運営協議委員会」は、理事長、学長、法人部長（総務部長、管理部長、経理部長）、並びに、法人職員及び有識者の中から理事長が委嘱する者で組織され、原則として毎週 1 回開催し、機動的に詳細な審議ができる体制をとっている。

「法人運営協議委員会」の協議事項は、「武蔵野音楽学園運営協議委員会規則」第 4 条に定めている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、今後も関係法令を遵守するとともに寄附行為をはじめとする学内規則の定めに基づき、厳正に運営を行っていく。現在、令和 7(2025)年 4 月施行の私立学校法への対応のため、必要な学内規則の準備、手続きを進めている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

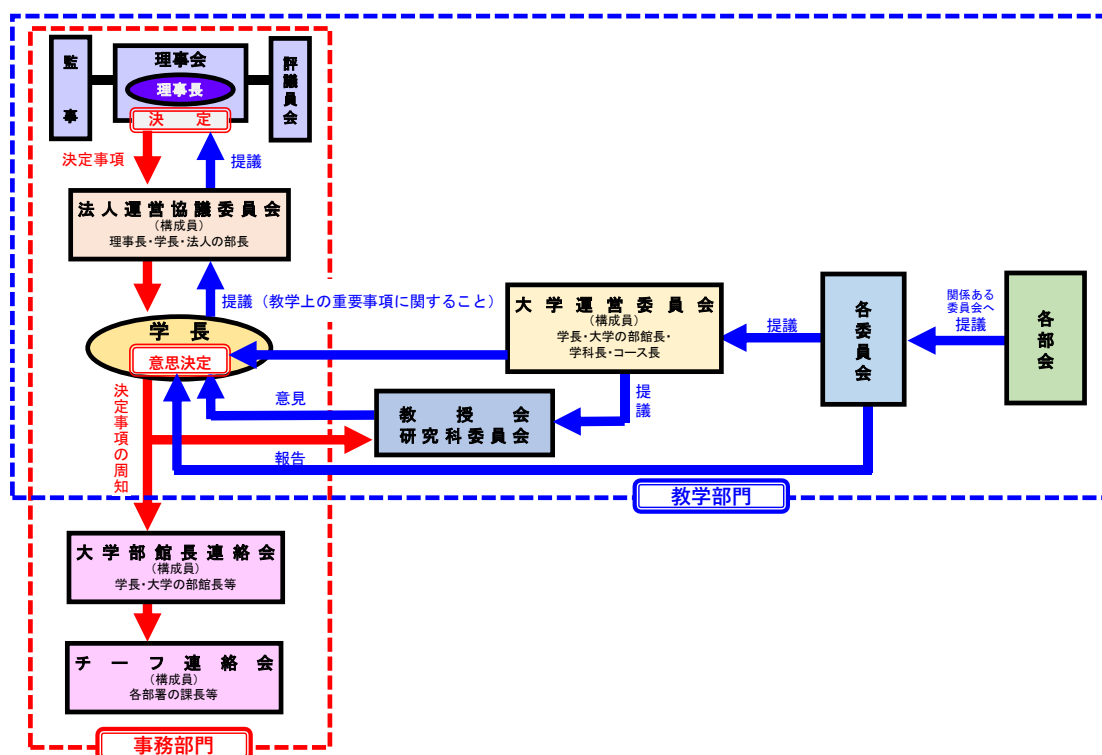
基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人及び本学における意思決定及び連携は、《図 5-3-1》記載のとおりである。

図 5-3-1 法人・大学意思決定及び連携図



本法人における意思決定は、理事会において行う。理事会は、年間4回程度開催されており、緊急を要する案件等が生じた場合は、随時開催することとしている。

本法人では、法人運営に関する迅速かつ適切な決定と執行に資するため、恒常的な業務の執行に関する事項の協議、決定は、「法人運営協議委員会」において行っている。「法人運営協議委員会」には、理事長と理事である学長が構成員となっており、法人と大学との意思疎通を図るための連携がとれている。その結果、迅速かつ適切な意思決定が可能となっているが、

法人の意思決定事項は、重要事項については、学長から教授会、研究科委員会に対して報告される。さらに、事務部門の部・館長に対しては大学の教学及び管理運営に関する事項を協議するために毎週1回開催している「大学部館長連絡会」において、課長等に対しては「チーフ連絡会」において、それぞれ報告される。こうした情報共有システムが、業務の実施にあたっての部署間の密接な連携につながっている。

理事長は、理事会及び「法人運営協議委員会」を通じて問題提起等を行うとともに、検討事項について、指示・決定する等、リーダーシップを発揮できる体制が整っている。

学園中期計画及び年度事業計画の策定にあたっては、毎年度、将来を見据えた教育研究及び各機関の運営上、改善・向上が必要な事項等をくみ上げ、その事項等に応じて「将来構想委員会」や「法人運営協議委員会」、さらに、評議員会、理事会に諮った上で、それぞれの機能に応じて、必要な事項は学園中期計画及び年度事業計画に反映させている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

A. 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック

理事長と学長の権限は、寄附行為及び「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という）により明確に区分している。理事長の権限については、寄附行為第 7 条において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定し、学長の権限については、大学学則第 47 条において「学長は校務を掌り所属教職員を統督する。また、各種の委員会を設け必要事項を諮問することができる。」と規定している。

この各別の職責に従い、理事長及び学長は、それぞれの立場において権限の執行と責任を負うことになるが、学長は理事であり、法人に設置する委員会の委員として所属しているので、法人と大学の権限の明確な区分のもとに、互いに緊密な連携を保持し、情報を共有しながら、相互チェックによるガバナンス機能を果たしている。

B. 監事の選任と職務執行

監事の定数は、寄附行為第 5 条第二号により 2 人と定めており、監事の選任については、同第 9 条により「この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めている。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、2 人を選任しており、監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好である。

監事は、「武蔵野音楽学園監事監査規則」に基づき、年度監査計画を策定し、これにより法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成して、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に報告している。また、理事会及び評議員会に毎回出席し、法令及び寄附行為に従い、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について意見を述べる。さらに、理事会・評議員会以外にも随時来校し、予算・決算の状況や施設・設備管理、学生の修学状況、学生支援、学生募集、演奏活動、その他法人及び大学の業務の状況について、担当部長の報告を受け、質疑及び意見交換等を行っている。

年 2 回の公認会計士による会計監査においては、期間中これに立会い、会計監査人より監査状況の報告を受けるとともに、監査の状況や財産の状況等について意見交換・質疑応答を重ねることにより、本法人及び本学の業務や財産の状況について監査し、十分に監事の機能を果たしている。

C. 評議員の選任と評議員会の運営

評議員は、寄附行為第 18 条で定員を 11～15 人とし、本法人に勤務する職員のうちから 3～5 人、武蔵野音楽大学を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから 2、3 人、本法人に特に顕著な功労があった者のうちから 3、4 人、学識経験者のうちから 3、4 人、いずれも理事会において選任することを定めている。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、法人職員 4 人、本学卒業者 2 人、功労者 3 人、学識経験者 3 人の合計 12 人を選任している。

評議員会は、理事長が招集し、評議員総数の過半数の出席により成立（寄附行為第 22 条第 6 項）するが、評議員の出席状況は良好である。なお、評議員会に付議される事項につき、議案ごとに賛否を記入した書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなしている（寄附行為第 22 条第 7 項）。

評議員会は、法令及び寄附行為に従い、本法人の予算、事業計画、中期計画、借入金、基本財産の処分、役員に対する報酬、合併、解散、寄附行為の変更、収益事業、その他本

法人の業務に関する重要事項であって、寄附行為をもって定めるもの及び理事会で必要と認めたものについて、あらかじめ理事長からの求めに応じ意見を述べるとともに、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対し意見を述べ、若しくは諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることとしており、理事会の運営をチェックする機関として十分に機能している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本法人及び本学に関わる管理運営体制は、寄附行為、就業規則、大学学則、大学院学則その他の内部規則等に基づき整備され、各機関は建学の精神である「〈和〉のこころ」を体现し意思疎通と連携を行うとともに、適切に相互チェックを行っている。

私立学校法改正に伴い、評議員会、監事関連に関する規則の整備、会計監査人の導入などを準備している。

また、私立学校法等の関係法令の改正にとどまらず、学校法人及び高等教育機関を取り巻く環境が急速に変化している現状から、本法人及び本学の学内規則等の改廃等を遺漏なく行い、適切かつ透明性のあるガバナンスを確立して、各所掌間の一層の意思疎通を図り迅速かつ円滑な意思決定の機能を保持する。そのためには、法人の全教職員が常にその知識・技能を向上する意欲が求められる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中期財務計画は、本法人の教学、人事、施設、財務等について、各部署との綿密なる擦り合わせによって中期的な視点から有効な経営施策を効率的に実行するために策定され理事会承認のもと有効に機能している。平成 29(2017)年の江古田キャンパスの校舎建替え・入間キャンパスの機能の江古田キャンパスへの統合、令和 5(2023)年度末の学生レジデンス「Flügel」の竣工・運用開始など教育研究環境の質の向上を計画的に円滑に実現しており、それらの資金手当てについては計画的に引き当てを行った手元資金を中心に行っている。

退職給与引当金は要支給額の 100%を、基本金は要組入額の 100%を組入れている。第 2 号基本金については十分な額を計画的に組入れてきており、第 3 号基本金に対応する「福井直秋記念奨学基金」及び「演奏活動特別基金」へは基金のより一層の充実を図るため積み増しを行っている。

それぞれの特定資産に組入れた資金については「武蔵野音楽学園資産運用管理規則」に従い、平成 31(2019)年に設置した武蔵野音楽学園資産運用委員会にて同委員会規則に則り毎年度の資産運用方針、保有資産の運用状況、保有資産のリスク状況などについて審議し、理事会の承認を受け資産運用方針に従い、適時適切に運用している。

それらは、令和 6(2024)年、本法人が受入れ表明を行った「アセットオーナー・プリンシプル」(令

和 6(2024)年、内閣官房「新しい資本主義実現本部事務局」が策定・公表した「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則」に沿った運用状況となっている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人は無借金経営を長年にわたり維持し、令和 5(2023)年度末における本法人の総資産約 519 億円のうち純資産は約 484 億円と、純資産構成比率は約 93%であり安定した財務基盤を確立している。

令和 5(2023)年度の本法人の収支については支出超過ながら、少子化の影響を抑えるべく入学者選抜の機会を増やすなど学生募集活動を積極化し、学生生徒等納付金は概ね同水準で推移している。

学生生徒等納付金収入に次いで収入貢献度の高い資金運用については、前述のとおり、「武蔵野音楽学園資産運用管理規則」及び「武蔵野音楽学園資産運用委員会規則」に則り適時適切に実施され運用収入の増加を図っている。

寄附金については、平成 23(2011)年度以降、文部科学大臣より税額控除制度の適用を受け募集活動を積極化させ安定的な収入を得ている。平成 30(2018)年度に開始した練馬区内等 4 ヶ所における収益事業の不動産賃貸収入も引き続き収入貢献の一助としている。

一方、支出面については、高い教育水準を維持するために必要な予算を講じつつ、全学的な経費節減に取り組み、教職員一人ひとりが細かい点にも経費節減意識を持ち、見積合わせを取るなどして経費節減を徹底している。とりわけ、江古田キャンパスの校舎建て替えや学生レジデンス「Flügel」の建設工事については、第三者の設計会社コストマネジメント部査定により粘り強く価格交渉を重ね大きな経費削減を行った。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

中期財務計画において、在籍学生数の増加、経費・人件費の削減、資産運用収入の増加などにより、令和 11(2029)年度の基本金組入前当年度収支差額の収入超過を目指しており、収入、支出面での不断努力が引き続き不可欠である。外国人留学生数の更なる増加を含めた在籍学生数増加策、寄附金収入及び資産運用収入の着実なかさ上げ等をより積極的に推進し、よりきめ細かく支出節減を行っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

昭和 46(1971)年に学校法人会計基準が制定されたことを受けて、昭和 47(1972)年に「武蔵野音楽学園経理規則」（以下「経理規則」という）を制定し、同規則に沿った会計処理を

行っている。また平成 27(2015)年度に一部改正された新学校法人会計基準に対しても速やかに「経理規則」を変更して対応している。経理処理において疑問点が生じ判断が難しい場合には、公認会計士にその都度照会し回答を得たうえで処理することを励行しており、会計処理を適切に行っている。令和元(2019)年度、収益事業の開始に伴い収益事業会計を行うこととなり、これについては税理士と相談しながら、適正な会計処理を行っている。会計年度としては、4 月から翌年 3 月までの年 1 回決算であるが、毎月残高照合を行い、必要に応じて各月次計算書類を作成して照合し、適正な会計処理を行っている。

各会計年度の決算書類として、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を作成するにあたっては、公認会計士の指導も受けつつ、学校法人会計基準を遵守している。

予算は、各部署から提出された次年度の施設設備計画や購入計画に基づき経理部が原案を作成し評議員会の意見を聴き、理事会で審議し決定している。必要が生じれば補正予算を編成している。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度に補正予算を編成した。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、平成 14(2002)年度より毎年度 5 人の公認会計士により、中間監査は 11 月に 5 日間、期末監査は 4 月から 5 月に 9 日間にわたり、厳正に行われている。

それぞれの監査期間中には、2 人の監事は会計監査に立会い、監査状況の報告を受けるとともに、活発な意見交換が行われており、監事による監査機能も十分に発揮されている。

また、令和 6(2024)年度から内部監査規則を制定した。内部監査は、内部監査員及び補助者により事業年度毎に作成する監査計画に基づき業務監査、会計監査を実施し、監査終了後、監査結果報告書を理事長に提出するとともに監事に報告することとなっている。理事長は、監査の結果を受けて是正又は改善措置を講じることができる。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7(2025)年 4 月施行の私立学校法及び学校会計基準などの法令改正への対応を行うとともに、会計処理については、これまでと同様、経理規則をはじめとする諸規則を遵守し適切に処理を行っていく。

また、令和 6(2024)年度に内部監査規則を制定したことにより、監事監査、公認会計士による監査、内部監査の三様監査体制が拡充され、より厳格な監査体制が整った。引き続き厳正な監査が行われるよう努めていく。

【基準 5 の自己評価】

本法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法をはじめ関係法令等を遵守し、寄附行為その他諸規則を制定し、理事長のリーダーシップのもと、使命・目的を達成するため、適正な運営体制を整備している。

社会的責務として環境保全、人権、安全配慮・危機管理、健康への配慮等に関する諸規則を定め、教育研究環境の整備・充実に努めている。また、学園中期計画を策定し、毎年度進捗状況を確認して必要に応じ追加・修正を行う等、絶えず使命・目的の実現に向けて継続的努力を行っている。

本法人の決定事項のうち重要な事項は、教授会、研究科委員会、「大学部館長連絡会」、チーフ連絡会を通じて教職員が意思を共有している。大学の状況については、学長が出席する理事会、評議員会、「法人運営協議委員会」において報告され、本法人が現場の状況を把握できる体制を整備している。さらに、学長は、法人及び大学双方の会議に出席しており、相互チェックの機能性が確保されている。事業内容については、理事会、評議員会及び監事によって、適切な検証を行っている。

会計処理は、学校法人会計基準に則り厳正に行われており、公認会計士による監査及び監事による監査においても大きな問題点はない。

以上のことから、本法人は経営の規律・誠実性が、担保され健全な財務基盤が確立しており、基準5を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

A. 内部質保証に関する全学的な方針

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」を指針として、令和2(2020)年10月19日開催の理事会における承認を経て、「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」という）を制定した。このガバナンス・コードは、本学のガバナンスのあり方に関する社会に向けた表明であるとともに、内部質保証のために遵守すべき方針でもある。ガバナンス・コードは、教授会、全教員・主任以上職員研修会、チーフ連絡会などを通じて、全学的に共有されており、ウェブサイトでも公表している。

B. 内部質保証のための恒常的な組織体制の整備

本学は、「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という）第4条に自己点検評価についての項目を定めていたが、令和4(2022)年の改正大学設置基準の第1条第3項の趣旨を受け令和6(2024)年度から項目名を自己点検評価から内部質保証に変更し、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上に努めることを明記した。

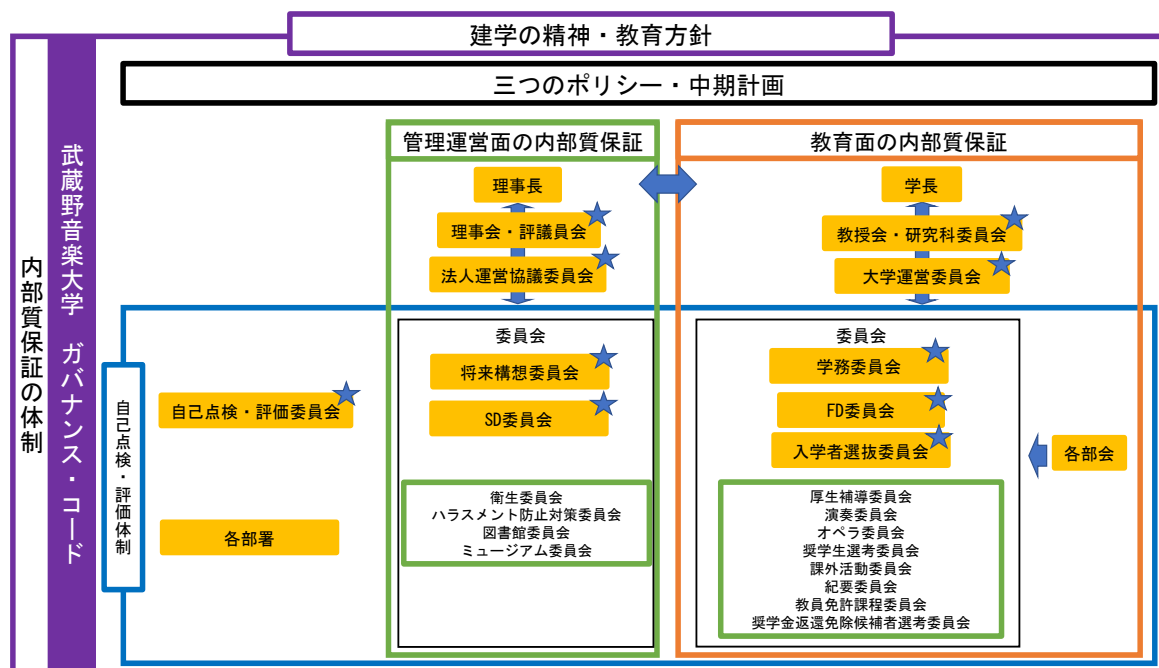
また、令和6(2024)年度の自己点検・評価については、「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則」（以下、「自己点検・評価委員会規則」という）、「自己点検・評価細則」（以下「自己点検・評価細則」という）に基づき、「自己点検・評価委員会」を中心として、実施し、内部質保証を行っている。

「自己点検・評価委員会」は、毎年、「自己点検・評価細則」第2条に定める委員会及び部会に対し、「会議開催記録」等の作成と提出を求めており、これを自己点検・評価の基礎資料として、各委員会及び部会の状況を把握している。

また、「自己点検・評価細則」第3条は、「本委員会は、必要に応じて重要な研究課題、改善点等については、教授会、研究科委員会、さらには理事会へ提言しその審議を受ける。」と定め、同第9条は、「理事長及び本学学長は、自己点検・評価の結果に基づいて、改善が必要と認められるものについては、適切な改善措置を講ずるものとする。」と定めており、これにより自己点検・評価の結果が反映される仕組みを整えている。

内部質保証体制については、【図6-1-1】に示すイメージのように教育の質の保証、管理運営面を含めた大学全体の質の保証について、それぞれの分掌に基づき PDCA サイクルを機能させ、さらに、令和5(2023)年度に中期計画の在り方を見直した事を機に、毎年の自己点検・評価の結果を中期計画及び事業計画と連携させるように設計し、恒常的・継続的なプロセス、システムとして確立している。

図6-1-1 大学全体の内部質保証体制図



※オレンジ色は、内部質保証体制に特に重要な組織を示す

※星印は、学長が構成員として含まれる会議体を示す

C. 内部質保証のための責任体制

内部質保証の中心である「自己点検・評価委員会」は、理事長の諮問機関として設置されている。「自己点検・評価委員会」の構成員は、学長（委員長）、部長・館長、学科長であり、全学的な視点で自己点検・評価を行うことが可能となっている。自己点検・評価の結果は、理事長へ報告され、さらに理事長及び学長は、「自己点検・評価細則」第9条に基づき、改善措置を講ずることができる。

以上のように、内部質保証のための恒常的な組織体制を適切に整備しており、責任体制も明確になっている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年度より、ガバナンス・コードを内部質保証の全学的な方針とし、日本高等教育評価機構の第3期評価システムをベースに内部質保証及び自己点検・評価の体制を構築し、実施していたが、令和 7(2025)年度からの第4期評価システムへの移行や大学設置基準、私立学校法の改正そして、本学の独自の自己点検・評価のサイクルが令和 7(2025)年度から新たなサイクルに入ることも踏まえ、内部質保証及び自己点検・評価の体制の改善・向上を検討している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

A. 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、大学学則第 4 条において、「本大学の目的及び使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定め、必要な細目事項については、「自己点検・評価委員会規則」及び「自己点検・評価実細則」に定めを設けて、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

B. エビデンスに基づく、自己点検・評価の定期的な実施

本学の自己点検・評価は、「自己点検・評価細則」第 6 条及び第 7 条に則り実施している。令和 2(2020)年度までは、原則 3 年ごとに実施することとしていたが、実施方法の見直しを図り、令和 3(2021)年 4 月からは毎年度実施し、3 年ごとに報告書を作成することとした。

令和 4(2022)年 3 月の自己点検・評価委員会にて、令和 4(2022)～6(2024)年度の自己点検・評価の行程案を審議、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度については自己点検・評価細則の別表の区分に基づき、令和 3(2021)年度自己点検評価書に記載の改善向上方策に記載の事項及び大学機関別認証評価にて指摘を受けた事項に対する改善状況について自己点検・評価を実施し、その結果、足りない部分については、中期計画及び事業計画へ反映した。令和 6(2024)年度は、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度の改善状況も踏まえ、総合的な自己点検評価書を作成している。

また、自己点検・評価のためのデータについては、毎年各委員会・部会から提出される「会議開催記録」や、各部署から提出される基礎データなどを収集しており、エビデンスに基づく自己点検・評価が実行できる体制を整えている。

C. 自己点検・評価の結果の学内での共有と社会への公表

これらの自己点検・評価報告書は、教授会、チーフ連絡会、グループウェアで学内共有され、ウェブサイトで公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

A. 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制の整備

a. 学生による授業評価アンケート

実技科目(個人レッスン)とクラス授業に区分して、「学生による授業評価アンケート」(以下「授業評価アンケート」という)を実施している。「授業評価アンケート」は、「武蔵野音楽大学 FD 委員会」が実施し、「自己点検・評価委員会」に報告される。各授業の集計結果は授業担当の各教員に通知され、教員は、結果を分析し、授業改善向上計画書を作成する。さらに部会長が各部会に所属する教員の作成した改善向上計画書を確認し、

教育内容・方法の改善・向上を図っている。自由記述については、大学として対応すべき内容がある場合、教員へのヒアリングや対応を行っている。また、各教員に提出を求める授業改善向上計画書において、「授業評価アンケート」の実施方法、質問内容、結果の活用方法についての提案を記載できる項目を設け、教員の意見を把握・反映できるようにしている。なお、「授業評価アンケート」の結果の概要は、ウェブサイトで公開している。

b. 新入生アンケート

毎年、新入生を対象とした「新入生アンケート」を実施し、その結果を教育研究及び学生募集活動等に活用する体制をとっている。

c. 学生満足度調査

毎年、学部全学年を対象として、6つの設問項目と自由記述欄を設定した学生満足度調査を実施し、その結果を教育内容の充実・改善、学修環境等の整備に活用する体制をとっている。

d. IR 体制

「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下、「事務組織規則」という）第5条において、入学センターが担当する事務として「学生募集に関する企画、運営、分析、評価に関すること」「学生募集に関する資料の収集・データの作成に関すること」また、「事務組織規則」第6条において、企画課が担当する事務として「基幹統計調査及び大学制度等にかかわる調査回答に関すること」「学園の各種情報の収集、分析、調査・統計に関すること」「機関別認証評価の受審に関すること」「自己点検・評価の実施に関すること」を規定している。各種データは、分掌に応じ、それぞれの部署が保有しており、調査・分析が必要な場合、同課は、各部署からの所要のデータ提供を受けて調査・分析を行っている。また、学生の個人情報等取扱いに注意が必要なデータに関しては、「学生に係るデータの貸出依頼書」に基づき、厳格なデータ管理を行っている。また、一部データについては、グループウェアを通じて学内で共有しており、今後、拡充を予定している。

e. 自己点検・評価のためのデータ収集

自己点検・評価のためのデータ収集については、「自己点検・評価委員会」の担当部署である総務部企画課が、各委員会及び各部会、各部署に対し、「自己点検・評価実施要項」第2条、第5条に定める「会議開催記録」と基礎データの作成を依頼し、それらの取りまとめを行い、自己点検・評価に活用している。

以上のように本学は、IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析を行っており、それらに基づき、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、自主的・自律的な自己点検・評価を行っており、IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析も行っている。

自己点検・評価については、第4期大学評価システム対応のため、自己点検・評価委員会規則、自己点検評価細則の改正をはじめ、関連規則の改正なども行い、今後も内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

A. 三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証

三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証について、本学では、複数の委員会・部会や部署がそれぞれの分掌に基づき、三つのポリシーを踏まえた PDCA サイクルを機能させている。

a. 学修成果

学修成果については、基準項目 3-3 に記載の通りである。

b. 教育課程及び授業内容・方法

大学全体の教育課程、授業の運営、試験及び学業成績に関する事項については、主に学務部が把握している成績や教育課程の状況といったさまざまなデータを基に、「武蔵野音楽大学学務委員会」を中心とした審議を行う体制となっている。

また、学科・コース、更には専攻楽器により特性が異なるため、「武蔵野音楽大学部会規則」の定めに基づき、各部会が授業及び試験に関すること、科目の評価に関することなどについて討議を行い、関連する委員会へ提議を行う。さらに各部会は、「3-2-⑤」に記載した「授業評価アンケート」の結果の活用や、部会ごとに行われる FD 活動により、教育内容・方法の改善・向上を図っている。

c. 入学者選抜

入学者選抜については、「武蔵野音楽大学入学者選抜規則」第 6 条に基づき、入学者選抜の実施の基本事項に関すること、入学者選抜の実施に関すること、入学者選抜の成績に基づく合格者案の作成に関すること、入学者選抜制度の改善に関することについて、「入学者選抜委員会」が審議を行っている。

令和 6(2024)年度、新たに実施した事項としては、総合型選抜と一般選抜の実施回数の見直しなどが挙げられる

上記の a～c に記載の事項は、必要に応じ「大学運営委員会」の審議を経て、学長が教授会・研究科委員会の意見を聴き、決定する。更に必要な事項については、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」（以下「法人運営協議委員会」という）及び理事会にも提議し、審議・決定を行っており、大学全体として三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証の PDCA サイクルとなっている。

B. 学園中期計画等を踏まえた大学全体の内部質保証

a. 学園中期計画の策定及び見直し

学園中期計画の策定及び見直しは、「武蔵野音楽学園将来構想委員会」（以下「将来構想委員会」という）を中心として行っている。

「武蔵野音楽学園将来構想委員会規則」に基づき、「将来構想委員会」は、理事長からの諮問を受け、中・長期的な諸課題についての基本的事項の審議を行い、その結果を理事長が「法人運営協議委員会」に諮った上で理事会に提議し、5か年の学園中期計画が策定される。

学園中期計画は、武蔵野音楽学園の基本理念に基づき、教育の質保証から管理運営までを網羅しており、学園中期計画の着実な実行により、大学全体の内部質保証を図っている。

現在、令和 5(2023)年度から令和 11(2029)年度の 7 年間を対象とした、中期計画を策定している。また、将来構想委員会のもとに重点目標「学生募集」の達成、計画策定（中期計画及び事業計画）に係る教員及び各部署職員からの意見の収集・意見交換、計画の推進及び進捗管理のために将来構想小委員会を設置している。

b. 自己点検・評価、認証評価結果の学園中期計画への反映

令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度の自己点検・評価では、令和 3(2021)年度に大学機関別認証評価を受審した際の自己点検評価書に記載の改善・向上方策に記載の事項及び大学機関別認証評価で指摘を受けた事項について自己点検・評価をしており、その結果を中期計画及び事業計画へ反映している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学機関別認証評価の第4期評価システムへの対応のため、「自己点検・評価委員会規則」「自己点検・評価細則」の改正をはじめ、関連規則の改正なども行っていく、また、基準項目2-6に記載の学生の意見要望の把握のシステム化、基準項目3-3の学修成果についての改善、また、学外関係者の意見要望の把握の検討などを行い、内部質保証の機能性を確保したい。

【基準 6 の自己評価】

本学は、「自己点検・評価委員会」を中心とした自主的・自律的な内部質保証のための組織体制や責任体制を適切に定め、自己点検・評価の実施や IR 等データの活用により、PDCA サイクルを確立させ運用している。

大学機関別認証評価の第 4 期評価システムへの対応のために内部質保証の仕組みの改善・向上を検討しており、今後も効果的な内部質保証を行っていく。

以上のことから、基準 6 を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 演奏活動

A-1. 学修成果の発表の場及び学修の場としての演奏活動

A-1-① 演奏活動の目的の明確化と適切な運営体制

A-1-② 演奏会の実施とその成果

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 演奏活動の目的の明確化と適切な運営体制

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、上記の学修成果の発表の場及び学修の場として、学内におけるコンサート形式による試験のほか、本学主催で年間約 100 回に及ぶ多種多様な形態での演奏会を学内外の諸会場で企画・開催している。

実技を主専攻とする学生は、レッスンを通して演奏技術の向上に励み、真摯に練習を重ねている。加えて、伴奏法、合奏、合唱等のアンサンブルの科目をそれぞれ履修し、アンサンブルの技術の修得にも取り組んでいる。これらの学修の目的は、演奏家として舞台上で聴衆を前にし、演奏を安定的に行う能力を身に付けることであり、それには技術・感性・精神力の練磨と併せ、舞台上での演奏体験を重ねその体験を日々の学修にフィードバックしていくことが重要である。

また、実技を主専攻としていない音楽総合学科の学生も、演奏会や「ミューズフェスティバル」に参画し、それぞれの専攻の学修成果の発表及び学修の機会として、これらの場を活用している。令和 6(2024)年度より、音楽教育コースにおいて、管楽器、打楽器、弦楽器専攻の学生のうち希望者が合奏授業を履修できる制度を導入した。ただし、履修の可否については、入学試験における実技の成績を総合的に検討した上で決定する。これにより、当該専攻の学生も合奏を通じた実践的な学修の機会を得ることができるようになった。アートマネジメントコースでは、「武蔵野音楽大学アートマネジメントコース企画制作公演」の開催や、学内外の演奏会の運営補助を行っている。これらは、単にアートマネジメントコースの学生が実技を主専攻とする学生の演奏体験を陰で支えているだけでなく、本コースの学生の企画・制作・運営力が実践を通して培われる場となっており、卒業後にアートマネジャーとしての活躍を目指す学生にとって、重要な機会となっている。このほか、作曲コースの学生においては自らの作品を授業発表や卒業演奏会で発表するなど、コース・専攻に違いはあっても、音楽を学ぶ学生として、演奏会等にそれぞれの形で参画し、これらを日頃の学修成果の発表の場及び学修の場としている。

本学の演奏会の運営については、演奏部が中心となり企画・立案を行い、「武蔵野音楽大学演奏委員会」（以下「演奏委員会」という）で審議を行い、学長が必要と判断した場合に「武蔵野音楽大学運営委員会」（以下「大学運営委員会」という）の審議、その中で特に重要なものについては、さらに、教授会、研究科委員会の審議を加え、学長の承認を得た上で実施している。

また、令和2(2020)年度から管弦楽（オーケストラ）・吹奏楽それぞれの運営ワーキング

グループの必要性が教員より提起され、学長の決裁を受けて設置された。管弦楽（オーケストラ）と吹奏楽の授業の運営や演奏会のプログラムの検討に関して、以前は、当該授業の指導者・指揮者を中心に協議されていたが、第一線で活躍する管・打・弦楽器担当教員を加えたワーキンググループを組織することにより、各教員の持つ豊かな経験やアイデアを結集し、合奏授業が中長期的によりよい方向性を持てるよう具体的方策を継続的に検討できることとなり、これを有効に機能させている。

なお、本学では、海外演奏旅行の渡航費等の一部は学生負担となっているが、それ以外の海外演奏旅行諸経費や、国内演奏旅行を含む国内の全ての演奏活動諸経費は大学が負担している。さらに学生は本学主催の演奏会、教員・演奏家による公開講座について入場料を無料としており、演奏への参加だけではなく、さまざまな演奏を聴く機会も積極的に提供している。

A-1-② 演奏会の実施とその成果

A. 定期演奏会、学生によるコンサート等

本学が例年開催する学生による演奏会として、「武蔵野音楽大学管弦楽団演奏会」「武蔵野音楽大学ウィンドアンサンブル演奏会」「武蔵野音楽大学室内合唱団演奏会」「ニュー・ストリーム・コンサート〜ヴィルトゥオーゾコース演奏会〜」「室内楽演奏会」「卒業演奏会」等がある。

また、近年は、「学生による演奏会」「公開リハーサル」「授業発表」など学生の発表の場を増やしている。試験や演奏会のほかにも、毎年2日間にわたって開催される「ミューズフェスティバル（学園祭）」において、終日、大・小約50団体に及ぶ学生による演奏が行われている。「ミューズフェスティバル」は課外活動ではあるが、学生が、日頃の学修で身に付けた技術や表現力を思う存分発揮できる機会となっている。

令和6(2024)年度については、特別オペラ公演「メノッティ作曲《ヘルプ！ヘルプ！宇宙人が襲ってきた！》」を開催し、教員、卒業生をはじめ多くの学生が公演に携わった。

これらの演奏会は、学生の学修成果の発表の場及び学修の場として、十分その目的を達成して成果を挙げているとともに、音楽文化の普及・向上に貢献している。

B. 演奏旅行・国際交流

本学では、国内外でオーケストラ、ウィンドアンサンブルなどの演奏旅行を行っている。

国内の演奏旅行は、「武蔵野音楽大学同窓会」（以下「同窓会」という）の協力・支援のもと、「武蔵野音楽大学管弦楽団」（以下「本学管弦楽団」という）や「武蔵野音楽大学ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）」（以下「本学ウィンドアンサンブル」という）」による国内演奏旅行を毎年開催している。

令和6(2024)年度は、通常の「本学管弦楽団」「本学ウィンドアンサンブル」の演奏旅行に加え、同窓会岡山県支部からの依頼により「同窓会岡山県支部創立60周年記念演奏会」に「武蔵野音楽大学室内合唱団（以下「本学室内合唱団」という）」を室内合唱団岡山演奏旅行として派遣した。

海外演奏旅行については、本学管弦楽団が、昭和52(1977)年に西ドイツ・ボン市において開催された「ベートーヴェン没後150周年記念祭」への参加を果たして以来、本学管弦楽団、本学ウィンドアンサンブル及び「武蔵野音楽大学室内合唱団」は、ドイツ、オースト

リア、ハンガリー、アメリカ、台湾の主要都市で、海外演奏旅行を行ってきた。

また、大学間の交流において、「日本・ハンガリー国交回復50周年記念事業」の交歓演奏のため、リスト音楽院管弦楽団（ハンガリー）を日本へ招待し都内2か所を含む4会場で本学主催の演奏会を開催、ジュリアード音楽院（アメリカ）、国立台北芸術大学、国立台湾師範大学（台湾）、チューリッヒ芸術大学（スイス）等、著名大学の演奏団体を本学へ招いて演奏会を開催し、交流を深めた。

さらに、令和元(2019)年10月には、「日本・ハンガリー外交関係開設150周年 武蔵野音楽学園創立90周年 ジュール・フィルハーモニー管弦楽団創立125周年」を同時に記念し、本学ベートーヴェンホールにおいて「ジュール・フィルハーモニー管弦楽団演奏会」を開催した。

長年にわたる諸外国との文化交流・国際親善に努力を傾けてきた結果、多くの国々の公的機関や大学から、それぞれの国を代表する作曲家の像を寄贈されており、現在、江古田キャンパス内に11体、入間キャンパス内に2体、計13体設置されている。

しかしながら、コロナ禍以降の世界情勢や治安により学生の安全の確保が難しくなっている事や昨今の円安、世界的なインフレによる費用の高騰等の事情により、近年、海外演奏旅行の実施が困難となっているが、前述の「A. 定期演奏会、学生によるコンサート等」や後述の「C. 社会貢献・地域連携等」による演奏者派遣などにより学生の演奏の場を充実させているほか、来日している著名な演奏家の対応が可能な場合に学生をモデルとしたミニクリニックを開催するなどの対応を行っている。

これらの演奏会は、学生の学修成果の発表の場及び学修の場として、十分その目的を達成して成果を挙げているとともに、開催地域の音楽文化の普及・向上に貢献している。

C. 社会貢献・地域連携等

今日の社会的な要請に従って、大学のキャンパスに近い自治体や、警察署、病院等との連携のもと、学外での演奏会の実施や、演奏者派遣による演奏活動を行っている。

また、本学ウィンドアンサンブルは、創設以来その研究の対象を主として吹奏楽のオリジナル曲に置いており、毎回、コンサートのプログラムから何曲かを収録し、LP・CDとして制作し、継続的なリリースをしてきた。

昭和 54(1979)年に初めてリリースをして以来、これまでに収録した曲は、多くの日本初演曲、世界初演曲を含む全 213 曲に及び、リリースをした 26 枚の LP・CD は、全国の吹奏楽団や中・高等学校の吹奏楽部等で広く聴かれ、高く評価されている。

これらの収録曲のうち、本学ウィンドアンサンブルの演奏が日本初演にあたる A. リード作曲「アルメニアン・ダンス（パート 2）」、D.R.ホルジンガー作曲「春になって王たちが戦いに出るに及んで」等のように、今では日本の吹奏楽団のプログラムの中で定番となっている曲も少なくない。また、本学が世界初演を行ったジルー作曲交響曲第 4 番「ブックマークス・フロム・ジャパン」やヴァルチック作曲「イロア・イロア」等は、現在アメリカでも広く演奏されている。

過去の音源については、「Naxos」や「Spotify」といった音楽配信サイトでの配信も行われている。

これらの社会的な要請に応える演奏やCD等の収録・リリースは、学生の学修成果の発表の場及び学修の場として、十分その目的を達成して成果を挙げているとともに、音楽文化

の普及・向上に貢献している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

前述のとおり、本学ではさまざまな演奏機会を設けており、学修成果の発表の場及び学修の場としての演奏活動を十分に行っている。現在、令和 11(2029)年度に武蔵野音楽学園創立 100 周年に向けて演奏活動の充実を計画している。

〔基準 A の自己評価〕

本学が開催する演奏会は、学生の学修成果の発表の場及び学修の場である。これらの演奏会の企画・運営については、演奏部を中心に行っており、所定の手続きを経て学長の承認を得た上で実施している。

演奏会は、コンサート形式の試験を含めると年間150回に及び、管弦楽、吹奏楽、合唱、オペラ等、学生の専攻に応じてさまざまな形態と規模で開催されており、これらを通じて学生は、演奏技術、表現力はもちろんのこと、聴衆を前にして安定的な演奏を行う能力を修得している。これらの演奏会は、本学の4つのコンサートホールと首都圏の著名な演奏会場に加え、各地域で活動を展開する同窓会との連携によって、全国各地で開催されている。これら全ての経験から、学生は演奏への確かな自信を獲得し、卒業後の演奏活動、留学、進学、あるいは就職といったそれぞれの場で、その成果を生かしている。

本学が開催する演奏会は、「音楽芸術の研鑽」という本学の教育方針のもと、学生・教職員が、長年にわたり総力を挙げて継続してきた活動実績であり、学修成果発表の場及び学修の場として重要な機会であると同時に、その成果は我が国の音楽文化発展に寄与するものである。

以上のことから、基準Aを満たしている。

基準 B. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアム

B-1. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの運営・管理と諸活動

B-1-① 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムのコンセプトの明確化

B-1-② 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの適切な運営・管理体制と諸活動

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムのコンセプトの明確化

武蔵野音楽大学では、昭和 28(1953)年から楽器の収集を続け、昭和 35(1960)年に江古田キャンパス内に「楽器陳列室」を設置、そして昭和 42(1967)年に「武蔵野音楽大学楽器博物館」（以下「楽器博物館」という）として改組、開館し、広く一般に大学の資料を公開してきた。さらに、昭和 53(1978)年には入間キャンパスに楽器博物館が、平成 5(1993)年には武蔵野音楽学園の附属施設であるパルナソス多摩楽器展示室が開設された。この楽器博物館は、我が国最初の楽器博物館であるとともに、その所蔵数は 5,900 点を超え、現在なお我が国最大の楽器博物館と位置付けられている。なお、入間キャンパス楽器博物館は、で閉館し、現在は楽器資料の収蔵庫としての役割を果たしている（入間キャンパス楽器収蔵庫の総面積は 650.2 m²）。

本楽器博物館は、令和 3(2021)年度、江古田キャンパス内の中央という好立地において、「武蔵野音楽大学楽器ミュージアム」（以下「楽器ミュージアム」という）と改称し、新たな楽器文化の発信地としてリニューアルオープンした。（事務室・収蔵庫・作業室を含む総面積は 950 m²）。楽器ミュージアムのコンセプトは、《表 B-1-1》記載のとおりである。

表 B-1-1 楽器ミュージアムのコンセプト

- | |
|---|
| <p>1 我が国最大の所蔵数を誇る世界的に希少な楽器資料及び楽器関連資料を、安全に後世に伝える。</p> <p>西洋楽器のみならず、日本の楽器、世界の民族楽器などの楽器資料のほか、楽器附属品、装置・器具類、その他音楽資料を広く所蔵する。それら希少な資料を後世に伝えるために、完全空調の収蔵庫・展示室の環境により理想的な所蔵環境を維持する。</p> <p>2 高度な教育研究機関として、世界の音楽文化に対する学内外の研究に寄与する。</p> <p>大学博物館として、所蔵資料約 30 万点を誇る大学図書館、大学指導陣といった物的・人的資源を活用し、高等教育機関としての専門的な教育研究に対応可能な資料を整備する。</p> <p>3 一般の対象者への教育普及活動を充実させる。</p> <p>学内コンサートホール、教室等を活用し、さまざまな年齢、興味の対象に対応できる、だれにとってもわかりやすく、親しみの持てるような博物館として教育事業を展開する。</p> |
|---|

B-1-② 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの適切な運営・管理体制と諸活動

A. 施設管理

a. 館内空調

世界的にも希少な楽器資料を安全に後世に伝えるために、展示室・収蔵庫の環境には万全を期している。展示室及び収蔵庫内は、空冷ヒートポンプチラー方式及び空調機により、変温恒湿の空調システムが採用され、24 時間 365 日理想的な環境を維持している。

また、施設内の各所には最新式の電子温湿度記録計が設置され、各室のデータはリア

ルタイムでミュージアム事務室に送られ、常時環境状態を把握している。

b. 地震対策

完全耐震構造の建物はもちろん、展示室内の資料はテグスにより固定され、転倒防止に万全を期している。また、収蔵庫の棚は固定され、資料の落下防止に努めている。

c. 防犯対策

展示スペース各所に防犯カメラを設置し、十分な防犯対策をしている。また、来館者は全て受付を通り、荷物などはコインロッカーに預けることができる。

B. 収集活動

楽器ミュージアムは、長い歴史の中で多くの寄贈と購入により資料の収集を行ってきた。寄贈者の数は 376 人に上り、個人のほか、イラン政府やハンガリー大使館のような外国機関、国内の法人からの寄贈も少なくない。

C. 展示活動

a. 館内展示

a-1 江古田キャンパス楽器ミュージアム

展示室は楽器の種類によって 4 ゾーン（鍵盤楽器展示室 290.31 m²、管弦打楽器展示室 145.79 m²、日本の楽器展示室 139.75 m²、世界の民族楽器展示室 157.71 m²）に分けられ、それぞれ異なったデザインを有している。各展示室の展示内容は下記のとおりである。

〔鍵盤楽器展示室〕

4 ゾーンのうち最大のスペースを持つ鍵盤楽器展示室には、ピアノ誕生以前の鍵盤楽器、グランドピアノ、スクエアピアノ、アップライト・変形ピアノといったエリアごとに、歴史的変遷を辿る展示がなされている。また、「クララ・シューマン自身が愛用したグランドピアノ」「ナポレオンⅢ世の結婚祝品としてイギリスのヴィクトリア女王が贈呈したピアノ」など、世界的にも希少な歴史的価値の高い資料を身近に見ることができる。さらに現存する国産第一号のパイプオルガンや、我が国初期のリードオルガンなど、多様な鍵盤楽器が展示されている。

〔管弦打楽器展示室〕

ヨーロッパの管弦打楽器を展示したこのゾーンは、弦楽器、管楽器、打楽器が分類展示され、各種楽器の歴史的変遷が学べる。木管楽器の体系的コレクションや現在の形を整える以前の歴史的金属管打楽器群、またヴァイオリン、ヴィオラ、チェロの銘器や、木管楽器セットなど、名品の数々が展示されている。

〔日本の楽器展示室〕

我が国の楽器博物館として、誇るべき日本音楽の価値を内外に発信する。雅楽、琵琶楽といったジャンル別の展示のほか、本館開館の契機となった水野佐平氏寄贈の歴史的な名器を「水野コレクション」として別エリアで展示している。このエリアでは、仙台藩伊達家の宝物第 1 号であり、平安・鎌倉時代のものと推定される笙や、華やかな装飾が施された江戸時代の箏など、歴史的かつ美術工芸品としても高く評価される資料を見ることができる。

〔世界の民族楽器展示室〕

東アジア、東南アジア、南アジア、西アジア・北アフリカ、アフリカ、ヨーロッパ、アメリカ・オセアニア」の7つのエリアで構成されている。各エリアには、その地域の民族が使用する代表的な楽器のほか、近年は失われつつある少数民族の使用する希少な楽器が展示されている。

a-2 パルナソス多摩楽器展示室

楽器展示室(65 m²)では、地域別、楽器分類別視点から、テーマに沿った所蔵資料の企画展を年1回行っているほか、常設展示としてヨーロッパの歴史的管弦楽器を展示している。

b.他館へ資料貸出

- ・平成 27(2015)年 8 月 3 日～20 日 ホテルオークラ東京 「第 21 回秘蔵の名品 アートコレクション展」 笙(A888)、楽琵琶(A1050)、掛け軸(三幅対)(E258)
- ・平成 29(2017)年 11 月 1 日～6 日 日本弦楽器製作者協会 「第 60 回 2017 弦楽器フェア」 ヴァイオリン(A558、A3607、A3608)、ヴィオラ(A3609)、チェロ(A3610)
- ・令和 4(2022)年 7 月 16 日～9 月 11 日 港区立郷土歴史館 「Life with ネコ展」 三味線(A3021)、ネコ皮(B469)、イヌ皮(B471)
- ・令和 5(2023)年 3 月 18 日～5 月 7 日 千葉市科学館「へんな楽器展」 角笛 (A2935)
- ・令和 6(2024)年 11 月 2 日～12 月 8 日 根津美術館「特別展 百草蒔絵薬筆筥と飯塚桃葉 (仮称)」 龍笛、高麗笛及び合筒(A1339, A1340)

D. 教育普及活動

a. 学内の教育活動

学内の教育活動として、「博物館資料論」「博物館資料保存論」などの授業のために所蔵資料を提供するとともに、年に数回「音楽総合演習」や「アートマネジメント研究」などの授業で見学会を実施してきた。また、「さまざまな音楽の演奏実践」の授業で、ヴィオラ・ダ・ガンバなどの西洋古楽器、箏及び雅楽の楽器類を活用しているほか、本学演奏会において、所蔵楽器の貸出や協力を行っている。

学芸員実習では、毎年多数の本学学生が実習を行っており、大学博物館としての役割を担っている。さらに、教育内容の充実化を図るため、令和 6(2024)年度より、学芸員実習の一部をミューズフェスティバルの特別開館にあわせて行うこととした。これにより、「ワークショップ」や「館内ガイドツアー」といった博物館の主要業務のひとつである「公開・教育普及活動」を、実際に学生が体験できるようになり、大学施設を活用したより実践的な教育活動が展開できることとなった。

b. 一般への普及活動

学外に対しては、広く一般に公開し、楽器文化の普及活動を行っている。

令和 3(2021)年 12 月にリニューアルオープンした後、コロナ禍の状況を見ながら、段階的に学内外への公開範囲を拡大してきた。令和 4(2022)年以降、毎年 2,000 人以上の見学者を受け入れ、さらに、令和 5(2023)年 7 月より、館員による解説を伴う団体見学の受入れを再開し、現在、年 20 件以上の見学ガイドツアーを実施している。

音楽文化の普及活動としては、各マスメディアへの協力・資料提供のほか、美術館・博物館などの企画展示に所蔵資料の貸出を行ってきた。また、平成 25(2013)年より入間

市教育委員会との共催で「子ども音楽大学いるま」を開催し、令和 6(2024)年第 10 回目を実施した。さらに、東京都教育委員会設立の財団法人、「東京学校支援機構」への協力として、パルナソス多摩楽器展示室よりオンライン模擬授業を行った(令和 3(2021)年)。

c. 視覚障害者のためのガイドブック製作

令和 6(2024)年、ユニバーサルミュージアムの実現を目指して、また、大学の障害者支援の観点から、「視覚障害者のための館内ガイドブック」の製作を実施した。特徴は文字印刷に点字を透明シートで重ねたことで、晴眼者と障害者がともに同じものを共有できるように工夫している。

d. 武蔵野音楽大学図書館との連携

広く地域に還元する目的で、図書館と連携し、近隣の児童を対象に、練馬区教育委員会委託講座「ねりま遊遊スクール」で、「音楽の楽しさ面白さを知るきっかけ」となるイベントを令和 7(2025)年度に実施すべく、現在計画中である。

E. 調査研究活動

a. 博物館としての研究活動

博物館としての研究実績は次のとおりである。

製作：『武蔵野音楽大学楽器博物館目録』1～8 巻

『武蔵野音楽大学楽器博物館研究報告』1～11 巻

論文：『武蔵野音楽大学研究紀要』

第 40 号(平成 20(2008)年)「武蔵野音楽大学楽器陳列室の開設についてー開設者福井直秋の教育観を中心にー」、第 43 号(平成 23(2011)年)「水野コレクションの古笙『節摺』の形態に関する一考察-武蔵野音楽大学所蔵の他の笙との比較を通して-」、第 47 号(平成 27(2015)年)「18～19 世紀のクラシック音楽の楽器における音量と寸法の変化に関する調査」、第 52 号(令和 2(2020)年)「楽器博物館における音楽教育の意義ーアクティブラーニングの取組みを通してー」第 54 号(令和 4(2022)年)「康光・太助の箏調査報告ー武蔵野音楽大学楽器ミュージアムコレクションを中心にー」第 55 号(令和 5(2023)年)「福井直秋作曲の校歌をめぐって」

口頭発表：「第 25 回 ICOM(国際博物館会議)京都大会」(令和元(2019)年)

“The significance of traditional Japanese music education at a musical instruments museum”

F. 広報活動

楽器ミュージアムの広報活動として、長年、多数のメディアの取材を受けてきた。近年の取材では、NHK - E テレビ『ららら♪クラシック』、テレビ朝日『題名のない音楽会』などが挙げられる。所蔵資料の紹介のほか、これらの活動を通じて音楽に関する疑問などをわかりやすく解説することで、音楽文化の普及にも貢献している。

楽器ミュージアム販売物としては、前述の石のチャイムの CD と目録のほか、写真集『カレイドスコープ』や、所蔵楽器をわかりやすく紹介した本『楽器万華鏡ー世界の美しい音の器たち 武蔵野音楽大学楽器博物館編』、絵葉書などがある。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本ミュージアムの最大の特長は、資料の所蔵数の多さと幅広さにある。我が国初の楽器博物館として設立し、その後、積極的に収集した結果、我が国最大の所蔵資料を有する楽器博物館として発展した。これらの膨大な楽器コレクションは、博物館の真髄でもある「実物教育」として、主に教育現場、研究分野で活かされ、長年学内外の音楽文化の研究に寄与してきた。

この度のリニューアルに伴い、従来の博物館活動を継続しつつ、今後はさらにミュージアムの活用に重点を置き、新たな活動を展開させ、より充実した博物館を築くことを目指していく。新たに取組む活動としては次のとおりである。

A. 展示の改善（画像や音源の展示活用）及び展示資料リストの作成

ユニバーサルミュージアムの観点から、画像や音源を展示に活用して、障害者や子どもなどすべての人にとってよりわかりやすい展示を目指す。また、見学者が展示資料についての基本的な理解が得られるように、「展示資料リスト」を作成し、展示資料の基本情報を提供する。

B. 入間キャンパス楽器収蔵庫の再整備

所蔵資料の約 7 割が保管されている入間キャンパス収蔵庫を再整備する。第一段階として、既存の展示ケースを収納棚として利用し、収納スペース全体を拡張する。第二段階として、資料を種別に分類して整理する。これにより、資料が活用しやすい環境を整備する。

C. IPM（Integrated Pest Management 総合的有害生物管理）の導入

博物館に資料保存の観点から、IPMの導入を検討する。世界共通の音楽文化遺産である希少な楽器資料を、後世に永く安全に遺すため、また、環境問題への配慮が求められる昨今において、薬剤による燻蒸に頼らずに行うIPMの導入は、博物館界全般においても、重要な取組みとして、この十数年注目を集めている。日頃の点検活動を強化することで、資料保存に適する環境の維持を目指し、予防的措置を講じていく。

〔基準Bの自己評価〕

コンセプト1にあるように、楽器ミュージアムは、博物館に適した空調設備の導入により、所蔵資料を安全に維持保管する環境を整備している。また、コンセプト2にあるように、資料は多くの授業に活用され、学外の研究にも資料提供などの協力をしている。さらに、コンセプト3の一般への教育普及活動においては、練馬区や入間市の講座に代表されるように、楽器文化の一般への普及に貢献している。加えて、新たな施設設備では、徹底した地震対策、防犯対策を講じている。このように、明確なコンセプトに沿った適切な運営・管理体制のもと、さまざまな活動を行い、我が国を代表する楽器博物館としての使命を果たしている。

資料の受入れから調査研究、教育普及活動に至るまで、従前の活動を更に発展させ、音楽文化振興に寄与していく。

以上のことから、基準Bを満たしている。

V. 特記事項

1. 生涯学習プログラムの実施

本学では、生涯学習プログラムとして、武蔵野音楽大学別科（以下「別科」という）の設置のほか、免許法認定講習、音楽指導者セミナーを開講して、幅広いニーズに応じている。

別科は、生涯学習や進学・留学準備等、多様な学びの需要に応えるために、幅広い年齢層を対象に、実技の個人レッスンと基礎的な関連科目である「音楽理論」「西洋音楽史」を教授し、その能力の向上を図ることを目的としている。出願資格は高等学校若しくは中等教育学校卒業以上、又は学校教育における12年以上の課程を修了した者、及び入学の前月までに卒業（修了）見込みの者とし、実技試験と面接試験で入学者を選抜する。修業年限は1年とし、再度受験し合格した場合には、更に修業を可能としている（通算4年間）。

免許法認定講習は、昭和50(1975)年度から、毎年、文部科学大臣の認定を受け、現職の教員を対象として開講している。中学校・高等学校の「音楽」の2種免許状から1種免許状への上級資格取得、又は他教科教員が「音楽」の教員免許状の資格を取得できる。音楽の教科及び教科の指導法に関する科目の合計7科目（各科目2単位）を開講し、この中から2科目4単位まで修得することができる。

音楽指導者セミナーは、令和4(2022)年度から音楽の指導者や小学校・中学校・高等学校の教員を対象とし、ピアノ・声楽・合奏・合唱の指導法や音楽史、教材研究などについて講座を行っている。開始以降、延べ1,449人が受講している。また、音楽指導者セミナーだけでなく、学生募イベントの一つであるステップアップレッスンと同時に「指導者のための特別講座」を実施しており、これらの活動を通じて、教育現場を通じた音楽文化の向上・発展に寄与している。

2. 公開講座の実施

本学では、文化芸術の振興に寄与するため、公開講座を実施している。広く社会へ向け公開するとともに、本学学生は無料で聴講することができる。近年では、坂東玉三郎特別招聘教授等の本学教員のみならず、ケマル・ゲキチ、ペテル・ミハリツァ、グジェゴシュ・ニェムチュク、ロバート・ダヴィドヴィッチ、オレグ・クリサ、ボストン・ブラス、ヨーコ・ハルヤンネ、マーク・グローウェルズ等、世界で活躍する演奏家・音楽学者を招いて実施している。

3. 武蔵野音楽大学同窓会との連携による卒業生支援・社会貢献

全国に各都道府県を単位とする(ただし北海道は東・北・中央・南の4支部に分割、東京都は本部があるため東京支部は置かない。)計49の支部と、海外に台湾・韓国・シンガポールの支部を持つ「武蔵野音楽大学同窓会」(以下「同窓会」という)は、本学を支援する組織であるだけでなく、現地の卒業生が研究や演奏活動を継続する重要な場であり、同時に地域の文化発展にも広く寄与している。本学では国内外各地の同窓会支部と連携し、各地域の卒業生を支援するとともに、音楽文化発展の一翼を担うべく、演奏者・講師等の派遣、演奏会・公開講座等を実施している。